

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言（案）」
に対する意見公募の実施結果について

令和4年10月7日
経済産業省・資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言」
のとりまとめに向け、以下のとおりパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概
要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和4年7月30日（土）～令和4年8月30日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等
により周知を図り、e-Gov、FAX、郵送により御意見を募集。

2. 提出意見数

209件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、1件の意見に複数の意見が含まれ
る場合は、回答のわかりやすさの観点から意見を分割して整理しており、数字が合
いません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対し
て、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言（案）」に対する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 土地開発前段階に関する御意見		
1	森林伐採を伴う太陽光発電設備の設置については、FITの対象外とすべきである。 森林はただ存在するだけで二酸化炭素を吸収・貯蔵しているため、森林を伐採して太陽光発電設備を設置したとしても、当該の太陽光発電が二酸化炭素排出量の削減に寄与することはない。よって、森林伐採を伴う太陽光発電設備の設置はFITによる優遇措置の趣旨に添わないため、FITの対象外とすべきである。	再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。 本提言書においても、急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、災害の発生が懸念の聲が高まっており、今後の太陽光発電設備の立地に当たっては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてメリハリをつけて対応していくことが必要という方向性が示されています。 そのため、森林法に基づく林地開発許可において、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ林地開発許可対象となる基準の引下げや、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討することがとりまとめられました。 提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めるとともに、制度の適切な運用をしております。
2	土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険がある場所の計画を許可しないほしい	
3	森林法、宅地造成等規制法、砂防三法、土砂災害防止法等の個別法は、個別の 目的に限定して制定されている。また、所管の官庁や部局が異なるため、省庁・部局間の障壁のある中で運用しようとする、当然ながら整合性が取れず、また 弊害が発生する。とくに防災面、住民の生命を保護することは何よりも大切なことから、すべての規制法の上に、日本の国土利用について、守るべき基本原則を定める法律を制定する必要がある。 安全については、各都道府県に判断を任せられた結果、各都道府県で判断が異なるようなことがあってはならない。太陽光発電施設を工作物として扱わない、つまり建築基準法を適用しないようなことをすることによって、なし崩し的に安全性 の保障されない工作物が設置される無法地帯と化したことを忘れてはならない。森林法に基づく林地開発許可は、事実上、各都道府県のガイドラインによって行われている。同法では防災、水害に対する災害の防止、水源の涵養、環境保全、森林の機能保全の遵守がうたわれているに関わらず、行き過ぎた開発が認可されている。その理由は、防災や水害について規制しているが、その実態は森林そのものの保全を目的とする規制レベルに留まっており、国民の生命、身体保護 レベルには及んでないからである。時間30mm程度の降雨を外力とする防災施設や貯水池は、その影響が下流に及ぶことを無視している。盛土は設計以上の降雨によって地下水位が上昇すると不安定となって滑動するし、貯水池は設計を超えて流入する雨水によって破堤するが、これらを想定した対策評価は行われない。開発に伴って土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップは作成されないし、修正されない。 再エネ開発にとどまらず、すべての国土の改変については、改変の結果発生する災害について、例外を認めることなく、安全基準を明記の上、内閣府所管の国土利用基本法を制定し、これをすべての個別規制法の上に位置付けるとともに、その実効性を確保すべきである。これに伴い、土地取引の届出のための法律と化してしまっており、個別規制法の上に位置付けられていたはずの国土交通省所管の国土利用計画法は廃止すべきである。これにより、これまで深刻な問題となった再エネ開発に伴う災害に関する多くの懸念が払拭される。	昨年、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとしております。 また、本法は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定することとしており、関連する様々な省庁による緊密な連携の下、盛土等に伴う災害の防止に向けて、取組んでまいります。
4	メガソーラーや風力発電施設の建設で、尾根を切り、切った土砂で谷を盛土し、広域にわたってソーラーパネルや多数の風車を建設した場合、大量の盛土（谷埋め盛土）、道路建設による切土・盛土の土砂は、平常時にも少しずつ谷筋を通って下流に流出し、河川へ流出する。そして小規模な土石流、河川氾濫を誘発することももちろんのこと、海へと土砂が流出することになり、海岸地形を改変し、漁業や旅行業等の地方産業へ徐々に影響を与える。 近年は豪雨災害が激甚化している中で、森林法の外力の範囲(1時間雨量強度30mm/h程度)で設計した盛土の擁壁、排水施設では、盛土が一気に土石流となって下流を襲うことは否定できない。下流に居住する住民の生命を保護するためには、洪水浸水想定区域の指定と同様、1000年確率の降雨に対して安全性を確保する必要がある。前述の谷埋め盛土の擁壁や排水処理を、例え宅地並みにしたとしても、猛烈な雨に対して安全を確保するのは難しい。流域で大規模な土石流が同時多発的に発生すると、広域な土砂災害によって、住民の生命、身体、財産を損なうこととなる。さらに、その流域の里山から都市部に至るまで河川氾濫が発生し、そして海岸までが甚大な打撃を受け、地域は容易に復興できないほどの被害を受ける。 流域治水の必要性が認識される中、これに相反する大規模な再エネ開発は、山、川、都市を含めた自然環境、住環境そして経済、すなわち地域を破壊するものである。この提言には、根本的にこのような流域単位の広域な視点が欠如している。可能であればカーボンニュートラルも良いと思うが、あまりにもそのトレードオフとして失う日本国土、国民の犠牲が大きすぎる。そのような観点から、規模の大きな再エネ開発では、開発エリアだけに限定せず、また環境影響評価にとどまらず、広域な流域環境や、海洋環境、地域の安全・経済への影響についての評価を義務づけるべきである。このことを事業者のみに求めるのではなく、都道府県あるいは国は、ゾーニングにおいて開発による影響を広く評価するべきである。	御指摘の通り、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けては、地域における合意形成を図り、環境への適正な配慮を確保することが重要です。もとより、再生可能エネルギー発電事業は、森林法など個別の土地利用を規制する法律に従って行われることが前提であり、また、再エネ特措法においても引き続き適正な事業規律の確保のための取組を進めてまいります。これらの取組に加え、環境影響評価法等に基づく環境アセスメント制度の適正な施行や、地球温暖化対策推進法による地域脱炭素化促進事業の推進を通じ、地域における合意形成を図りながら、環境への適正な配慮がなされ、地域の経済的・社会的課題の解決にも貢献する地域共生型の再生可能エネルギー事業の導入を促進してまいります。
5	林地開発許可の面積基準が引き下げられる方針は大歓迎です。ただ、林地開発制度自体が許可を出す前提で審査が形骸化しているようなので、全国どこの都道府県も、4条件（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）を適正に審査する体制を整える必要があると思います。	林地開発許可処分に係る審査が適切に行われるよう、引き続き都道府県に対し助言等を行ってまいります。
6	森林法対象林であれば、1ヘクタール以上が許認可対象である。1ヘクタール以下であっても、複数の事業者が集合すれば、実質的に1ヘクタールを超えるにもかかわらず、容易に許可されるようになっている。面積にかかわらず、一律に強力な規制が必要である。 特に、水源涵養地域の近くの場合は、森林法対象適用にかかわらず、一律に規制すべきである。	都道府県知事の許可を要する林地の開発行為の規模については、災害の発生等の蓋然性を考慮し定めているところです。複数の事業者による開発行為については、令和4年6月に公表された「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえ、現在、林地開発許可基準等の見直しを行っており、今後、通知において、林地開発許可制度における開発行為の一体性について判断するための目安を示す予定です。 また、水源涵養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し開発行為を厳しく規制することが可能です。
7	森林法第10条の2で「林地開発許可の要件」が規定されていますが、安全性が担保されていません。 この法に基づく審査基準には、土砂災害等から国民を守るために作られた砂防三法などにより県庁(砂防課等)で保有している危険情報が反映されずに林地開発許可がされているのが実情です。 つまり、砂防三法等に基づき県庁砂防課等で土砂災害等のおそれがあるとして危険区域と指定されている所であっても、森林法では、「土砂災害のおそれがない」として許可していますが、これは関係法令との整合性に欠けるばかりか、それにより住民等に被害が及ぶことが予想されます。 その様な現状から、全国各地で林地開発許可を受けたメガソーラーや風力発電事業地において土砂災害等が多数発生している実態から見て、森林法の欠陥は明らかです。 ・森林法「林地開発許可」の審査基準に国交省所管の関係法令(土砂災害等の危険情報)が準用できるように改正してください。 ・森林法には林地開発許可の取消し規定が無いため、事業者は「許可さえ取れば取り消されることはない」「許可条件なんか守る必要は無い」と公然と言うなど、事業者の規律が乱れ切っている問題点があり、業界の秩序を取り戻すためにも許可の取消し規定を設けるよう森林法の改正をお願いします。	令和4年6月に公表された「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえ、現在、林地開発許可基準等の見直しを行っており、今後、通知において、砂防指定地等の災害発生のおそれがある区域が林地開発の事業区域に含まれる場合、えん堤の設置等の必要な措置を検討することについて示す予定です。 許可条件の違反等に対しては、森林法第10条の3に基づく監督処分等により事業を中止させることや必要な措置を講じさせることが可能であり、適切な対応がなされるよう、引き続き都道府県に対し助言等を行ってまいります。 なお、許可に重大な瑕疵があるなどの理由により許可要件を満たさないことが明らかとなった場合、法律上の取消規程の有無にかかわらず当該許可は取り消しうるものと考えています。
8	森林法の林地開発許可に他法令の準用規程も入れるべき。 林地開発許可の基準が他法令に比して甘いために災害の危険があり、他法令の準用が必要。	法律による許認可はそれぞれの法目的に沿って許可要件等を設けており、森林法においても、法律において定める許可要件に基づいて審査を行うことが必要と考えています。その上で、具体的な技術基準については、他法令の状況も参考に整備しているところです。

9	<p>【該当箇所】 P9：9～10行目 太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会における中間とりまとめを踏まえ、林地開発許可の対象となる基準の引下げ等の必要な措置を着実に講じることが必要 P24：10～12行目 森林法に基づく林地開発許可について、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ、林地開発許可対象となる基準の引下げや防災施設の先行設置や許可取消しの考え方の整理等の必要な措置を講じる。 【意見・理由】 土砂流出等の問題に対応する主旨は重要な内容と理解しております。一方、再エネの適正な導入に向けた速やかな対応を進めるにあたっては、上記記載のこの内容と合わせて、林地開発許可、国有林、保安林等にかかり、許認可のプロセスについてのさらなる合理化円滑化を含めて両輪で検討、実施いただくことが必要であると考えます。</p>	<p>令和3年度には、保安林の事務手続の流れ、必要書類、留意事項等を整理した「保安林の指定解除事務等のマニュアル（風力編・地熱編）」を整備したほか、今年度には、林地開発許可について、運用の細部の考え方を明確化するなど許可基準の見直しを行っているところであり、これらの運用の定着により、許認可のプロセスの合理化及び円滑化に取り組んでまいります。</p>
10	<p>林地開発の対象を0.5haに変更することについて、危険な箇所を作るような太陽光発電所の建設に抑制をするためのアイデアとしては良いとは思いますが、大規模な太陽光発電所の適地が少ない中、0.5～1.0haでの建設がコストの面で困難になってしまう。申請の対象とするも、より簡易的な内容でなければ、再生可能エネルギーの発展の抑制になってしまうのではないかと懸念する。</p>	
11	<p>「・林地開発許可対象となる基準の引き下げ・」との記載について、太陽光発電の開発を対象とする記載であるが、森林法において基準が引き下げられた場合、全電源種、様々な開発行為の基準として拡大運用されることを懸念する。明確に太陽光発電に限定した引き下げであることを明記していただきたい。元来、影響程度は開発面積に比例すると思料するため、現在の基準が適切と考える。よって、太陽光発電に限定して0.5ha超などに引き下げ決定する場合、その数値根拠を定量的に示して欲しい。太陽光発電で、現在の基準・面積に抛らず災害等が生じているなら、安易な基準値の引き下げではなく、災害原因を解決する要件を満たすことを想定した設定であることを期待する。</p>	
12	<p>今般の制度変更の必要性や趣旨は十分に理解しているつもりです。一事業者として、熱海の事例などあるように、周辺住民に大きな損害を与えることは避けるべきであり、法律による適正な規制は行われるべきと考えます。実際に、先に挙げた熱海の事例のみならず、他社での案件でも山地における土砂流出事例を多く見聞します。結果として、太陽光発電そのものの風評が悪化することを弊社も危惧しています。他方で、我が国は脱炭素を掲げ、再生可能エネルギーの普及を強く推進しており、弊社もこれに日々努めております。再生可能エネルギー普及の観点においては、過剰な制約を課すことは脱炭素の趨勢にも反し、事業者という民業圧迫の側面もあります。従って、制度変更にあたっては、開発と適切な規制のバランスが必要不可欠と思料いたします。今回の改正案は、いささかこのバランスを欠いているのではないかと弊社は考えております。御庁の案では、林地を一括りに考えているように読めます。しかし、林地も様々な状況・条件がありますため、林地が「急勾配地か否か」で判断すべきと考えます。我々も林地において一定量の開発を行ってきておりますが、土砂流出した事例はありません。これは、弊社は開発基準として、林地に限らず「勾配10%超の土地は原則実施しない」と決めており、これにより土砂流出防止が出来ているものと認識しております。また、弊社同様の安全基準を独自に定め案件を進めている事業者も一定数いると聞いております。今回の改正の根拠として、各種調査を実施しておられますが、土地の勾配度合に応じた事故件数等の資料は確認出来ませんでした。明確なデータがあるわけではありませんが、勾配度合に応じた検討を行えば、一律に0.5haはならず、勾配の緩急に応じた結果になると推察いたします。あわせて、本件は「太陽光発電」の開発に絞った改正案となっておりますが、太陽光発電事業者へのヒアリング等を実施されていないようにお見受けします。御庁内での調査はきわめて精緻に実施されている反面、事業者への配慮が感じられず、ここは規制と普及のバランスを正しく見極めるためにも、実施すべきではないかと考えます。勾配地に応じた事故件数の把握・基準面積の確定及び、事業者へのヒアリングを行っていただければと存じます。</p>	<p>林地開発許可の対象となる基準の引き下げについては、1ヘクタール以下の林地開発に伴う災害の発生状況を踏まえて太陽光発電設備の設置のみを対象としており、その規制規模については、土地の勾配等にかかわらず、太陽光発電設備の設置に係る林地開発における災害発生率をそれ以外の林地開発の災害発生率と同等のものとするために妥当なものとしております。検討過程においては、有識者の意見や太陽光発電に係る業界団体へのヒアリングも行っています。また、根拠については令和4年6月に公表された「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」の中間とりまとめ等において示しているところです。なお、新たに許可の対象となった場合についても、災害防止等の林地開発許可制度の趣旨を踏まえ適切な措置を講じている事業に関してはその導入を阻害するものではありません。</p>
13	<p>林地開発許可対象となる基準の引下げ等の措置については、実態を踏まえて議論がなされた太陽光発電のみが検討対象であることを明記されたい また太陽光発電に限定して許可基準引き下げ等の措置を行う場合であっても、その根拠を定量的に示して頂きたい 林地開発は太陽光発電事業に限らず多くの事業が関連する許認可手続き。基準見直しを一律に適用する場合はより慎重に議論されるべき。 P9：5～6行目に記載の通り「実態として土砂流出等の問題が生じているケースも多い」ことが太陽光発電設備に対する基準見直しの背景であるならば、災害発生原因に対処できる基準の設定が重要であり、その基準については設定理由を定量的に示すべき。</p>	
14	<p>【開発行為の一体性に関する考え方を整理する際は、事業者が自身で確認できるよう、「具体的な」要件を設けていただきたい。 2021年9月28日に発出された「太陽光電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」は抽象的で分かりづらいため。</p>	<p>開発規制逃れを発生させないよう、開発の時期、主体など開発行為の一体性について関係省庁が連携し、整理しておくことが重要です。そのため、本提言案では、各法令による規制逃れのための事業の分割を防ぐため、各法令の目的に応じ、開発行為の一体性に関する考え方の整理を行うことが取りまとめられました。提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、議論を深めてまいります。また、令和4年6月に公表された「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえ、現在、林地開発許可基準等の見直しを行っており、今後、通知において、林地開発許可制度における開発行為の一体性について判断するための目安を示す予定です。</p>
15	<p>経年劣化と共に増加が懸念されるモジュール等の火災の危険性について全く考慮されていない。事業計画ガイドラインの推奨事項だが、住宅近接の設置の制限、消防活動や維持管理のための敷地境界からの離隔距離および通路の確保を法令で義務化する必要がある。</p>	<p>電気事業法に基づく技術基準において、配線の使用電線は施設場所の状況及び電圧に応じ使用上十分な強度及び絶縁性能を有し、火災のおそれがないように施設すること、電気機械器具は、充電部の露出がなく、火災が発生するおそれがある発熱がないように施設することなどを義務づけられており、さらに、経年劣化による太陽光発電モジュールの火災等の事故の予防の観点から、一定規模以上の太陽光発電設備については、定期的な保安点検等も義務づけられています。</p>
16	<p>日本は山地が多いため、山の尾根に巨大な風力発電施設を何基も作る計画が後を絶たないが、こうした場所は野生鳥獣の貴重な生息地であり、かつ河川の水源になる。山の尾根には風力発電施設を作らないよう、規制をかけるべき。</p>	<p>御指摘の通り、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けては、地域における合意形成を図り、環境への適正な配慮を確保することが重要です。もとより、再生可能エネルギー発電事業は、森林法など個別の土地利用を規制する法律に従って行われることが前提であり、また、再エネ特措法においても引き続き適正な事業規律の確保のための取組を進めてまいります。これらの取組に加え、環境影響評価法等に基づく環境アセスメント制度の適正な施行や、地球温暖化対策推進法による地域脱炭素化促進事業の推進を通じ、地域における合意形成を図りながら、環境への適正な配慮がなされ、地域の経済的・社会的課題の解決にも貢献する地域共生型の再生可能エネルギー事業の導入を促進してまいります。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電は地中の基礎部分や作業道、周辺の土砂災害防止策工事等によって太陽光以上に土地改変の度合いが大きい。供用後に原状復帰することは困難であるため、ゾーニングはより厳格に行うべき。 ・自然度の高い山間部や土壌のもろい場所はあらかじめ外すべき。 ・風車の影響を最も受ける鳥類の渡り経路・採餌地・繁殖地等はあらかじめ外すべき。 	
18	<p>森林を破壊しての温暖化対策は論外。森林では原則再エネをつくらない姿勢の明確化と実効性のあるゾーニングを。</p>	
19	<p>抑制すべきエリアと促進すべきエリアでメリハリをつけることが必要という意見には同意である。ただ、各太陽光開発事業者は、各々が競争するかのようになり土地確保を進めており、結局はどちらにも該当しないエリアでの太陽光設置が進むだけの傾向があるように見られる。国や自治体がまとまった土地を促進すべきエリアとして指定するような動きがあれば、事業者入札のうえ、効率的な発電事業が行われることになるかと思うので、そういった仕組み作りを要望する。</p>	<p>本年4月から地球温暖化対策法に基づき、市町村が、地域住民や事業者などが参加する協議会の場を活用しながら、再エネ事業に関する促進地域を定めること等により、地域の合意形成を円滑化しつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進する仕組み（地域脱炭素化促進事業制度）が導入されたところです。御指摘の事業者入札等の仕組みが盛り込まれたものではありませんが、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域を設定することにより、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、再エネ事業の予見可能性を高めることができます。本制度も活用しつつ、我が国における2050年までの脱炭素化の実現に向け、地域の脱炭素化、再生可能エネルギーの利用促進を進めてまいります。</p>
20	<p>「温対法に基づく促進区域への立地を誘導するため・・・分かりやすい情報発信についての工夫も必要である」との記載があります。ゾーニングを行うこと自体は事業実現の予見性を高めるので良いが、風力では、太陽光より広範囲に渡る土地利用が必要となり（総面積としては同じでも）、ゾーニングの場合利用可能面積が風力発電に適さない事があるので、不適切なエリアをゾーニングする事により事業計画に尤度ができる。再エネ電源の特性に応じて制度設計して頂くことをお願いします。</p>	<p>地球温暖化対策法に基づく地域脱炭素化促進事業制度において、都道府県基準は、再エネ種ごとの事業特性に応じて、地域の自然的社会的条件に応じた適正な環境の保全を確保する観点から、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めることとしています。市町村は、国・都道府県の基準に基づき、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに促進区域を設定することとなり、整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模を地方公共団体実行計画に定めることが望ましいとされていることから、御指摘の再エネ種ごとの特性に応じた土地利用を促す制度となっています。</p>
21	<p>温対法に基づく再エネ促進区域（ゾーニング）は、電源により開発方法が異なるため、電源毎にゾーニングを設定していただきたい。電源により開発手法がことなり、影響度合いもことなるため。</p>	

22	<p><改正温対法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の再エネ施設がある自治体は温対法による新たな設置は免除してほしい。 ・自治体の体力によって適正な環境影響評価・ゾーニングができないところがある。何らかの支援・救済策が必要。 	<p>我が国における2050年までの脱炭素化の実現に向け、地域の脱炭素化、再生可能エネルギーの利用促進が重要です。改正地球温暖化対策法にて導入された地域脱炭素化促進事業は、再生可能エネルギー事業について、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することを目的としています。地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域を設定することにより、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、再生可能エネルギー事業の予見可能性を高めることができます。御指摘の通り、地球温暖化対策の体制や知見が十分でない地方公共団体があることも踏まえ、促進エリア設定に向けた合意形成の支援事業やマニュアルの整備等の支援を行ってまいります。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の増加等により、昨今水災に対する損害保険が再調達価格満額を付保出来ないケースが増加し、事業遂行に支障をきたしている。例えば、促進すべきエリアについて損害保険会社等とも連携し、十分な保険付保が可能になれば、より促進すべき開発が進むものとする。 ・促進すべきエリアであっても、自然災害や保険付保状況によっては開発が進まない事も想定されるためである。 	<p>自然災害を含めた事業リスクの低減は、再生可能エネルギーを促進するための重要な要素の1つであり、頂いた御意見についても、今後の施策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。</p>
24	<p>該当箇所：II-2 (3)再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応(P9, L.21)； 意見：改正温対法の促進区域除外対象の、国立・国定公園の特別保護地区も例示すべきである。 理由：改正温対法に基づく促進区域では、除外すべき地域として国立・国定公園の特別保護地区、海域公園、第1種特別区域が省令で規定されている。国立・国定公園の特別保護地区も例示すべきである。</p>	<p>御指摘の内容を踏まえ、追記いたします。</p>
25	<ul style="list-style-type: none"> ・P9の再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応について、促進区域から除外すべき地域の例として取り上げられていないものの中に、県及び市町村が考慮すべき区域・事項として景観条例に関する区域を加えるべきである。 また、国及び県、市町村が考慮すべき事項として、各自治体レベルで指定されるレッドデータブックに掲載される絶滅危惧種の生息確認地および保護すべき植物群落についても配慮すべき項目として付記すべきである。なぜならば、太陽光発電の発電ポテンシャルの高い立地の多くが、生物多様性保全上需要であるとされる里地里山地域と重複することが指摘されているにもかかわらず（国立環境研究所 2021）、これら里地里山の多くは何らかの保護地域として指定されていないのが現状である。そのため、促進地域の設定にあたっては生物多様性への最大限の配慮が望まれる。 	<p>御指摘の箇所は、市町村が促進区域を設定する際に、環境の保全上の支障の防止の観点から、全国一律の基準として、促進区域に含めない区域/促進区域の設定に当たり考慮すべき区域として環境省令で定めたものを、具体例として列挙しています。御指摘の、景観条例に関する区域や各自治体のレッドデータブックに掲載される絶滅危惧種の生息確認地及び保護すべき植物群落については、地域によって指定の状況が異なること等も踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じて、環境の保全の観点や社会的配慮の観点から、市町村が促進区域を設定する際に個別に考慮することとなっています。</p>
26	<p>温対法上、国の基準で、促進区域から除外すべき地域が狭すぎる。以下のとおりとすべきで、これらの地域には原則として再エネをつくらない姿勢を明確にするべき。また、制度に実効性をもたせるべき。自然環境や住民生活と再エネの調和のためには実行力のあるゾーニングが不可欠。国により原則除外すべき地域を明確にすべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林法上の保安林 2 国有林 3 地域森林計画の対象となる民有林 3 国立公園又は国定公園 4 鳥獣保護管理法上の鳥獣保護区 5 種の保存上の生息地等保護区 6 砂防法上の砂防指定地 7 地すべり等防止法上の地すべり防止区域 8 急傾斜地の崩壊による災害防止法上の急傾斜地崩壊危険区域 9 土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 	<p>市町村が促進区域を設定するに当たっては、自然環境を含め、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、施行規則において、地球温暖化対策法第21条第6項に基づき、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき基準を定めています。また、都道府県は施行規則に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって基づくべき基準を定めることができることとしているものです。施行規則において、促進区域に含めない区域としているのは、市町村が一律に促進区域に含めることができない区域です。環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては再生可能エネルギー施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めています。今後、盛土をはじめとする防災に関する検討等も踏まえ、適時適切に施行規則の見直しを行います。</p>
27	<p>住宅地区域内および近接地での太陽光発電設備の設置にあたって、パネルからの反射光による平穏な生活環境の攪乱が生じるリスクがあることについても十分に配慮したうえで促進区域の設定がなされるべきである。</p>	<p>太陽光発電における反射光による影響については、都道府県が示す、環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項）の1つとして、地球温暖化対策法の施行規則第5条の5第1項第1号イ(5)にて規定されています。市町村が促進区域を設定する際には、都道府県が示した同基準に基づき、必要があり、御指摘の点も含め、地域の自然的社会的な条件に応じて、市町村が適切に配慮することが制度上求められています。</p>
28	<p>再エネ事業所立地計画に関しては、環境影響評価法および種の保存法との関連付けが必須と考えます。ただし、日本の環境影響評価法は諸外国のそれと比べてもただの手法であることは否めません。企業が計画する前から住民が参加していく法整備と絡めていくことが必要です。</p> <p>また、再生エネルギーを活用するのはなぜかという本質を見極めれば、経産省、エネルギー庁単独で行うのではなく、環境省を交えた法整備を行う事が当然と考えます。</p> <p>そう考えてまいりますと、日本が行っているような事業ありきの事業アセスメントではなく、日本の地質・自然環境をできるだけ損なわないという環境面から考えた環境アセスメントの面から行っていくことが重要と考えます。</p> <p>世界でも稀にみる日本の地質・自然環境・生物の多様性。それらに合った環境保護の観点から事業計画は行わなければなりません。</p> <p>いずれにしても、開発前段階ということが重要であり、その時点から環境保護、地質、水質などの専門家の意見、地域住民の参加が必要です。</p> <p>また、法の建付けについても事業者、管轄省庁、対称地方自治体に法を完全に守らせるということが必要です。今の法律の文言で「努力義務」と読み取れるような書き方は絶対避けるべきです。</p>	<p>環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、事業者自らがあらかじめ事業の実施前に環境への影響を評価し、その結果を公表して、国、地方自治体、国民から意見を聴き、それらの意見を踏まえることで、環境の保全の観点から、よりよい事業が行われるようにする手続です。発電事業については、電気事業法により手続の各段階で特例が設けられており、環境影響評価の実効性を確保するため、経済産業大臣において、評価書に対する変更命令や、評価書の内容に従っていない工事計画の変更・廃止命令が規定されています。</p> <p>また、適正に環境に配慮し、地域貢献に資するものとし、円滑な合意形成を図りながら、地域共生型の再エネの導入を促進することを目的として、本年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）を施行しました。同法において、国や都道府県が策定する環境保全に係る基準に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定することができる仕組みが導入されました。促進区域は、国や都道府県の定める環境配慮のルールに従い、その他の社会的状況も踏まえた上で、協議会などを通じて地域における合意形成を丁寧に行うことで設定することとしており、このような検討の過程を通じて、事業者の事業計画立案に先立ち、地域の自然的社会的条件を踏まえた、地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方が明確化されるものとなっております。事業者における事業計画立案段階において柔軟に適切な立地選定や事業形態を採用することを可能となりますので、環境省は、今後、制度を活用し、多くの地域で地域において合意形成が図られ、環境に配慮された再エネ導入が促進されるよう、自治体をしっかり支援してまいります。</p>
29	<p>事業者が事業計画立案の段階で確認する必要がある希少野生動植物の生息・生育地等に関する情報等について、事業者に対して、事業予定地の自治体（市町村）及び当該自治体が紹介等する地域の専門家・団体への意見聴取を原則とする仕組みを検討する必要があります。</p> <p>事業者が事業計画立案の段階で確認する必要がある環境保全等の観点からの情報について、本提言（案）では、国が運用するE A D A Sをプラットフォームとした提供を挙げています。</p> <p>しかし、国が保有する粗い情報によるだけでは、再エネを適正な立地に誘導することはできず、そこが各地で問題となっています。</p> <p>多様な生物の生息・生育の現状を把握している自治体が少ないことも踏まえ、適切な立地への再エネの誘導のためには、地域の専門家・団体との連携が重要です。事業者に対して、事業計画立案の段階で、事業予定地の自治体（市町村）及び当該自治体が紹介等する専門家・団体への意見聴取を原則とする仕組みを検討する必要があります。</p>	<p>適正に環境に配慮し、地域貢献に資するものとし、円滑な合意形成を図りながら、地域共生型の再エネの導入を促進することを目的として、本年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）を施行しました。同法において、国や都道府県が策定する環境保全に係る基準に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定することができる仕組みが導入されました。促進区域は、国や都道府県の定める環境配慮のルールに従い、その他の社会的状況も踏まえた上で、地域の専門家・団体等を構成員に含む協議会などを通じて地域における合意形成を丁寧に行うことで設定することとしており、このような検討の過程を通じて、地域の自然的社会的条件を踏まえた、地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方が明確化されるものとなっております。事業者における事業計画立案段階において柔軟に適切な立地選定や事業形態を採用することを可能となりますので、環境省は、今後、制度を活用し、多くの地域で地域において合意形成が図られ、環境に配慮された再エネ導入が促進されるよう、自治体をしっかり支援してまいります。</p>

30	<p>環境影響評価制度において、再生可能エネルギー関連設備に係る集中立地に対し適切な環境影響評価が行われるよう制度を検討することを求める。</p> <p>現行の環境影響評価制度は、個々の事業者に義務が課せられているため、個々の事業者がそれぞれ意図せず計画した結果、事業資源が豊富な場所に集中し、それが地域の環境を損なうことに繋がる。こうした集中立地については、後発事業者が既に計画されている事業計画を含め累積的影響の評価を行うことになっているが、同時多発的に手続きを開始し、同時に様々な手続きが進められるケースもあるほか、環境影響評価制度に強制力がないため、累積評価を行わなくても手続きが進むことになる。</p>	<p>同区域において複数事業が実施された場合、複合的な影響や累積的影響が懸念されます。この点、当該事業を実施する事業者がこれらの環境影響が懸念される場合には、調査・予測・評価を行うべきである点、環境影響評価法による環境大臣意見を発出し、事業者による取組を促しているところです。</p> <p>また、事業を実施する事業者においては、一定の地域内で事業を実施しようとする他事業者と事業計画に係る協議・調整等を行い適切に対象事業実施区域を設定するとともに、累積的影響が懸念される場合には、既存の再生可能エネルギー設備等に関するこれまでの調査等から明らかになっている情報及び環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者等との情報交換に努め、累積的な影響について、適切な調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置を検討することが求められます。</p> <p>引き続き、適正な環境影響評価が行われるよう、事業者に必要な取組を促してまいります。</p>
31	<p><条例アクセス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県によって条例の厳しさにばらつきがある。条例が緩い所に事業が集中する恐れがあるため、これを防ぐ方策が必要である。 <p><小型風力発電></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型風力発電もバードストライク・騒音問題が多発している。小型風力発電にも環境影響評価を義務化すべき。 <p><風力特有のアクセス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車の大型化に伴い今後環境影響は増大するものとする。 ・現行の環境影響評価は手続法であり、実際には環境影響を回避するために機能しているとは言えない。調査によって重大な環境影響が予測される場合でも、建設が中止されることがない。これを是正するべき。 ・改正で既に規模要件が緩和されており、これ以上の緩和は許されない。建設後環境影響があった場合のペナルティや補償策を設けるなど、むしろ規制を強化するか、別途新たな規制法を設けるべき。 ・ただし環境影響評価を終了した段階で、環境影響や住民の反対等の理由で撤退する事業者については、何らかの救済策があってもいい。 ・FIT認定事業者についてはアクセス図書をデータベース化し公表すべき。国民の負担による事業で国民が内容を検索できないのはおかしい。 	<p>風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要です。そのため、風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアクセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進めてまいります。</p> <p>なお、原文の趣旨を明確化するため、提言p20の28～30行目を修正いたします。</p> <p>御指摘の点も踏まえながら再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。</p>
32	<p>風力発電について、海岸線や丘陵立地から近年急峻な山岳地形に計画地が広がっているのに、アクセス水環境の環境項目の見直しがなされていない。</p> <p>太陽光は、水環境について稼働中の濁水の影響が環境項目に加えられたが、これより環境への影響が大きい山岳風量は工事中の一時的影響しか対象となっていない。</p> <p>事業特性・地域特性の考慮を言いながら、立地が大きく変化しているのに見直しがされず、事業者は一般的な特性による最小限のアクセスしか実施していない現状で建設を認めているのは行政の怠慢である。</p> <p>風力を点と線の開発と捉える見方があるが、作業道がサイト面積に比べ5～6倍を占める計画であっても、林業者の使用を認めるという宣言文だけで保安林作業許可の手続きで建設を認めるという抜け道により、保安林機能の代替施設建設という森林法の規定が骨抜きにされている。</p> <p>再エネが避けて通れないものであるなら、まともな制度設計を行なうべきである。</p>	<p>風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要です。そのため、風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアクセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進めてまいります。</p> <p>なお、原文の趣旨を明確化するため、提言p20の28～30行目を修正いたします。</p> <p>また、保安林内で作業道を整備する場合は、規格及び構造が林道に類するもので、かつ、周辺の森林の施業・管理に活用されることが明らかである場合であって、保安林機能の発揮に支障がないものは、作業許可により整備することを可能としております。</p> <p>御指摘の点も踏まえながら再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。</p>
33	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アクセスメントに関しては、人命に係る(防災面)が欠落している。改善が必要である。 ・事業者はEADASのデータを参考にしていないような酷い計画を平気で提示する。保安林、自然公園、絶滅危惧種の生息地など無視している。何のための再エネなのか？ ・そもそも再エネは温暖化防止＝地球環境の保全であるはず。森林を伐採し、二度と基に戻すことのできない自然を破壊するコトが平然と行われている（特に北海道地域で顕著）コトに大いに疑問を感じる。このような状態を無視して、仕組み作りも何もあったものではない。まず、スタートに立ち戻るべき。日本の国土に合った再エネは何なのか？真剣に考えるべきである。現状のままでは、未来に残すべき美しい日本の国土は存在しない。 	<p>2030年度の温室効果ガス削減目標に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入等、でき得る限りの取組を進める必要があります。人命に係る懸念については、国民の生命・身体を守るため必要な措置については、様々な保護法益の観点から、個別の各法律で担保されております。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アクセスメントを住民にもっとわかりやすく提示してほしい ・環境アクセスメントの配慮書段階で地域住民への説明を義務付けてほしい 	<p>計画段階配慮事項についての検討を行う段階における関係する行政機関及び一般からの意見聴取については、環境の保全の観点からは、事業を実施しようとする者の環境情報の形成に資する一方、事業によっては配慮書作成の段階において一般の意見を求めるべく情報を開示することが困難な場合もあることが考えられます。他方で、事業によっては、事業を円滑に進めるべく、配慮書作成前であっても事業に係る情報を公開して意見を求める場合もあり、事業毎に関係する行政機関及び一般からの意見聴取の実施が可能な時期は異なることから、配慮書の作成に当たり、又はその公表の際に意見聴取に努めなければならないことを、環境影響評価法において規定しているものとなっております。</p>
35	<p>再エネ開発事業は、多くは環境影響評価法の対象となると考える。性質上、設置場所は自然に恵まれた場所であり、近隣住民は都市部ほど多くはない。しかし、たとえば山を利用する場合、水源涵養、災害防止、生物保全など多様な機能を有するため、開発による環境への影響は大きく、合意形成の対象たる「地域住民」は、設置場所近隣の住民のみでなく、設置予定の都道府県、場合によっては隣接する都道府県を含む住民とすべきである。事業主体者には「地域住民」に対するアクセス法遵守の義務付けを求める。さらに、現状の限定的な環境評価図書の閲覧方法は、適切なコミュニケーションを行う意志が認めにくいいため、見直しが必要であるとする。</p>	<p>環境影響評価法において、意見を述べることができることとされている環境の保全からの見地を有する者は、対象事業に係る環境情報は地域住民に限らず、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等の広い範囲にわたって所有されているため、意見提出者の地域的範囲は限定されていません。</p>

36	<p>環境影響評価制度における、配慮書、方法書、準備書、評価書の一連の図書について、縦覧期間のみでなく、事業実施後も含め継続して公表できるよう制度化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境影響評価法では、配慮書、方法書、準備書、評価書と、段階を経て、図書を作成し、地域住民の縦覧に供することになっているが、縦覧後は公表されない制度となっている。また、当該図書は、印刷等をさせないようにしているのが現状である。 ○ 現在、環境省においては、事業者の了解を得られたもののみ、縦覧期間終了後も継続して公表しているが、協力しない事業者も多いと認識している。 ○ そのため、事業開始後、大規模施設を設置される地域の住民は、地域や有識者、行政機関とのやりとりを経てどのように環境に配慮を行ったのか、経緯を知ることができない。 	
37	<p>住民説明について：環境省は2012年、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」を発表し、少なくとも、環境影響手続が終了するまでは引き続き公開することを求めました。また、ダウンロードできるようにすることも求めています。</p> <p>しかし、「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」によると、風力発電381事業のうち、インターネット上で環境影響評価図書を公開しているのは8%にすぎません。まずは、インターネットでの公開とダウンロード、印刷ができるようにすることを、事業者に義務付けるのが先ではないでしょうか。</p>	<p>環境影響評価図書について、国民の情報アクセスの利便性を向上させることは、地域の環境を考えるコミュニケーションツールとしての利用等の情報交流や環境影響予測・評価技術の向上の観点でも重要です。環境省は、環境影響評価法に基づき事業者が縦覧・公表する環境影響評価図書について、法定の縦覧・公表期間を過ぎた場合においても図書の閲覧ができるよう、事業者の任意の協力を得て、環境省ホームページにおいて環境影響評価図書を掲載する取組を進めているところです。引き続き、情報交流の充実を図るため、所要の取組について検討してまいります。</p>
38	<p>環境影響評価の図書の期間限定公開を廃止し、プリントアウトできるようにすべき。</p> <p>住民への適切な資料開示も行われるべきであり、環境影響評価図書がプリントアウトできず、期間限定でしか公表されない現状制度は、国民に広く意見を求めているとさえ論外。</p>	
39	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の環境影響を事業者自身が調査し、評価するようになっているが、それでは、いくらでもデータに手心を加えたり、あるいは改ざんさえできてしまう。第三者が調査、評価できるよう環境アクセスの制度を見直すべきだ。 ●私の知る限り、どの事業者も、ホームページを探しても当該の事業の内容が分かるページが無いが、あっても情報量が極端に少なく解りづらい。また、配慮書、方法書、準備書の縦覧期間も短く、情報を得ることのできる機会が極端に少ない。計画段階から、完成、運転開始後もそれらの資料が見られるように義務付けるべきだ。 	
40	<p>11ページ 13行～18行について、事業計画立案が早急にできるよう実現時期を明確にして欲しい。</p> <p>事業計画立案に際して環境配慮や安全性の確保観点からの法令の指定区域を地理情報にて的確に把握できる事は重要である。然しながら、これらの情報の整理に時間が借りすぎでは意味がないので、可及的速やかに実現時期を明確にして実施して頂きたい。</p>	
41	<p>事業用地における各種関係法令の規制への該当有無を確認する際のデータプラットフォームの整備（各種情報の一元的な掲載）については、早期の対応を要望する。</p> <p>事業者が必要な情報のみならず、融資する金融機関側からの目線でも必要な情報（災害リスク・必要な許認可・情報を公開とする等）を一元的に掲載するとともにそのシステム運用について広く周知いただきたい。</p> <p>リスクや必要な許認可の検証は事業者のみならず、融資する金融機関側にも必要な情報であり、特に必要な事業者のみしか検証できない等情報公開が限定的であると、検証に当たり情報量に開きが生じてしまうため、誰もが活用でき、かつ利用しやすい運用としていただきたい。</p>	<p>環境アセスメントデータベース（EADAS（Environmental Impact Assessment Database System））については、これまでも情報整備を拡充してきたところですが、引き続き取組を進めてまいります。</p>
42	<p>事業者の参入の障壁を高くすべきである。現在は技術的にもモラル的にも非常に低い事業者が多数参入していることが問題の根本にある。事業の参入にあたって預託金を支払うことを条件とすべきである。それを、例えば20年の買取期間に渡って事業者に返却する仕組みにすればよい。技術力、資金力がない無責任な企業の参入を防ぐとともに、発電事業開始後の問題発生時の対策の資金担保も可能となる。</p>	
43	<p>再エネ特措法の認定における申請要件の強化（森林法や盛土規制法上の確認）に関しては、認定後の取消し案件や規制逃れ案件の発生を防ぐ観点で重要な検討事項と考えられる。金融機関の立場としても、長期の資金調達が必要な再エネ発電所案件においては、再エネ特措法の認定を与信検討時の重要な確認事項としているため、申請時には各種関係法令への対応状況を含めて、厳格な確認を行っていただきたい。</p>	
44	<p>事業者は、まず地域説明会を行い、理解が得られれば土地にかかる許認可を取得、そこで初めて経産省の認定取得という流れを制度化してください。これまでのガイドライン頼みでは問題は一切解消していないので、違反時の不認定や取消を視野に入れた厳しい制度を求めます。電力会社も系統連系時、法令違反があれば買取できない仕組みにすべきです。法令違反者にまで賦課金を分配する余裕はないはずです。</p>	<p>再エネ特措法においては、関係法令遵守違反等の認定基準違反の状況が生じた場合、指導、改善命令、認定取消しを行うこととしております。</p>
45	<p>「過去10年間にわたる安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念」の蓄積はもはやほぼ出尽くし、経産省としても正しく把握されているものと思います。これらの懸念に対して、真に実効性のある法改正や制度の運用等が行われていないことが問題をここまで大きくしているものと考えます。まずは再エネ特措法による認定時の審査をきちんと制度設計し直すべきで、後に違反が判明した場合の対応も取消前提の厳格な対応を望みます。</p>	<p>また、本提言において、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討することがとりまとめられました。</p> <p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めるとともに、制度の適切な運用をしてまいります。</p>
46	<p>F I T 新規申請書類の審査に際して、虚偽・偽造の書類の有無を確認するため、関係各所へのヒアリング等により真偽を確認すべきと考える。また、F I T 認定後に不正が発覚した事業については、一旦、FIT 認定を取り消し、新規申請書類の再提出を求めることが適切であると考えます。</p>	
47	<p>開発計画遵守義務の規定及び取消しの明文規定の導入することを検討してはどうか。</p>	
48	<p>土地開発の段階での違法事例の取り締まりやF I T 認定、開発許可の取消しも厳格に行うべき。違法行為は開発段階で多数行われており、住民の生命・身体・財産を脅かす悪質事例も多くみられるため。</p>	
49	<p>「関係法令に違反している場合」を想定していることが問題で、違反は本来認定取消となるべきである。</p>	

50	<p>林地開発許可取得にかかる期間は規模によって異なるが、概ね1年から2年と思われる。このような時間を要する許認可の取得が再エネ特措法の認定要件とされた場合、発電事業者はその期間、売電収入が確定しないまま開発を行う必要があり林地開発許可の事業計画立案に影響が出る。また、認定取得出来ていない状況での開発は事業蓋然性の確保が出来ていないので開発を進めづらい。そのため、申請時に許可取得ではなく、認定から一定の期間までに許可取得として頂きたい。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響等の懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p>
51	<p>森林法の林地開発許可対象エリアでの関係法令の許認可取得申請要件を、再エネ特措法の認定や入札参加の申請要件とはしないこととしていただきたい。</p> <p>林地開発許可取得に係る手続き期間は、開発に伴う事前相談や、自治体によって対応期間もことなる。また、事業者が事業計画を策定する際には、事業の予見性や、事業リスクの判断が必要である。</p> <p>再エネ特措法での入札参加や認定取得前に、林地開発許可対象エリアの許認可取得を申請要件とすれば、事業実施の判断が行えなくなり、事業実施を実質的に行えないことが懸念され、今後の再エネ拡大を阻害する可能性がある。</p> <p>許認可取得を申請要件とするのではなく、許認可の取得の確認の厳格化や遵守確認の強化などによる検討をお願いもうしあげます。</p>	<p>本提言書においても、急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、災害発生への懸念の声が高まっており、今後の再エネ発電設備の立地に当たっては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてメリハリをつけて対応していくことが必要という方向性が示されています。その際、まず土砂災害の発生などの懸念があり地域の生活や暮らしに直接的な影響を引き起こす可能性がある抑制すべきエリアへの対応が重要です。</p> <p>そのため、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討することがとりまとめられました。</p> <p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
52	<p>関係法令の許認可の「取得」を再エネ特措法の申請要件としないでいただきたい。</p> <p>林地開発等許認可取得後の設備認定の申請となると、開発期間のさらなる長期化へ帰結するため。</p> <p>また、最終的に発電所の運用開始までに許認可を取得していれば、なんら問題なく、企業活動を阻害するプロセスを組み込む必要はないと考えるため。</p>	
53	<p>認定手続きについて、森林法の林地開発許可や盛土規制法等の許認可の取得を条件にすることに反対</p> <p>林地開発許可の申請には、環境影響評価手続きの進捗や詳細設計の完了が必要となる。また大規模林地開発等では事業蓋然性や公益性について審査されるが、事業認定が入札で今後取得できるかもわからない状況での許認可申請となる。</p> <p>そのような状態で災害防止のための重要な森林法の許認可の審査を事業蓋然性や公益性が十分でない状態で審査を受けることは問題ではないか。</p> <p>また、このタイミングまで各種事前調査をすすめるとなると先行投資で2億～7億程度をアセス費用や設計費用に必要となるため大幅な事業リスクの増加となる。</p>	
54	<p>不適切な開発阻止の必要性に異論はないが、その手段として、①申請の前段階として林地開発許可等の許認可を求めると、②対象許認可が不明確なままとすることは、以下のとおり不相当と考えますので削除願います。</p> <p>本提言案に例示される林地開発許可に関し、風力発電プロジェクトでは、現地の状況等の調査結果を踏まえて風車レイアウトを確定させ、基本設計を行い、更に詳細設計を行った後に初めて申請をすることが可能となるのが通常です。プロジェクトの設計は、他の許認可や接続契約との関係等もあって長期を要し得ますし、申請後も標準処理期間内に処理いただけるとも限りません。林地開発許可の取得がFIT/FIP認定申請ないし入札参加の要件とされれば、FIT/FIP認定の取得時期の見通しも立たない上、そもそも収入見込みの算定に当たって重要なFIT/FIP価格が確定しないうちに詳細設計を進めるといった現実的に極めて困難な状況に置かれるため、事業開発計画の立案及び資金調達は極めて困難となると憂慮します。</p> <p>さらに、本提言案では、「等」の文言があり、FIT/FIP認定申請の前段階として要求される許認可の範囲が不明確です。種々の許認可審査プロセスの迅速化・合理化が未達成な現状において、対象となる許認可取得が不明瞭であれば（あるいは、その解釈の余地が残れば）、上記困難は一層甚大となります。</p> <p>不適切な開発を阻止するには、必要な時期までに必要な許認可を取得させることで対応すべきで</p> <p>①FIT/FIP認定申請の前段階として林地開発許可等の取得を要求すること、②その要求される許認可の範囲を明確にしないことは、徒に開発を長期化させかねず、再エネの迅速な導入拡大及び地域への負担の抑止の観点から不相当です。</p>	
55	<ul style="list-style-type: none"> ・まず許認可取得を認定要件/入札参加要件として設定する狙いが不明確なので、ご説明いただきたい。 ・仮に、無秩序な開発を回避するのであれば、林地開発対象とならない案件の要件を厳格化の方が効果的 ・リードタイムやコストがかかる関係法令の手続きを、事業性を担保できていない（事業認定や入札前の）事業で実施するのは事業者へ大きな負担、リスクとなり、再エネ大量導入の大きな足かせとなりうる。 ・実態として、林地開発許可等の関係法令について、事業性が担保できていない（＝事業認定がない）案件に関しては、許可・認可されない状況。 ・面積最小化を要件とする、林地開発許可等については、事業認定や入札前（風力における方法書段階）の事業での協議は実態として不可能。 ・ついては事前の許可取得を認定要件とはせず、事業認定時点では必要許認可の確認等にとどめるべきであり、認定申請/入札参加時の許認可有無の確認、及び認定申請/入札参加後の許認可取得状況の確認を徹底する方が、再エネ「大量導入」と「適切な導入」の両側面より効果的と考えます。 	
56	<p>申請要件の対象とする許認可について、許認可取得に年単位の期間を要するものについては対象外とすべき。</p> <p>申請要件の対象となる許認可に、環境アセスメント等の許認可取得までに年単位の期間を要するものが含まれると、事業者の予見性のある開発が出来なくなってしまい、再エネ導入の拡大が停滞する恐れがある。</p>	
57	<p>認定手続きの強化に関する場合でも全ての許認可を対象とするのではなく、事業認定の認定要件である環境アセスの方法書段階と整合して取得可能な許認可に限定していただきたい。</p> <p>風力発電について、認定手続きの強化される場合、認定時期が従来と比較して大幅に後ろ倒しとなる可能性があり、将来のFIT価格等が決まらない状況下で開発投資を行う期間が延長され、開発リスクが大幅に高まるため。</p>	
58	<p>森林法の林地開発許可等の関係法令の許認可取得を再エネ特措法の認定や入札参加の申請要件としないでいただきたい。</p> <p>事業者としては、再エネ特措法の入札参加、認定取得前で事業性が不確定の段階において、費用と時間を要する林地開発許可取得手続き等の関係法令の許認可取得を行うことはリスクが大きく、実施は困難と考える。また林地開発許可取得手続きは事前相談を含めると長期にわたり、自治体により実際の所要時間も異なることも事業を検討するにあたり大きなリスクと認識している。については、再エネ特措法の認定申請が減少し、追加性のある再エネ開発取引の拡大が滞ることを懸念している。なお対策としては、許認可取得確認の厳格化や順守状況の確認などを検討することがよいと考える。</p> <p>また、FIP/FITの入札保証金制度により、発電事業者としては許認可取得の蓋然性を踏まえた応札を行う必要が既に生じているため、既に有効な対策が取られているものと考えられる。</p>	
59	<p>関係法令の許認可取得を再エネ特措法の認定や入札参加の申請要件としないで頂きたい。</p> <p>法令違反の発生を防止する観点において、関係法令の許認可取得を確実に実施することの重要性は理解する一方で、1.許認可未取得（違法・違反状態）の場合の発電所の運転やそれに伴う売電収入の交付に関しては、今回の提言(案)にある通り、「電事法の工事計画届の手続きで違反が無いことの確認厳格化」および「違反状態における売電収入の交付留保」により、2.特措法の認定取得をしたにも拘らず、関係法令の許認可取得しない（できない）事案に関しては、既往の「入札保証金制度」により、それぞれ防止が可能と考える。</p>	
60	<p>11ページ 27行～30行について、入札参加を認めないと言う制限は撤回して欲しい。</p> <p>事業実施に際して関係法令の許認可取得を申請要件とするのは理解できるが、入札参加を認めないと言うのは事業開発の実態に則していない。入札において落札者となり進める許認可も多数あり、許認可が取得できない場合には申請を認めないという事で十分規制できている。入札参加資格にその要件を求めるのは事業者に事前の許認可取得費用負担を求めることになるので入札参加資格には求めないで欲しい。</p>	
61	<p>FIT/FIP入札で落札可否が不確定な案件に対して、複数事業者がコストや数年間の許認可取得期間をかけることは非合理的であり、許認可取得を入札条件としないことを検討願います。</p> <p>以下提言（案）の内容によって、法令遵守を担保できると考えるためです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●P12 28～29行目 関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する 	
62	<p>複数の市町村にまたがる案件の場合、それぞれの自治体への許認可申請が必要となる。再エネ支援のため、片方の自治体が、もしくは都道府県がワンストップで許認可の受付をして頂きたい。</p> <p>林地開発許可や盛土規制許可等の許認可が取得されていない場合に入札参加を認めないとする対応については、そもそも許認可取得自体に膨大なコストと時間を要するところ、入札によりFIT/FIPの認定が得られておらず、事業実施可能性が不確実な段階でそのようなコストと時間をかけることは多くの事業者にとって不可能であり、事業リスクを著しく上昇させる過長な制約であり反対である。なお、林地開発の許可基準が引き下げられるのであればさらにこの負担は重くなる点についてもご考慮いただきたい。仮に上記許可取得を条件とする場合には、現在事業者に対して課している5000円/kWの入札保証金の金額を大幅に減少させるべきである。（既に多大な事業リスクを取った事業者に対して、さらに事業への金銭的ディスインセンティブを与えるため。）</p>	

63	<p>・P10 L6-10及び注釈17、P11 L27-29、P24 L27-29</p> <p>「FIT認定手続きにおいて・・・例えば、林地開発許可対象エリア鶴や盛土規制法規制区域等においては、関係法令の許認可の取得を申請要件とし、・・・取得が為されていない場合は入札参加を認めない・・・、認定厳格化等の対応が必要。」「基本的に全電源種を対象とするが、・・・必要に応じた考慮を検討する。」との記載があることについて、注釈に「全電源種が対象」と記載されているが、太陽光発電と風力発電では開発時の環境負荷が大きく異なり、また発電特性も極めて異なることから取り扱いを明確に分けることが必要であると考え。風力発電所建設に係る許認可はFIT認定取得後に環境アセス手続きと連携して、精緻に進める設計、許認可協議を進めることが通例である。この一連の手続き、許認可協議・取得には審査期間含め数年を要し、多額の調査費もかけて進めることから、FIT認定が数年先まで確定しないことは事業予見性を不安定とし、投資意欲を大きく損なう状態になっていることはFIT期間の導入の伸び悩みの原因と考えらるべきである。風力発電所の建設にあたって、この許認可協議を適切に実行して許認可を得たのちに着工し、工事中の安全管理、工事後の確認検査も受審して法遵守していることから、注釈に記載のある「再エネ電源の特性等による手続きの差異が大きい場合は必要に応じた考慮を検討する」に位置付けることが適切である。よって風力発電事業は、本要件の適用外であることを明示していただきたい。</p>	<p>風力発電については、山間部での風力建設用に整備した道路を地域の森林資源活用のために有効利用する好事例もある一方で、山間部での土地開発や設置等により、森林の開発が行われることや地域との合意形成が図られないまま事業が進捗することに対して地域から懸念の声が寄せられています。そのため、本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えております。その際、電源の特性等に応じて、必要に応じた考慮の検討が考えられます。</p> <p>御指摘を踏まえ趣旨の明確化のために追記するとともに、提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
64	<p>「FIT認定手続きにおいて・・・例えば、林地開発許可対象エリア鶴や盛土規制法規制区域等においては、関係法令の許認可の取得を申請要件とし、・・・取得が為されていない場合は入札参加を認めない・・・、認定厳格化等の対応が必要。」「基本的に全電源種を対象とするが、・・・必要に応じた考慮を検討する。」との記載があることについて、風力発電事業を本要件適用外として頂きたい。</p> <p>風力発電所建設に係る許認可はFIT認定取得後に環境アセス手続きと連携して、精緻に進める設計、許認可協議を進めることが通例である。この一連の手続き、許認可協議・取得には審査期間含め数年を要し、多額の調査費もかけて進めることから、FIT認定が数年先まで確定しないことは事業予見性を不安定とし、投資意欲を抑制することとなる。風力発電所の建設にあたって、この許認可協議を適切に実行して許認可を得たのちに着工し、工事中の安全管理、工事後の確認検査も受審して法遵守していることから、注釈に記載のある「再エネ電源の特性等による手続きの差異が大きい場合は必要に応じた考慮を検討する」に位置付けることが適切である。</p>	
65	<p>「認定手続の厳格化等の対応を行うこと」については、「再エネ電源の特性等による手続きの差異が大きい場合は必要に応じた考慮を検討する」とあるが、風力発電事業は、これらの厳格化等の適用外であることを明示していただきたい。</p> <p>そもそも、本提言（案）において、「抑制すべきエリアにおける太陽光発電設備の立地を避けるためには、抑制すべきエリアへの立地に係る手続面の強化を検討する」(3～4行) ことの一环として、「認定手続きの厳格化等の対応」(6～10行) をするとしつつ、その対象を太陽光発電事業のみならず、風力発電事業等の再エネ発電事業に広げることと違和感がある。また、「再エネ電源の特性等による手続きの差異が大きい場合は必要に応じた考慮を検討する」(脚注17)として例外的な取り扱いであると位置づけることも合理的ではない。すなわち、一口に再エネ電源といっても、その事業の規模、事業者の特性、開発プロセスにおける許認可の種類及び数において大きく異なることから、「手続きの差異」が大きいことは自明である。そこで「厳格化等の対応」については、再エネ電源毎に慎重に検討するべきである。仮に、かかる「認定手続きの厳格化等」を原則とするということであれば、風力発電事業は、例外的取扱いであることを明記すべきである。</p> <p>例えば、「森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可の取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の申請や入札参加を認めない」ことは、現行と比べてFIT・FIP認定時期が後ろ倒しとなるため、事業開発プロセスの見通しの悪化、設置場所の許認可手続期間の長期化を助長するなどのおそれがあり、再エネの導入拡大を阻害する要因となる。特に、風力発電事業においては、太陽光発電事業に比べて、林地関係の許認可手続きが長期化している現状に鑑み、内閣府再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース等を通じて、度々、その手続きの迅速化・合理化を要望しているところである(2021年3月に開催された、内閣府再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、弊協会より説明したとおり、保安林について、災害防止、環境保護などの機能を有する一方で、再生可能エネルギー（特に風力発電）導入の大きなポテンシャル（保安林内での陸上風力発電事業のポテンシャルは212,930訓（滑PA「コスト競争力強化 TF報告書」より引用抜粋））を有し、保安林内において、風力発電事業を実施することは、林道その他のインフラの整備を伴うことから、林業と共生し、災害防止に有用であることから、その手続きの迅速化・合理化を要望している）。そこで、かかる手続き面での強化について、風力発電事業には適用されない旨明記すべきである。</p> <p>また、「温対法の促進区域への立地を促す観点から、促進区域が地域における合意形成を経て設定されることを踏まえて再エネ特措法に基づく認定手続を緩和する」(27行) ことについても、その実効性に疑念を抱かざるを得ない。すなわち、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等は、都道府県の基準、又は、市町村において温対法の促進区域を設定するため、都道府県と市町村が当該規制区域等を促進区域から除外する可能性が高いと考えられる。その場合、FIT・FIP認定手続の緩和などのインセンティブがそもそも機能しないこととなり、かかる施策導入効果はないことも考えられる。風力発電事業に関しては、これまで、風力発電設備の導入ポテンシャルのある適地は偏在していることから、実績のある地方公共団体は限られ、促進区域の指定にあたっては、除外区域を広くとらえる傾向にあることが容易に想像できるからである。</p>	
66	<p>風力発電において許認可取得を申請要件とすることを課することは避けたいです。</p> <p>風力発電においては、環境アセスメントを含めた各種許認可等により区域が決定します。林地開発許可は造成範囲が決まり詳細設計まで完了した段階で初めて取得できる許認可であり、事業計画における取得ステージがFIT/FIP申請（アセス方法書、系統連系、土地合意）とは大きく異なります。環境アセスメントや林地開発等の手続きに多額なコストがかかることから林地開発許認可取得を再エネ特措法の認定や入札参加の要件とすることは、多くの発電事業者にとって予見可能性が低く、今後の再エネ導入を押し進める事業者の参加が見込めません。そういった環境では競争を促すことも難しく、コストの削減にもつながらないと考えます。野心的な再エネ導入目標とは相反する規制となるのではないのでしょうか。</p>	
67	<p>認定手続きの強化に関しては、風力発電を対象外としていただきたい。</p> <p>風力発電について、認定手続きの強化される場合、認定時期が従来と比較して大幅に後ろ倒しとなる可能性があり、将来のFIT価格等が決まらない状況下で開発投資を行う期間が延長され、開発リスクが大幅に高まるため。</p>	
68	<p>電気事業法第4 8 条第3 項第1 号に規定する、工事計画の届出に係る審査基準における、環境影響評価書を遵守した適正な環境配慮については、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度を形成してきた経緯に鑑み、法アセスの環境影響評価書だけでなく、地方公共団体が制定する環境影響評価条例に基づく環境影響評価書についても適正に配慮するよう法で義務付けすることを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省では、環境影響評価については、法と条例が一体となって我が国の制度を形成してきたとし、環境影響の未然の防止や地域とのコミュニケーションの促進を図る観点等といった環境影響評価条例の果たしてきた経緯を重要視している。 ○ 他方、電気事業法では、事業用電気工作物の設置等を行い環境影響評価の対象となる事業については、環境影響評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をし、その電気工作物を維持・運用することについて法に明文化し義務化されている。 ○ 本県の環境影響評価条例では、発電事業については、環境影響評価書を発電事業の許認可権者たる経済産業大臣あて送付することになっているが、条例に基づく評価書に記載された配慮事項の遵守が電気事業法において担保されておらず、地域住民不安に繋がる可能性がある。 	<p>環境影響評価法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象事業としており、これに基づき各事業の態様ごとに規模要件を定めております。我が国の環境影響評価制度は、法と地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたところで、条例の運用を含めあり方を検討することを支援するため、例えば、環境省、地方自治体が意見交換できる場づくりを行う等、必要な技術的支援を行ってまいります。</p>
69	<p>発電所の電圧を問わず、工着手前の新たな手続きとして「工着手届（案）」を設けて、法令遵守状況を確認してはどうか。</p> <p>電気事業法に基づく工事前の手続きは、特別高圧の発電所を対象とした「工事計画届」のみであるため、高圧・低圧の発電所を含めた、関係法令の遵守状況を確認することはできない。</p>	<p>土地の開発のための工事等の実施に当たり、当該工事等を実施するエリアや区域の開発を規制する法令に基づき、当該工事等の実施について許認可等を行った者（自治体等）が、当該工事等が完了したことを確認済みであることを、電気事業法上、工事計画の届出（太陽電池発電設備は2,000kW以上、風力発電設備は500kW以上が対象）時に加え、使用前自己確認の届出（太陽電池発電設備は10kW以上2,000kW未満、風力発電設備は500kW未満を対象とする予定）時にも確認することを検討しています。</p>
70	<p>「電気事業法の届出に他法の許認可の取得状況の確認」を追加することに対して、想定している内容を示して頂きたい。また硬直化しない運用を期待する。</p>	<p>土地の開発のための工事等の実施に当たり、当該工事等を実施するエリアや区域の開発を規制する法令に基づき、当該工事等の実施について許認可等を行った者（自治体等）が、当該工事等が完了したことを確認済みであることを、電気事業法上、工事計画の届出時や使用前自己確認の届出時において確認することを検討しています。</p>
71	<p>P7の2- 1.地域と共生した再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方の検討に当たったの基本的な考え方に、「適正な事業者への過度な手続負担とならないよう留意する」旨の記載がある。この前提を工事等の完了確認等の制度的措置において適用すべきと考える。</p>	<p>本提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>
72	<p>「電気事業法の届出に他法の許認可の取得状況の確認」を追加するのは明らかに過剰な要件具備であり、監督官庁として他省庁の規制を遅滞の言い訳にしていると推察される恐れがある。現状においてもすでに開発のリードタイムの長期化によって海外資本を中心に一部企業の日本市場に対する見送り姿勢が顕著化しつつあり、なにかしかならぬ方法でリードタイムの更なる長期化を招くものではないことを明示する必要があると考える。</p>	<p>本提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>

73	<p>「電気事業法の届出に他法の許認可の取得状況の確認」を追加することにつき、法改正を含め制度的な措置は不要である。その対象となる事業及び案件等についても不明であるが、仮に、かかる措置が検討され実施された場合であっても、風力発電事業については適用されない旨明記していただきたい。</p> <p>そもそも、本提言（案）は、「関係省庁が連携し、太陽光発電設備の開発許可等における運用の考え方について、横串を通す形で整理を行い、関係省庁の開発許可等の基準や運用の検討に当たっては、当該考え方を参照すること」(5～8行) につき「速やかに対応」するとしながらも、再エネ一律の規制強化に向けた検討を行っているものである。特に、「電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化について制度的措置も含め検討する」(31～33行) とのことであるが、電気事業法上の規制強化、ひいては、全ての再エネ発電事業に対する萎縮効果をもたらすことになることは想像に難くない。そこで、このような検討が太陽光発電設備にのみなされていることを確認していただくと共に、法令等の改正にあたっては、発電設備の特質に応じて、適切に分類し明文化し、かつ、その運用においても、太陽光発電設備と風力発電設備では異なる規制であることを念頭に指導していただきたい。</p> <p>また、「電気事業法の届出に他法の許認可の取得状況の確認」を追加する等については、いかなる内容、手続を想定されているのか不明であるが、より詳細な規制のあり方を示していただくと共に、硬直化しない運用を期待する。</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」宣言以降、再エネ発電事業の導入拡大が喫緊の課題であるところ、再三申し上げているとおり、風力発電事業に関しては、その適地は偏在し、風況等、地域の自然的条件に応じて導入を検討すべきであり、また、導入ポテンシャルのある地域においても、その事業規模や、技術的な課題を予め精査してから事業の実施に着手しなければ、（民間）事業として運営することができないために、事業開発には慎重にならざるを得ないという事情がある。そこで、導入推進のためには、過度な法規制は、風力発電事業者の事業開発意欲を削ぐことにもなりかねないことから、差し控えるべきである。このような太陽光発電事業と風力発電事業との事業開発の実態の相違を勘案するならば、本提言（案）の記載にあるような“再エネ”一律の規制強化が不合理であることは明白であり、法令等を改正する場合には、太陽光発電設備ないし太陽光発電事業のみを対象とすることを明記すべきである。</p>	<p>風力発電については、山間部での風力建設用に整備した道路を地域の森林資源活用のために有効利用する好事例もある一方で、山間部での土地開発や設置等により、森林の開発が行われることや地域との合意形成が図られないまま事業が進捗することに対して地域から懸念の声が寄せられています。そのため、本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えております。その際、電源の特性等に応じて、必要に応じた考慮の検討が考えられます。</p> <p>御指摘を踏まえ趣旨の明確化のために追記するとともに、提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
74	<p>国として再生可能エネルギー発電設備の適正な導入を図るため、抑制するべきエリアと促進するエリアの定め方について一定の考え方を示し、また規制の基準についてひな形等を示し、国として統一的な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する考え方を示し、再生可能エネルギー発電設備の設置と国土保全について、全国的な調和を図ることを求める。</p> <p>災害の防止や自然環境、景観の保全を目的として、再エネ発電設備の設置に抑制的な条例（再エネ条例）の制定が増加しているが、そのエリアの定め方や規制の基準について、おのおの各自治体の判断となっており、地域によって統一が図られていない。</p> <p>そのため、事業の予見可能性低下、経済活動の制約、財産権の過大な制限ともなり得る状況となっている。</p>	
75	<p>国がひな形を示すのみではなく、実際に過大な財産権を制限している行き過ぎた条例について条例の無効化など実行性のあるアクションが必要である。</p> <p>このような実効性のあるものがないと、自治体の真意が「太陽光をさせたくない」という場合、ひたすら厳しい条例を制定するという動機づけが強くなってしまう。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策立案の参考にさせていただきます。</p>
76	<p>近年条例により、再エネ発電設備の設置を規制する条例が増えているが、中には、地方公共団体の全域において一定規模の再エネ設備の設置を全て禁止する等、財産権の過大な制約と評さざるを得ない条例もあり、また温対法等の趣旨とも合致せず、事業者の予見可能性に配慮していない事例も存在する。これらについては、国の方で状況を把握した上で、一定の見解を表示すべきである。</p> <p>また、制定済みの全国184件の再エネ条例に関しても、改めてその適法性や国の制度との整合性を検証して頂きたい。</p>	
77	<p>今後増加すると思われる営農型太陽光発電設備に対しては、真に農業との両立が図れるものが許可されるような厳しい基準を設けて欲しい。</p>	
78	<p>低圧の営農型では、資料の通り農業生産が行われていない事例がよくあります。また、売電と農業ダブルで高収入、メンテナンスフリーといった安易な広告も目にします。農業の発展や地域振興につながる事業であれば否定するものではありませんが、周辺農地は田畑なのに、地域での栽培実績もない作物を導入するなど現実味のない計画や、遠方の新規参入事業者に持続的な農業経営が可能なのかという点等、疑念が生じます。このような事業者をふるいにかけてらるよう農地法も強化してください。</p>	
79	<p>営農型の例では、下の農地に著しく日陰になり、稲などの生育が著しく悪く、農地としては放棄されている例が多く見られる。このような例があれば、営農を指導し、それでも営農できなければ、営農型で得られる特例の返還等を求め、適正化を図るべきである。</p> <p>営農型の例で、実際に営農が順調に進んでいる例が極めて少ないと考えらえる。</p>	<p>営農型太陽光発電は、営農と発電の両立が図られることが前提の仕組みであり、いただいた御意見を踏まえ、制度の適切な運用が図られるように、引き続き対応して参ります。</p> <p>また、営農型太陽光発電を含めた農地転用許可申請に際しては、農業委員会の意見を踏まえて農地転用許可権者が許可の可否を判断する仕組みであるとともに、農林水産省としては、優良農地の確保に支障を来すことのないよう、再生利用が困難な荒廃農地等を活用し、再生可能エネルギーの導入を進めていく方針です。その他頂いた御意見につきましては、今後の政策立案の参考と致します。</p>
80	<p>営農型の太陽光発電に係る農業委員会の関与は十分に機能しているのか疑問である。全国市町の農業委員会の実態を国はどのように把握してるのか。</p> <p>太陽光発電の用地確保のため、森林に隣接する耕作放棄地は、非農地処理が行われ事業地として簡単に事業地に組み込まれている現状がある。</p>	
81	<p>p.8の「（１）太陽光発電設備の立地に関する考え方」において、営農型太陽光発電に関する整理が行われている。行政機関や営農型太陽光発電への取り組みを考える事業者などからは、地域の優良な事例が見えないという声を多く伺っており、不適切な事例の抑制を図るためにも「これが良い営農型太陽光発電である」事例を都道府県単位で取りまとめて発信していくべきである。その中には、一時転用許可のルールに適合する上での農業面での工夫や、自然災害に耐える設備設計や施工のあり方なども含めるべきであり、好事例発信と基準の明示によって事業の適正化をより促進することが必要である。</p>	
82	<p>営農型太陽光発電においては、一定期間毎（３年もしくは10年）に一時転用許可の更新が必要であるが、要件を満たさない場合に農地転用許可が取り消されることが金融機関における与信検討時の懸念事項となっている。与信対応時に当該太陽光発電設備の担保取得を行う場合においても、担保実行時など事業譲渡が生じる場合で、農地転用許可の継続可否が論点となる。結果、事業者自身の業況や財務において資金調達を行うことになるが、小規模な農業法人等では、財務が脆弱な場合も多く、長期の事業継続性が認められにくいのが実態である。例えば、一定要件を満たす農業法人であれば、各種要件の緩和が認められ、当該用地の引継ぎが可能となるなど、円滑な資金調達を実現する観点での弾力的な対応を要望する。</p> <p>実際に行われている営農型発電事業は、発電事業が主事業・農業が付帯事業というスキームが多く、いわゆる農業の本業の収入補填としての営農型発電事業が少ないように見受けられる。土地所有者＝営農者＝発電事業者となるような営農型発電事業が、より主流になるような補助金等の制度の構築を要望する。</p>	<p>営農型太陽光設備の一時転用許可期間は、従来、一律３年以内だったところ、平成30年度に、地域の農業振興の基本的な計画である農業振興地域整備計画の計画期間が10年間であることを踏まえ、この計画の策定に支障が生じないよう、最長でも10年以内としたところです。</p> <p>太陽光発電設備の下部の農地における営農に支障を生じている事例が散見している現状を踏まえると、農業にきちんと取り組んでいただいていることや、太陽光発電設備の撤去に必要な資力を有していることを担保するため、最長でも10年に1度は、農地転用許可権者によるチェックを受けていただく必要があるものと考えております。</p> <p>また、一時転用許可期間の延長については、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースでの議論において、10年を超える一時転用許可期間の可否を検討した結果、許可期間の10年以上の延長は困難であるが、融資の円滑化の観点から、一時転用期間が満了する際、営農に支障が生じていない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを通知で周知したところであり、事業譲渡が生じる場合にあっては、事業承継者が営農の適切な継続を確保できるか等の農地転用許可の要件を満たせるか否かの判断が必要になるものと考えます。その他御指摘の点については、今後の政策立案の参考と致します。</p>
83	<p>営農型案件は最長10年の転用期間となっており、事業継続性の観点からファイナンスを受けづらい状況にある。最長20年間の転用を可能として頂きたい。</p>	

84	<p>農地転用制度は農地法に根拠があるが、営農型太陽光には法的な根拠がない。営農型太陽光の根拠である農水省通知が独立した法律同然に扱われ、事後的に変更を繰り返しており、事業者の事業の予見可能性を損なう結果となっている。農地法は私有財産について、公共の福祉を理由に制限を加えている。農地法による規制は公共の福祉という視点が欠かせない。このため、従来の農地では、課税上の優遇措置がなされているほか、耕作が現に行われていなかったとしても特別な罰則は与えられていなかった。しかし、営農型太陽光は、「本来は転用が認められない優良な農地に太陽光の設置を許可しているという」ほこれだけの理由によって、財産権を無視した行政の経済活動の執拗な干渉を正当化しており無理のある制度である。</p> <p>また、営農型太陽光の制度で事業実施した場合、申請した作物を反収 8 割を下回ること、設備撤去のリスクを常に気にしなければならず、事実上経済活動を強制されている結果となる。これは通常の農地が、その定義からして、現に耕作が行われていなくても耕作ができるような土地であれば農地とみなされると比較してもあまりに公平性に反する。営農型太陽光は従来の農地法との整合性が保てない。仮に反収制限があるとしても、一時転用の面積相応の規制にすべき話である。加えて、営農型太陽光は特例的ケースを除き 3 年以内の一時転用を繰り返すことになる一方で、太陽光事業は 2 0 年以上となる。このため、事業者は 7 回以上の一時転用を更新することが必要になり、少しでも営農が思わしくないと、撤去を示唆する勧告書が送られてきたり毎月の農地パトロールの監視行われることになる。数千万から億単位の設備投資をした事業が営農起因で常に撤去の圧力にさらされることになる制度が健全なものであるか、再考の必要がある。</p> <p>また、自治体によって、許認可判断の恣意性が大きすぎるため、事実上許可されない自治体があったり、営農型太陽光の運営期間の間、当初いた農業委員担当職員が変更になることで職員に知見が育たず、また職人に専門性がないことから一貫性のない許認可判断が下されるリスクが増大する。</p> <p>農地の違反転用について、営農型太陽光の一時転用制度は原則として 3 年ごと更新であるため、初回の許可から制度を無視して無許可で設備設置した類の文字通りの違法行為と、初回は適法に許可を得ながら営農活動パフォーマンスが思わしくなく反収 8 割に満たないという理由で再許可が得られなかったため「違法」とみなされる行為と、区別して対応策を検討すべきである。</p> <p>後者について、再許可が得られない状況についても千差万別である。文字通り全く営農活動をする意思がないものと、知見が不足していたりマンパワーが不足していたり、通常事業遂行上ありうる事情により制度の求める水準に満たないため、再許可が得られないようなケースもあり、こうした事情に応じた柔軟な対応が求められる。営農型太陽光を農地法違反として断定されると、「違法転用」とみなされ「是正措置」が求められるが、営農改善が行政の裁量により認められない場合には、撤去という明らかに極端な選択肢しか事業者に残されず、行政法上の比例原則に反している。耕作放棄に対する罰則がほとんどない通常の農地に対する扱いとの整合性が取れない。</p> <p>また、営農型太陽光の「営農状況が不適切」と行政側担当職員に判断された場合、通常は、営農状況の改善が必要になるが、事業者側も「太陽光パネルで遮光されたグラウンドでの適切な営農」という行為自体、未経験であることが多く、実際には行政の担当職員と事業者との間での建設的なコミュニケーションが欠かせない。この点、事業者としては、「では、どのような改善が望ましいでしょうか」と行政側担当に意見を求めるも「そのようなことは事業者が考えることです」という冷たい回答が返ってくるのみである。初回の転用申請について許可を与えた行政側責任は一切なく、事業者に一方的に結果責任を求めるのみである。このようなケースでは建設的なコミュニケーションは一切機能していない。このような状況で新たに営農型太陽光事業に参入したいと思うだろうか、という視点で制度自体の適切性について一度議論していただきたい。</p>	<p>営農型太陽光発電については、発電設備の支柱部分を農地法に基づく一時転用許可の対象とし、当該取扱いの詳細を技術的助言として通知でお示しているものです。</p> <p>なお、太陽光発電設備については、一時転用であれば優良農地にも設置可能ですが、営農型太陽光発電は、許可の更新により一時転用期間が長期に及ぶ等一般の一時転用とは異なる扱いとしております。このため、事業終了後の農地への復元をより確実に担保すること等が必要であることから、パネル下部の農地について適切な営農を継続することを許可の条件としているところです。</p> <p>営農型太陽光発電に係る農地の違反転用について、許可を得ずに転用された無断転用と許可時に付された許可条件を満たすことのできない場合の許可条件違反への対応に関しては、前者は原状回復を前提とした指導を求めるとし、後者については、毎年の下部農地における生産状況の報告による単収等の確認やそれを踏まえた転用許可権者の指導を経た上で再許可の可否を判断しているものであり、その判断は個別の事情を踏まえたものとなることから、現行の仕組みにおいても対応の差別化や事案に応じた柔軟な対応が取られているものと考えます。</p> <p>営農型太陽光発電は、適切な営農の確保が行われない場合にあっては設備の撤去が必要となることを前提とした仕組みであることから、下部農地への支障が生じることのないよう、パネルの設置方法を含め、十分に検討の上で取り組んでいただくことが必要です。</p>
85	<p>・ 8 ページ（ 1 7 行目）</p> <p>不適切な事例とあるが、そもそも農地法の存在自体が不適切と申し上げざるを得ない。我が国は「私有財産制度」を認めていることから、土地所有権は絶対の権利として保護されるはずである。しかしながら、仮に農地を購入した際に、農業委員会の許可がなければ所有権移転登記ができない。これでは、耕作放棄地を購入して、営農型太陽光発電所を開設しようと整地し直し、所有権移転登記申請したとしても、地域の単収に対して収量が不足しているとか、家族内で違反転用者が存在するとか、選定作物が地域の標準的な作物ではないとか民主的でない「難癖」をつけられて農業委員会の許可が出ない場合、所有権移転登記ができなくなる。農業委員会にそもそも客観性が乏しいうえに、法的判断もできない機関であるにも拘らず、個人主権を十分侵害する権利を与えていることは大問題である。民主制から反する「不平等権利」を団体付与したような法律は、説明責任も求められる今日において存在意義から見直されるべきものであり、農業経営権も自由権の一種である以上、撤廃するのが妥当な判断である。</p> <p>・ 1 1 ページ（ 2 0 行目）</p> <p>転用許可制度の順守ということが書かれているが、やたらと規制強化を謳うばかりで、自由主義経済社会であることに立脚がなされていない。農業をするのも自由、農業をしないのも自由であり、まして農地で太陽光を設置するには転用許可が必要という発想から、統制経済そのものと断ぜざるを得ない。地目が農地でないのなら、原則自由に太陽光発電所は設置できるのであるから、農地であってもまずはそれに合わせるべきである。食料自給率の向上は、本問題と一線を画するものであり、そもそも農業を自由主義経済下での「競争原理」に置かなかつたことが、今日の農業低迷を招いていると言える。経済は、生き物であり一時のカンフル剤的な補助金で産業誘導しようとか、目標数値に達させようとしても、根本的に自主自立できる状況になれば立ち行かなくなる。農業で考えれば、これまでの「各人による経験農業」に基づいた大局的に興味領域の作付状況から収益性の高い作物、農地を利用しての収益複線化を考えたデータに基づく「儲かる農業」への定量収入目標管理への大転換が必要である。現状の日本の農政は、根本的に助からない所に補助金を投入するだけの砂漠に水を撒くだけの場当たりの作業なので良くならない。</p>	<p>農地法に基づく転用規制の目的は、土地の農業上の効率的な利用を図り、営農条件が良好な農地を確保することによって、農業経営の安定を図るとともに、国土の合理的かつ計画的な利用を図るための他の制度と相まって、土地の農業上の利用と他の利用との利用関係を調整し、農地の環境を保全することにあると認められることから、過去の判例においても憲法第 29 条に反するものではないとされているところです。</p> <p>また、農地転用規制については、農地を太陽光発電用地以外の土地とする場合にも同様に規制の対象としており、食料の安定供給の観点からも優良農地の確保は重要であると考えます。</p> <p>なお、その他の御意見については、農政全般に関する御意見として、参考にさせていただきます。</p>
<p>2. 土地開発後～運転開始後・運転中段階に関する御意見</p>		
86	<p>固定価格買取制度の事業認定を受けた発電施設については、当該施設が稼働を開始する前に、「事業計画策定ガイドライン」で義務付ける標識や柵堀等の設置状況や関係法令の許認可等の取得状況など、本ガイドラインの遵守状況を国が責任をもって確認し、適切な指導等を行うとともに、その結果について公表する仕組みを構築することを求める。</p> <p>国では、発電事業者が再エネ特措法等に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載した「事業計画策定ガイドライン」を制定し、認定事業者等に対して本ガイドラインに基づいた適切な事業の実施を求めている。</p> <p>しかし、事業認定を受け稼働している太陽光発電施設の中には、本ガイドラインで義務付けている標識や柵堀等が設置されていないものが多数存在しているなど、ガイドラインの遵守が徹底されていない状況にある。</p>	<p>再エネ特措法においては、認定基準違反の状況が生じた場合、指導、改善命令、認定取消しを行うこととしております。</p> <p>また、本提言において、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討することとしています。加えて、法令違反情報等を関係省庁・自治体が相互に共有できるように再エネ特措法認定システムを活用した情報の一元管理を行うなどの取組を進めることとしています。</p> <p>御指摘の点も踏まえながら、提言でとりまとめられたアクションの具体化を進めてまいります。</p>
87	<p>再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報の公表について、設備の正確な位置情報を把握するため、発電設備の所在地の公表に当たっては、地番のみに留まらず、地図データも併せて公表することを求める。</p> <p>国では、再エネ特措法に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を公表しているが、公表されている「発電設備の所在地」はあくまでも地番を記載したものであり、設備の正確な位置までは把握することが困難な状況にある。</p>	<p>再エネ特措法に基づく認定情報における発電設備の所在地については、稼働済案件の位置が一目で分かるマップ形式での情報提供も自治体や関係省庁に対して行ってまいります。いただいた御意見は今後の政策立案の参考にさせていただきます。</p>
88	<p>自治体は、法令遵守がなされていない具体的案件についてエネ庁に問い合わせても何の回答も得ることができず「情報提供フォームで情報提供してください」と指示されたと聞いています。一般住民が情報提供をすると全く同列の扱いで「むしろ住民の方のほうが話を聞いてもらえるかもしれないので、ぜひ電話してみてください」と言われたほどです。</p> <p>国は認定を掌握できないほどの数で次々に認められけれども、実際の現場で問題や疑念が生じた時に誰も何も判断をしない、自治体は「国が認定を出しているということは、問題がないということ」と拡大解釈せざるを得ず、言ってみれば問題（例えば分割の問題など、現地で標識と公図を見れば素人でもわかる）に目をつぶって許可を出さざるを得ないという状況が見られます。現状これで「関係自治体との連携」とはとも言えません。現場で真摯に取り組んでいる自治体からの情報を、蔑ろにしないでください。もちろん住民からの情報も。</p>	<p>御指摘の点も踏まえながら、関係省庁・自治体が連携し、違反時における自治体などの関係行政機関から地方経済産業局への通報の流れ等の対応フロー全体を整理し、関係者で認識を共有する等の連携体制を構築する取組を進めてまいります。</p>
89	<p>発電事業者による土地の開発に伴って設置していない防災設備（発電所建設工事前から存在していた設備）については、発電事業者による管理の対象とはならないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>防災設備については、設置の時期にかかわらず、当該設備や設備のある土地の占有者及び所有者に管理責任があるものと考えます。</p>

90	<p>林地開発の許可条件で最初に防災施設の完了が謳われていたにもかかわらず、調整池が未完成の状態で、パネルを設置し売電を行っていた事業者に何のパナルティもない。</p> <p>発電設備の完成、設備の完成、発電開始の時期等、開発初期段階から発電開始まで随時、一元的に状況の把握ができるシステムあるいは進捗状況の共有ができるシステムが必要で、住民が必要に応じて確認できるようにすべきである。</p>	<p>令和4年6月に公表された「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」の中間とりまとめを踏まえ、現在、林地開発許可基準等の見直しを行っており、今後、通知において、主要な防災施設の設置を完了し確認を受けるまでは他の開発行為を制限することなどを許可の条件とすることを示す予定です。</p> <p>また、電気事業法において、工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認するなど対応強化を検討したり、再エネ特措法において、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保するなど、新たな仕組みを検討することとしております。</p> <p>発電設備の状況については、法令違反情報等を関係省庁・自治体が相互に共有できるように再エネ特措法認定システムを活用した情報の一元管理を行うなどの取組を進めることとしています。</p> <p>御指摘の点も踏まえながら、提言でとりまとめられたアクションの具体化を進めてまいります。</p>
91	<p>「違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保する」に関しての意見です。</p> <p>「違反」があれば売電収入の交付を留保することに異論はありませんが、「違反」の中身を明確にしていきたい。</p> <p>自治体職員に違反摘発の権限を委譲された場合、恣意的に運用されることを懸念しています。法的根拠を明確にした運用をして頂きたいと思えます。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p> <p>再エネ特措法においては、関係法令遵守違反等の認定基準違反の状況が生じた場合、指導、改善命令、認定取消しを行うこととしています。一方で、例えば林地開発許可の取得後、森林法違反の指導中に売電し収入を得ているケース等も見られ、こうした違反状態を早期に解消することが必要ですが、現行の再エネ特措法上の対応では、違反状態の早期解消につながないといった指摘もあるところです。</p> <p>そのため、本提言において、違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組みを検討することがとりまとめられました。</p> <p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
92	<p>14ページ 29行目から31行目</p> <p>違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組みを検討する。</p> <p>[意見内容]</p> <p>各法令に違反と認定する判断基準をできる限り明確化して頂きたい。</p> <p>また、違反の疑いがあると認められた段階から、違反と認定されるまでのプロセスについて、認定への異議申立手続を含めて、明確に整備し、公表していきたい。</p> <p>法令等の文章には解釈に曖昧さが存在し、「違反」の判定には一律の基準が適用しづらい点があることから、所管行政部局や担当官によって異なる見解や指示が出される事案が少なからず認められる。</p> <p>発電事業の収入源である交付金留保するからには、違反の判定については公平性・平等性とともに透明性が求められてしかるべきと考える。</p>	<p>再エネ特措法においては、関係法令遵守違反等の認定基準違反の状況が生じた場合、指導、改善命令、認定取消しを行うこととしています。一方で、例えば林地開発許可の取得後、森林法違反の指導中に売電し収入を得ているケース等も見られ、こうした違反状態を早期に解消することが必要ですが、現行の再エネ特措法上の対応では、違反状態の早期解消につながないといった指摘もあるところです。</p> <p>そのため、本提言において、違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組みを検討することがとりまとめられました。</p> <p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
93	<p>悪意を持って違反する事業者に対処するべきであり、届出漏れや申請漏れなどで是正の指摘を受けて改善する事業者と分けるべき。違反状態解消に誠意をもって対応している場合は、売電収入の交付の留保は適応対象としないようにされたい。</p>	
94	<p>該当部分：</p> <p>違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組みを検討する。</p> <p>意見内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の内容について、趣旨には賛同するが、新たな仕組みの施行に当たっては、違反状態からの治癒期間や経過措置等について検討していただきたい。 ・当該措置は事業予見性を低下させることに加え、当該発電事業のみを行うSPCの収入は売電収入のみとなることから、売電収入の交付留保を行った場合は月次ベースでの資金繰りがショートすることで各種支払いが滞り、かえって違反状況の早期解消の支障となることが想定されるため、治癒期間や一定の適用除外等について検討頂きたい。加えて、自然災害や事業者の故意に拠らない事象も考慮して新たな仕組みを設計していただきたい。 ・また、金融機関からプロジェクトファイナンスなどの仕組金融により再エネ事業への融資を行っている場合には、新たな仕組みが与える影響を検証し事業者側と契約の再調整も必要となることから、経過措置について検討していただきたい。 	
95	<p>法令違反の早期解消のために何らかの新しい仕組みが検討されることについて反対ではないが、一方で、新たな仕組みの対象となる関係法令（条例を含む。以下同じ）が幅広く設定され、また交付留保措置の前提となる行政指導等が行政機関（地方自治体を含む）によって濫用に近い形で行使され（その行政指導の正当性に疑義があるケースのほかにも、その行政指導の対象となる条例や規則それ自体の適法性に制定当初から疑義があるケースも想定され）、法令違反の態様・程度や事業者の帰責性の有無を問わずそのような仕組みが発動されるのであれば、事業者に過剰な管理リスクを背負わせることになる。また、事業の運営や資金の調達にも悪影響を及ぼしかねない。</p> <p>行政機関（地方自治体を含む）により事業者の法令違反の申立てがあつたとしても、その重大性や悪質性は事案ごとに異なり、また、その法令違反の状態の判定も、一見して違反が明白な場合もあれば、解釈によっては適法とも考えられる場合（行政取消訴訟等によって行政機関側の判断が覆る場合等）もありうる。本来、法令違反のある案件に対する対応は認定取消等の行政処分であるべきであり、電力会社からの売電収入の交付留保という例外的な措置は、違反が明白且つ重大な場合などの限定的な場合のみになされるべきである。</p> <p>再エネに関しては、主力電源化に向けて成長が期待される一方で、一部で必要以上にパッシングを受けている。適法に事業が運営されることが絶対的な前提条件であることに間違いはないが、新たに導入される仕組みがいわゆる再エネいじめに利用されることのないよう今後の具体的な制度設計にあたっては、細やかな検討がなされることを期待する。</p>	
96	<p>違反時におけるFIT/FIP交付金の留保は実施すべきでない。そもそも何が違反状態か否かについては、多くの場合明確ではなく、現場の担当官等によっても見解が分かれる事例が多く存在するところ、このような不明確な基準で交付を留保することは、事業の継続的安定性を著しく損なうことになる。</p>	
97	<p>法令等違反状況の早期解消のため、売電収入の交付を留保するという新たな措置の導入は、再エネ全体に及ぼす影響があまりに大きく、阻止されるべきです。</p> <p>本提言案では、関係法令遵守違反等の認定基準違反の状況が生じた場合への対応として、これまで再エネ特措法上行われてきた認定取消し等では不十分であったとして、「違反状況を早期に解消するため、例えば関係法令の違反状態における売電収入(FIT・ PIP交付金)の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組みを検討すべきである。その際、法令違反に係る指導等を踏まえても、一定期間内に改善が見られない場合には迅速に交付留保の措置が発動されるなど、効果的な制度となるよう検討することが重要である。」としていますが、これには重大な懸念があります。まず、いかなる「関係法令」のどのような「遵守違反」が対象となるのか不明瞭ですし、「法令違反に係る指導等」や「一定期間内に改善が見られない場合」の具体的な内容や判断基準もなく、形式的・軽微な違反を理由に上記新たな措置の対象とされて唯一の収入源を絶たれる懸念が拭えません。また、上記新制度では①「関係法令」の違反の有無を判断する者と、②交付留保の処分をする者とが分離すると考えられるため、いかに全国的に公平、公正かつ透明性が確保された取り扱いが可能となるのか疑問ですし、責任の所在が曖昧となりかねませんし、②の判断に至るまでに①の違反を争う機会が与えられるのかといった交付留保に至るプロセスも不明です。「迅速に交付留保の措置が発動される」ことを主眼とする余り、既に存在する認定取消しの制度に比して安易な運用がされる可能性も懸念します。</p> <p>大型発電プロジェクトは、将来の売電収入のみを頼りに資金を借り入れるプロジェクト・ファイナンスの手法が用いられやすところ、収入の有無・多寡に基大な影響を及ぼし得る制度改正は、資金借入を困難とし、案件開発を不可能にしかねません。</p> <p>法令違反に対しては基本的に当該法令において対応すべきであり、かつ、再エネ特措法上も、認定取消し等の対応が現行法下で可能ですので、不適切案件にはこれらをもって対応可能と考えられます。大型発電プロジェクトへの資金調達を困難にしかねない新制度の導入については、再エネの迅速な導入拡大の観点から阻止されるべきです。</p>	
98	<p>p.12の「（２）違反の未然防止・違反状況の早期解消に向けた取組」において、違反状況を早期に解消するため売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保することに関する言及がある。こうした事業者側の経済的な利益を抑制することによる違反是正の促進自体は手段として考えられるが、一方で制度運用側による権限の乱用が起きないように厳格な判断基準・ルール作りも行うべきである。違反状態の定義、違反是正の指導段階、改善が見られないと判断する期間などを全て明示し、違反状態が解消された場合には速やかに交付を再開することや、現場の不透明な裁量による交付留保には事業者側が異議申し立てを出来るフローなどを明確に整理すべきである。</p>	

99	<p>違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すための新たな仕組みについては、太陽光発電事業についてのみ検討するものであり、仮に、かかる仕組みが検討され実施された場合であっても、風力発電事業については適用されない旨明記していただきたい。</p> <p>本提言（案）では、「太陽光発電設備の設置に伴って盛土規制法、森林法、農地法等の土地開発規制法等に違反した場合、関係法令の許認可権者である都道府県等と連動した形で再エネ特措法に基づく指導等を行うこととしている」(3~5行) が、従前行政機関間の連携がうまく機能しなかったことを前提とし、違反の未然防止・違反状況の早期解消に向けた取組みの検討についても、「2021年に実施した土砂災害警戒区域等の災害により被害を受ける懸念が高いエリア等に立地する太陽光発電設備への再エネ特措法に基づく調査（約5,000件）を踏まえ」(17-18行) たものである。そこで、「違反状況を早期に解消するため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法において新たな仕組み」についても太陽光発電事業のみを対象として検討すべきである。この点、風力発電事業においては、これまでも盛土規制法、森林法、農地法等の土地開発規制法等に関する関係諸官庁との対話の中で、その事業規模やファイナンスの手法との関係でも違反状態は生じにくいことはご理解いただいていると認識している。太陽光発電事業と風力発電事業との事業開発の実態の相違を勘案するならば、“再エネ”一律の規制強化が不合理であることは明白である。</p>	<p>風力発電については、山間部での風力建設用に整備した道路を地域の森林資源活用のために有効利用する好事例もある一方で、山間部での土地開発や設置等により、森林の開発が行われることや地域との合意形成が図られないまま事業が進捗することに対して地域から懸念の声が寄せられています。</p> <p>そのため、本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えております。電源ごとの特性にも留意しつつ、地域と共生した再エネの導入に向けて、議論を深めてまいります。</p>
100	<p>2000kW未満の規制として、使用前自己確認の検査を行う事が義務付けられている。運用の実態は、自己確認検査報告書を提出せずとも、受電後2週間程度で、電力会社は売電開始とする運用をしている。経産局電力安全課も、自己確認検査の内容は把握していないから、虚偽報告でも受理される仕組みであり、適正な運用の為に是正が必要である。</p>	<p>電気事業法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認制度については、設備の使用開始前に、その結果、具体的には、確認対象、確認方法及び確認結果等を記録した書類を添えて届け出ることを求めています。</p> <p>届出せず、又は虚偽の届出をした場合は、電気事業法第120条第1号の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。</p>
101	<p>連系工事の計画変更には、事業者の責めとならないやむを得ない場合があることも想定されるため、連系工事の計画変更については、事業者の責めによらない理由については一定の考慮を行うなど、事例ごとに発生理由を確認した上で対応いただきたい。</p> <p>連系工事の計画変更には、事業者の責めとならないやむを得ない場合があることも想定される。計画変更について、個別ケースを確認して悪質なものについて、対応強化の対象とすべき。</p>	<p>御指摘の点も踏まえながら、関係行政機関、発電事業者及び一般送配電事業者等で連携して取組を進めてまいります。</p>
<p>3. 廃止・廃棄段階に関する御意見</p>		
102	<p>再生可能エネルギー発電設備（特に太陽光発電設備）の廃止・廃棄段階の対策について、既存の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度では不十分であり、「土地開発前段階における、一括での供託金の預託」を義務化すべきである。</p> <p>既存の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度は、発電事業者が積立て期間中に倒産した場合の考慮が出来ておらず、当該ケースが生じた場合、廃止・廃棄が適正に行われられない可能性が高い。（発電事業者の権利者が当該の制度的欠陥を悪用し、廃止・廃棄のコストを逃れることによって、投資収益を高上げするという行動の発生が予測される。）</p>	<p>開始された積立制度を適切に運用していくとともに、いただいた御意見を今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
103	<p>太陽光発電事業は、参入障壁が低く様々な事業者が取り組むだけでなく、事業主体の変更が行われやすい状況にある。このため、有害物質（鉛、セレン等）を含むものもある太陽光パネル等が、発電事業の終了後、放置・不法投棄されるのではないかと懸念がある。</p> <p>令和4年7月から改正再エネ特措法により固定価格買取制度による認定業者に対する廃棄等費用の積立制度の義務化が始まるが、積立開始時期は、売電期間の終了の10年間前からとなっている。</p> <p>しかし、事業終了前10年からの積み立てでは、積立開始前並びに積立中に災害、気候や景気の変動等により計画通り事業が進まない（採算が見込めない）ことによる事業主体の撤退、変更等があった場合等に適切に廃棄処理等がなされない懸念がある。</p> <p>兵庫県神戸市や茨城県北茨城市等の自治体では条例で廃棄処分費用を国制度とは別に保証金として求めているところもあるが、法により開発段階に廃棄等費用をデポジットを義務付けることが必要と考える。これにより、不適切な開発等が行われた場合でもデポジットされた費用をもとに原状回復等が適切に可能となる。</p>	<p>開始された積立制度を適切に運用していくとともに、いただいた御意見を今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
104	<p>「適正な廃棄処理に向けた関係者への情報発信・周知・調達期間終了を迎えた住宅用太陽光パネルの所有者の中には設備の取り外しを考えている者もいる一方、廃棄の際の相談先が分からないといった指摘や、業者に太陽光パネルを引き取ってもらえないといった指摘もなされている。そのため、住宅用太陽光パネルの廃棄を検討されている方が相談を行うことのできる適切な事業者等について周知を行うことが重要である。」となっている。</p> <p>こんなのきなことでは、将来確実に産業廃棄物になる太陽光パネルが、事業者の負担で適正に廃棄処理されるかどうか不安で仕方でない。国民は、事業者に再生エネルギー賦課金という形で貢いでいる。太陽光パネルがその役目を終えたとき、事業者が適正な廃棄処分をせずに事業を放棄すれば、再生エネルギーの普及に協力してきた国民の善意が、国策詐欺によって踏みじられることになる。そうならないためにも、将来の廃棄処分費を事業者に渡る発電電気代から供託してもらい、適正な廃棄処分がなされたときに供託金を返却するという制度を創設してもらいたい。</p>	<p>開始された積立制度を適切に運用していくとともに、いただいた御意見を今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
105	<p>リユースを促進するためには、活用してもらえる設置場所が必要だと思えます。現在新品の太陽電池モジュールは導入促進のための補助金が多く見られますがリユースに対しては導入促進のための補助金が見当たりません。導入促進を促すにはスタートアップ補助金が必要だと思えますが太陽電池モジュールがきちんと使用できるかどうかの検査は必要で、かつ保証をどうするかなどの課題があると思えますのでそのあたりの制度設計を議論してもらえればと思えます。</p> <p>リサイクルを促進するためには、太陽電池モジュールの素材→アルミ枠、カバーガラス、EVAなどのバックシート類、ジャンクションBOX、ケーブル類などに分離した後の資源循環についてリサイクル率を設定するなど特にモジュール重量の約70%を占めるカバーガラスの有効活用が課題になっているとよく耳にします。カバーガラス、EVAなどのバックシート類の受け入れ先が確保できることが重要だと感じています。現在は管理型処分場の受入可能な場合もあります有害物質管理などの観点から将来は、廃棄量管理が出来るネットワーク構築は必要なのではと感じています。</p>	<p>太陽電池モジュールのリユースにあたっては、太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン等に基づき、関連する制度等を適切に運用してまいります。</p> <p>ガラス等の使用済太陽電池モジュール由来の素材リサイクルについては、その促進に向けた調査等を行っており、いただいた御意見も踏まえながら、引き続き、リサイクル促進や適正処理のための施策を検討してまいります。</p>
106	<p>太陽光パネルに含まれる有害物質の表示は義務化して欲しい。</p>	<p>太陽光パネルの含有物質については、メーカーによる情報発信について、廃棄物処理業者による太陽光パネルの受入れやリサイクル等に必要とする情報を踏まえつつ、業界団体とも連携しながら行っていき、必要に応じて太陽光パネルの含有物質の表示義務化等について検討します。</p>
107	<p>持続可能なためには、廃棄段階以降の適正処理・リサイクルの取り組みは不可欠である。民間任せにしないで、国家的取組も検討して欲しい。</p>	<p>p17「（2）法改正も含め制度的な対応を検討し措置するもの」において「事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用や太陽光パネルの含有物質の表示義務化等について検討する。」と記載しており、アクションの具体化を検討してまいります。</p>
108	<p>P17 5行目「事業の廃止のタイミングで事業者が自らの責任において適切に対応するよう、」とあるが、関係省庁も関与すべき。「関係省庁・関係自治体の指導のもと、事業者はその責任において適切に対応する」と訂正、廃棄の際にCO2排出しないと追記。</p>	<p>御指摘の箇所については、事業の廃止に係る関係法令等に基づき事業者が適切に対応することを前提とした記載であるため、当然、法令等を所管する関係省庁も関与していることから、原案のとおりさせていただきます。</p> <p>頂いた御意見も参考にしながら、廃棄段階における適正な処理のための施策を検討してまいります。</p>
109	<p>・今後の制度的措置の下、情報発信が不足しているメーカー・パネルも限定的となると考えられ、含有物質の分からないものは、業界団体が代理で成分分析を行う・一部補助金を注入するなど、事業者が個別に過度な負担を強いられることがないよう配慮いただきたい。</p> <p>・適切な廃棄処理は事業者の責任という原則は理解するものの、パネルメーカー選定時には情報開示に関する明確な制度がなかった点を踏まえると、事業者に過度な負担となるケースもあると考えられる。</p>	<p>太陽光パネルの含有物質等のメーカーによる情報発信や太陽光パネルの含有物質の表示義務化等の検討に際しては、廃棄物処理業者による太陽光パネルの受入れやリサイクル等に必要とする情報を踏まえつつ、業界団体とも連携しながら行ってまいります。</p>
110	<p>○「適正な事業者への過度な手続負担とならないよう留意する」旨の記載があるため、太陽光パネルの含有物質の表示義務化等について、適正な管理を実施している事業者に対して過度な負担にならないように制度設計することを明記すべき。</p> <p>○遡及的な対応が必要である場合には、事後的な費用負担の在り方について、過度な負担にならないように事業者に配慮するよう求める。</p>	<p>す。</p>

111	<p>低圧太陽光発電所の維持・管理については、FIT法改正により保守メンテナンスの義務化になっているが、保守メンテナンスをしていない事業者が圧倒的に多い。この背景には、資源エネ庁を主としたチェック機能がほとんど働いていないこと、罰則がゆるいことが原因である。何の為にFIT法改正をしたのか、資源エネ庁にはいかに削減本気を出していただきたい。廃棄費用方面ばかり強化しないで、廃棄させる前提にはせず、FIT低圧太陽光発電所は、維持・管理をすることでFIT期間終了後も主電源として十分使用できる方向性を強化してもらいたい。太陽光発電所に限らず、全ての再エネ発電所は、FIT終了後に今より安価で価値のある電源に生まれ変わる為、資源エネ庁はその方向性を強化し進めていくべきだ。</p>	<p>2030年度の野心的な再エネ導入目標の実現や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、既存の再エネの追加投資・再投資を促すことで、長期電源化を促すことが重要であることから、支援期間終了後の設備を長期稼働させるための検討が必要で、そのため、支援期間終了後の設備更新・有効活用については、長期電源化・集約化の観点から、関連する審議会において詳細な議論が行われているところだ。御指摘の点も踏まえながら、引き続き議論を深めてまいります。</p>
112	<p>エネルギーの問題は再生可能エネルギーの設置だけでなく、その運用割合を継続させる必要があります。一度設置した場合、いまい設備が高効率化されない限りは永続的な管理が必要になるわけですが、その当たりの論点はされているでしょうか。（設備に寿命は有れど、カーボンニュートラルは一時的な結果としての目的ではなく、継続的することが必要という基本。カーボンニュートラル達成後も、再生可能エネルギーの設備割合を維持させる必要がある。） 対して開発事業者は設備を設置したら終わりとする企業も少なからずあります。メンテナンスと設備更新には追加のコストが必要。その辺りも含めて議論するべきではないでしょうか。</p>	
113	<p>p.16「（3）調達期間後の適切な管理や設備更新」において、「既存の再エネの追加投資・再投資を促すことで、長期電源化を促すことが重要であることから、支援期間終了後の設備を長期稼働させるための検討が必要」という一文があるが、現在の廃棄費用積立金と言ったルールは調達期間終了時の廃棄を促す意図が強いと事業者側としては受け止めており、本当に長期稼働を促す意思があるのであれば、まずその旨を大前提として広く社会・事業者へ周知した上で、事業継続を目指す事業者へのインセンティブが強くなるよう制度を設計する議論を同時に行うべきである。</p>	
114	<p>風力発電についても、撤去等の費用の積立て制度が必要。廃棄物が大量に出ない仕組みを早急に確立すべき。撤去費用に付属施設の費用も含めて積立て制度をつくるべき。 風力発電については、相当規模の撤去費用が想定されるが、積立制度がなく、今後、問題が深刻化することが予想される。また、太陽光発電・風力発電とも撤去に伴い大量に廃棄物が出るのが予測されており、適切処理やリサイクル技術が確立されておらず、早急な制度の整備や技術開発をしなければ大変の問題となる。</p>	<p>風力発電についてもまずは小形風力発電から廃棄費用積立の実態等の調査を行い、適切な廃棄にあたって必要となる措置を検討します。また、太陽光発電については、御指摘を踏まえ、2030年代後半に予想される廃棄ピークに合わせて十分な対応ができるよう計画的に対応していくことが必要である旨を追記しました。</p>
<p>4. 事業実施段階横断的事項に関する御意見</p>		
115	<p>林地開発が県の許可であるため、全国で複数の林地開発の違反を犯し停止命令を受けた事業者が何のペナルティもなく他県で開発を進め、同様の違反を繰り返している現状がある。違反情報を全国で共有できるシステムが必要である。</p>	<p>御指摘の点も踏まえながら、法令違反情報等を関係省庁・自治体が相互に共有できるように再エネ特措法認定システムを活用した情報の一元管理を行うなどの取組を進めてまいります。</p>
116	<p>事業者には事業認定を得る前に、住民説明会を開催することを国が義務付け、大方の賛同が得られていることを確認してから、経産省は事業認定を与えること。すでにFITやFIPの認定を得ている事業者であっても、住民の同意が得られていなかった場合は、その認定は取り消されるものとする。 事業説明会には、業者、住民、行政、マスコミ、義業者側ではない専門家の出席を義務付けること。（努力義務ではだめ）録音や写真撮影を認め、公開説明会とすること。 住民の定義は、下流域民から漁民に至るまで、その再エネ事業によって影響を受ける恐れがある者全てとする。 工事期間中も頻繁な住民説明会を開催し、関係者一同が密接なコミュニケーションを取り続けることを、業者に義務付ける。（努力義務ではだめ） 風車病患者が発生するなどの不都合が生じた場合、夜間発電は中止するなど、再エネ発電が稼働した後も、業者は住民に誠実に対応する義務を負わせること。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。 地域における合意形成については、再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされていますが、再エネ特措法の認定時には地域の住民の方々が認識しておらず、開発段階になって初めて認識するといった指摘が依然として寄せられています。また、地域や住民の方々への説明会の重要性が高まっている一方、地域の誰に対して、どういった項目を説明する必要があるのか等の整理が必要であるといった指摘もなされています。 そのため、本提言において、地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けることや、例えば再エネ特措法の申請にあたり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討することがとりまとめられました。 提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
117	<p>住民同意を、明確に事業の最重要の要件とすべきである。当該地以外の人間が政策を立案し、当該地以外の人間が事業内容を審査し、開発を認め、当該地の住民が開発に反対しているというのが現在の再エネの図式である。これは政治的な暴力であり、民主主義の全面的な否定である。極論すればファシズムにも近いものである。開発地域の住民の生活をおびやかす、生活を圧迫し、苦渋の思いをさせて、その犠牲の上に再エネの消費地の住民の利があり、再エネの経営者が利潤をあげるなどファシズムであるとしか言えない。即刻、この馬鹿な図式を解消すべきである。</p>	
118	<p>再生可能エネルギー発電設備を建設する場合、「工事が始まる直前ではなく計画の段階から住民説明会を開いて住民の意見を聞く」ことを義務付けて下さい。 森林はCO2削減や洪水防止に役立っているため、森林の大量伐採を伴う区域には再生可能エネルギー発電設備の建設を許可しないようにして下さい。 再生可能エネルギー発電設備を造った会社が転売されて当初の契約が守られなくなることをないように罰則規定などを付けて下さい。</p>	
119	<p>①18頁10行以下 地域の住民の方々が認識しておらず、開発段階になって初めて認識し、水源の劣化、環境破壊や健康被害、土砂災害の増大が心配になり、白紙撤回を求める行動等をおこす要因になっています。「住民説明会に対象世帯の何パーセント以上の世帯に説明し、何パーセント以上の同意がなければ次の段階に進めない」などの地元住民への丁寧な説明会開催を何度も行い、地域への周知を徹底し、地元住民や事業者が時間とお金を無駄にしない地域の合意を得てから事業を進める制度を早急に整えてください。 ②18頁10行以下 「地域の住民」は再生可能エネルギー発電事業計画地に近接している地域に住んでいる住民だけでなく、水道水や農業用水の水源地に再生可能エネルギー発電事業を計画する際は、水道料金を支払っている者や、水利権を保有している利害関係者も地域の住民となり、丁寧な説明会を開催し、合意を得なければ計画を前に進められない制度を早急に整えてください。また、重要流域の水源地に再生可能エネルギー発電事業を計画する際は、その重要流域の包括区域居住している住民にも、丁寧な説明会を開催し、合意を得なければ計画を前に進められない制度を早急に整えてください。</p>	
120	<p>脱炭素社会の実現を図るためには、再生可能エネルギーの更なる導入が必要であるが、その導入に当たっては地域と共生した形で進めていくことが重要であることから、固定価格買取制度における事業計画の認定に際し、地元自治体や地域住民の意見を反映させる仕組みを構築するよう求める。 ○ 「固定価格買取制度」の創設以降、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大しているが、その一方で、地域住民等と十分な合意形成が図られないまま事業が進められるなど、再生可能エネルギー事業を巡って地域内でトラブルとなる事例が増えている。 ○ 国が定める「事業計画策定ガイドライン」では、事業者に対して地域住民等と適切なコミュニケーションを図ることを求めているが、国が行う事業計画の認定に当たって地域の意向を反映させる仕組みがないことから、地域の理解が不十分と思われる事業であっても認定されてしまう状況にある。</p>	
121	<p>FIT申請段階からの住民への情報提供、適切な住民参加の保障。 開発により大きな影響を受ける住民に情報提供がされず、手続参加が保障されていないことから、全国各地で紛争が起こっている。単に説明会を開いたということだけでなく、住民の意見に対して、きちんと対応することを義務付けることが必要。</p>	
122	<p>合意形成の一番のポイントは、地域に開発の情報を周知するタイミングである。計画の初期の段階から地域が情報を持つ手立てが必要。また、説明会の参加資格等は極力なくし、オープンな説明会を義務付けるべきである。 地域住民と事業者間の対話については、対話の場の設定を義務化しなければ実効性が担保されない。現状は、実施した事実だけが実績として扱われ、事業者都合のよい説明会となっている。 地域住民と事業者に対して第三者的立場で話し合いを進め意見を聴取するのは誰を想定しているのか。行政が行うのか。 事業計画の情報を最初につかむのは地権者、市町の行政であり、最後に地域住民である。市町の土地利用申請に係る説明会、県の条例アセスに係る説明会、再エネ特措法に係る説明会等、様々な説明会がある。それぞれの説明会の位置づけを行政間で調整すべきである。</p>	
123	<p>再生可能エネルギー設備に関する環境影響評価手続きにおいて、事業の初期段階における、地域と事業者間のコミュニケーション不足を起因とするトラブルが多発している状況である。 事業の初期段階において、地域に対して事業内容等の周知を図ることにより、事業に対する地域の理解が深まり、地域の合意形成の促進が図られることから、地域住民や関係者に対する説明会の開催を義務化することを求める。 ○ 環境影響評価制度において、方法書段階、準備書段階では、住民説明会の開催が義務化されているが、事業の初期段階である配慮書段階では義務化されていない。 ○ 任意で実施する事業者もあるが、実施しない事業者もあり、事業が一定程度進行してから初めて事業計画を知った住民から苦情が寄せられるなど、問題化するケースが多くなっている。</p>	

124	<p>「再エネ特措法の認定事業の実施の流れ」の中で、「事業の初期段階から、地域と適切なコミュニケーションを図ること」、がFIT制度で“努力義務”でしかなく、法令上なんの拘束も無いのはおかしいと思う。今後の社会に自然エネルギーの導入は必須だと思いますが、それが市民の生活を脅かすことや新たな自然破壊をもたらすことへつながる危険性はあります。地域のごことは地域の方が一番良く知っていることであり、土地を大切に思っているのもその土地の人です。地域とのコミュニケーションを図ることを“努力義務”で終わらせるのではなく、法的縛りをもって持たせて欲しいです。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。地域における合意形成については、再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされていますが、再エネ特措法の認定時には地域の住民の方々が認識しておらず、開発段階になって初めて認識するといった指摘が依然として寄せられています。また、地域や住民の方々への説明会の重要性が高まっている一方、地域の誰に対して、どういった項目を説明する必要があるのか等の整理が必要であるといった指摘もなされています。そのため、本提言において、地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けることや、例えば再エネ特措法の申請にあたり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討することがとりまとめられました。提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
125	<p>「あらかじめ説明会等の開催を義務づける等」という言い回しが多く使われていますが、説明会というよりは地域住民の意見を取り入れる方法を検討していただきたい。</p>	
126	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画の告知が不十分だ。説明会の案内などは町の広報紙に載せるだけでなく、全戸配布を複数回するなど厳しく義務付けるべきだ。 ●事業者の説明会では、リスクがあることを正確に説明させるよう義務付けるべきだ。 	
127	<p>軽微な変更等の住民説明義務について、例えば、同一敷地内なら発電設備の配置や、事業面積の変更等は住民説明を行う義務は必要無いとされているようだが、これらについても、地域の環境や市民生活に影響を及ぼす可能性があると考えられる。従って、変更前に、住民説明を行うことを義務づけて欲しい。</p>	
128	<p>住民説明会において、住民の理解・納得とはほど遠い内容のものが多い。説明が不十分だけでなく、その信頼性も乏しい。そして事業の内容を理解したからとって、それで納得できるのかはまた別問題である。これらを改善するためには、まず参加者に都道府県や市町村の担当者、第三者的立場の土木や環境などの専門家など必要と思われるステークホルダーを明確に示すべきである。また、十分な検証が行えるよう記録の自由や、報道機関の参加の自由を保障すべきである。第三者的立場の立会人による評価など、何をもち住民の理解を得られたのかを判断する基準を設けるべきである。</p>	
129	<p>メガソーラーの計画が出てから何度か住民説明会が開催されておりますが、説明会を開催する旨の通知が来たり来なかつたりと、極めて不適當な対応に憤りを感じております。また、その通知は極めて直前に来るため、説明会に参加したくても都合がつかない住民もおります。そのため、参加できなかった近隣の方に説明会の様子を録画しようと思うと、事業者から録画をするなど言われます。地元住民には説明会の内容を知る権利があると思います。国会はNHKで中継され、国民はだれでも見れるようになってます。住民説明会もそうあるべきです。この計画によって自分たちの生命や財産が危機に晒される危険性があるにも関わらず、実際に足を運ばないと知ることができない事に疑問を感じます。</p>	
130	<p>発電所の多くは自然豊かな地方です。全国のトラブル事例の代表的な原因は「地元住民は自分たちが蔑ろにされている」と感じていることです。現在の仕組みでは住民説明会は事業計画や関連法への申請が行われているまたは完了している段階で説明をする仕組みである為、「蔑ろに感じる」わけです。更に地元の会社ではない他地域の業者の人間が突然「発電所をつくるから説明会をさせてほしい」と訪ねてくるからより不信感が募るわけです。関連法の申請やFIT等の申請前の初期段階で、地元住民に「発電所の計画を作ろうと検討している」と「事前に地元住民に相談する仕組みを組み込む必要がある」と強く感じています。例えば降水量が多い時にはどこに水みちが出来るのか地元住民は土地の特性を熟知しているので、発電所を作る際にその場所が適しているか判断出来る可能性が非常に高いですし、その分地元に近い愛着を持っております。そういった心情的な部分をこのパブコメを通じて省庁の方々にご理解戴きこの様な制度を構築して下さることで、ゾーニングにもつながり且つトラブルも減って発電所と住民が共存出来るのではないのでしょうか？そして不信感に関しては業者側の問題も多々御座います。例えば事業説明会には反対派は入場規制をかけて説明会に参加させない、録音録画禁止、恫喝する、行政への報告用の既成事実作りの中身の無い説明会を行うなど、こういった実態が非常に多く誠意がない態度が更に不信感をかうのが実情です。ですので、住民説明会の様子を動画で行政に提出する仕組みも組み入れてほしいです。そうすれば、行政は住民説明会の様子から客観的に「住民に理解された事業なのか？」判断が出来ると思います。現在は説明会を行い紙媒体で理解を得ましたと申請するのですが、時代はデジタル化しているわけで動画も提出することを組み入れて客観的に行政が判断出来る仕組みを構築することで理解のある再エネ発電所を促進できると思います。後、FIT等のIDは財産権という文言がありました。地元住民にも財産権や生存権があるわけで、しかもFITの2012年以前よりもその権利があることを再考してほしいです。発電所が出来て引っ越さなければいけない人もいます。しかも全て自費です。悲劇を防ぐ為規制をお願い致します。</p>	
131	<p>事業者は、住民説明会の対象地域を事業地と直接接した地域に限定したり対象者を住民だけに限定するなど、広く地域住民を含め地域社会に理解を得る施設は微塵もないのが現状です。</p> <p>(1)事業者に住民説明会の対象地域は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その事業により災害が発生した場合、土砂や濁水などの被害が及ぶと予想される地域の住民 ・景観被害の対象地域は、その事業地が視認できる地域の住民と明確に規定してください。 <p>理由は、事業者は住民説明会を出来るだけやりたくない心理から、恣意的に狭い地域での住民説明会しかしようとしなないため。</p> <p>(2)住民説明会の対象である地域住民の定義</p> <p>災害などにより事業地から、土砂災害、水害、景観などの被害を受ける上記、地域の住民及び自治体職員、並びに、それら住民から依頼された専門家やマスコミ関係者を住民説明会に参加できるよう改正してください。</p> <p>理由は、住民は専門的知識に乏しく、適切な質問や回答が困難なため。</p>	
132	<p>事業計画の情報公開に問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者側の問題点 <p>地域住民に事業計画を知らせる時期に問題があります。</p> <p>具体的には、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」第2章 第1節に「2.地域との関係構築には、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図る」旨が示されておりますが、事業者の大半は、計画初期段階に地域住民に知らせず、一部の有力者や政治家にのみ知らせて計画が進められているという事例が全国的に多数あるのが実態です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体側の問題点 <p>事業計画の地域住民への情報提供は、個人情報保護法(条例含む)では、住民の生命身体及び財産に被害が及ぶおそれのある情報は公開できる旨規定されておりますが、地方自治体によっては事業者の権利を優先し事業計画の情報を公表しない地方自治体があります。</p> <p>資源エネルギー庁の「上記ガイドライン」で示されているとおり、事業計画の初期段階から地域住民に知らせよう「実効性のある仕組み」に改善して頂きますようお願いいたします。</p>	

133	<p>該当箇所：P.22（4～7） （地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付ける。【経・農・国・環】 <p>意見内容： 説明項目の中に、その事業が「エネルギー自給率の向上」や「温室効果ガスの排出削減」に、どの程度寄与するのかという「意義」を具体的に示すことを義務付けるべきと考えます。</p> <p>理由： 再生可能エネルギー自体および系統接続環境が技術的に未成熟であり、必ずしも発電量がそのままエネルギー自給率の向上や温室効果ガスの排出削減に貢献するとは言えないからです。陸上風力発電計画で、事業者へCO2の排出削減効果を質問したところ、県の年間排出量のわずか0.4%と回答されました。これはバックアップ発電により実質的に目減りする分を考慮していませんので、さらに貢献度が低くなります。</p> <p>上記事業の事業者も「脱炭素社会への貢献」や「〇〇世帯分の電力を発電」といった曖昧な意義訴求をしておりますが、多くの事業がこのような訴求を中心に行っていると思われます。地権者及び周辺地域は、こういった実質的かつ具体的な情報が示されないまま、「なんとなく環境に良い」「環境の為にやむを得ない」というような雰囲気醸成されます。このような計画初期の「意義」に関する情報不足が、懸念があっても意思表示しにくい環境が作られてしまふ一因となっていると思われます。</p> <p>これは、のちに懸念されたことが現実になってしまった場合に、地域にとって大きな後悔と人間関係への悪影響を生みかねません。</p> <p>合意形成の前提となる「意義」について明確にすることが大切と考えます。</p>	<p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
134	<p>再生可能エネルギーを導入するにあたって必要なのは、以下の認識だと個人的に考えます。</p> <p>「エネルギーはお金を払えば簡単に買えるわけではない。エネルギーを生み出すことは便利さをもたらす一方で自然環境に大きな影響を与える。そんなメリット・デメリットを消費者がきちんと把握して、そのどちらも納得した上で享受すること。」</p> <p>エネルギー問題は電力会社だけが解決するものではないし、資源エネルギー庁をはじめとした官公庁の皆様がどうにかするものではない。更には、人の少ない過疎地の地域に発電設備を押しつけて都市部が消費するだけのものでもありません。</p> <p>消費者のひとりひとりがきちんとエネルギーを生み出すしくみを理解して、メリットデメリットをひとりひとりができるだけ公平に享受することが重要だと思います。具体的にはまず、現在日本中の様々な場所で大規模な自然エネルギー発電の計画が持ち上がっていますが、その地で何千年と保たれてきた豊かな自然を破壊する行為だということを日本の国民が自覚することが必要です。生み出されたエネルギーは地元は何の還元もされず、都市部へ送られます。地元は自然を破壊されるだけです。日本中の田舎の存在が軽視されて、搾取されているような思いです。そんな構図をまず改善するために、地元住民が納得いく形で進めることが必要ではないでしょうか？</p> <p>・説明会を事業者主導じゃなくて町や市の主導にする。 ・環境アセスに事業者に対して指示や許可が出来る様に権限を与える。 ・町や県が許認可を出せる様に権限を与える。 ・発電設備が作られる地元が大きく還元するような施策をとる。 ・一方的に都市部が享受する側にならないように、都市部の消費者にも負担を課すこと（電気代で高くするなど） などが必要だと思います。</p> <p>その上で、単純に生産側、消費側、ではなく、地産地消エネルギーをもっと推進し、日本中で国民全員が小さく電力を生産していく仕組みが確立したら、エネルギー生産について全ての国民が自主的に積極的にエネルギーに関わることができて、責任をもってそれらを活用できると思います。</p> <p>「自分たちが使うエネルギーは自分たちで作っていく」 そんな姿に近くなれば、エネルギーに依存するのではなく、自立してエネルギーを活かせるようになると思います。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p> <p>地域における合意形成については、例えば再エネ特措法の申請にあたり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討することがとりまとめられました。アクションの具体化に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>なお、環境アセスについては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、事業者自らがあらかじめ事業の実施前に環境への影響を評価し、その結果を公表して、国、地方自治体、国民から意見を聴き、それらの意見を踏まえることで、環境の保全の観点から、よりよい事業が行われるようにする手続です。発電事業については、電気事業法により手続の各段階で特例が設けられており、アセスメントの実効性を確保するため、経済産業大臣において、アセスメント結果の変更命令や、アセスメント結果に従っていない工事計画の変更・廃止命令が規定されています。</p> <p>また、地域と共生した再生可能エネルギーの要素としては、地域への貢献・裨益といった側面についても重要です。そのため、地域への貢献・裨益に関するグッドプラクティス及び環境や安全性、合意形成の観点からトラブルとなった事例等の収集・分析を行い、地域と共生するために必要なポイント等について整理を行い、ガイドライン等において発電事業者の推奨事項等として位置付けることとしております。</p> <p>また、FIT制度においては、レジリエンスの強化やエネルギーの地産地消に資するよう、電源の立地制約等の特性に応じて、自家消費や地域一体的な活用を促す地域活用要件を設定しているところです。</p> <p>御指摘の点を踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>

135	規制強化においては、事業者の権利を逸脱しない制約となる配慮が必要である。「地域との共生」を基にするルールは、努力義務の範囲を超えないようにすることが非常に重要である。住民の同意が事業実施の条件となってしまうと、どれだけ不当な要求であっても、事業実施の人質ようになってしまいかねないのは、留意する必要がある。不特定多数の住民を相手に説明会をすると、良識をもった人々だけになることはなく、一定程度理不尽な声が出てしまうという点に留意が必要であり、「住民との共生」という視点で制度を考える場合、こうした視点を必ず踏まえてほしい。審議会の資料や、議題にも明確に含めていただきたい。	再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。 地域における合意形成については、再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされていますが、再エネ特措法の認定時には地域の住民の方々が認識しておらず、開発段階になって初めて認識するといった指摘が依然として寄せられています。また、地域や住民の方々への説明会の重要性が高まっている一方、地域の誰に対して、どういった項目を説明する必要があるのか等の整理が必要であるといった指摘もなされています。 そのため、本提言において、地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けることや、例えば再エネ特措法の申請に当たり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討することがとりまとめられました。提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。
136	地域との合意形成や説明会の開催自体は行われてしかるべきと考えるが、他方、一部の住民の協議会への意図的な不参加等で開発が進まなかったり、事業実施と引き換えした地域への金銭的貢献等が要求される可能性もあるため、住民等の同意が実質的な実施要件となるような制度とはすべきではない。事業者が行うべきことは可及的に明確にすべき。	
137	義務化する説明会の対象の設定に当たり、設定の基準や理由について、十分な説明をして頂きたい。 地域と共生した再エネの導入において、説明会は重要なコミュニケーションの場であると認識する。一方で、説明会の実施に当たっては、事業者だけでなく、自治体や住民もこれに関与することになることから、一定の負担を強いられるものであることも事実。したがって、法令等において説明会の実施を義務化するに当たっては、その基準や理由を明確に示すことが必要と考える。	
138	説明会の開催義務化に当たっては、事業者は説明会の開催に当たり、自治体に相談することができる旨を、規定して頂きたい。 説明会の開催に当たっては、地域住民等の無用な混乱を避けるべきであり、適切な説明会の実施が望まれる。地元住民等にとっては、事業者からの説明会参加の呼びかけに応じるかどうか、判断しかねるケースもあるものと思料する。このような観点から、事業者は説明会の計画段階で、事業地域の公的機関であり、地元の状況を把握している自治体に相談し、指導を受けることが望ましいと考える。しかしながら、一部の自治体においては、再エネ事業者の相談を拒絶する事例もある。	
139	風力発電について、地域への周知の義務化に関しては、環境アセス準備書以降の時期で周知することとしていただきたい。 計画が固まらない段階での説明は、調査や分析が不十分で地域から誤解を招くことも多い。 他方事業者側の計画と異なる情報（独自に作成した悪印象を与えるフォトモンタージュ等）を流布して、事業に対する印象操作などの動きが先行することが起こりうる。 以上のことから、計画がある程度固まった段階で確実に周知される仕組みとし、地域が安心感を持つことができるよう検討いただきたい。	
140	洋上風力事業のように事業実施場所が国などにより定められている場合は、協議会が発足する前に関係省庁より住民説明を開催し、ある程度の「地域における合意形成」をお願いします。（住民説明での意見を反映した法定協議会と言う流れ） 地元住民の方の中に、根本的に風力事業を反対している方々がいらっしゃる、そのような方々には丁寧にご説明させて頂いても事業者からの説明となると「どうせお金を稼ぎに来てるんだから」などと理解を得ることも限界があります。国として再生可能エネルギーを促進されていることもあるので、国が地元住民に「再エネの必要性」を丁寧に伝え、反対される方々が最終的に「日本の発展に繋がるのであれば協力しよう」と言う意識変容を促して頂きたい。	
141	地域との合意形成に向け、説明会の義務化等を行うことが検討されているが、何をもちて地域との合意形成があったと言えるのか、また、義務とするのであれば義務化される説明会の回数や内容等を明確にすべきです。 地域との合意形成に関しては、何をもちて地域との合意形成があったと言えるのかを明確にすべきと考えます。再エネ事業に対する反対や懸念の中には、様々な意見や見解等がありますところ、切迫性や合理性のない特異な反対・懸念等のため、永続的に「地域との合意形成」が出来ていないと判断されることを回避するため、具体的な基準が必要と考えます。 さらに、地域との合意形成のため、地域住民等への説明会を義務化するのであれば、義務化される説明会の回数や内容等を明確にすべきです。上記の通り、再エネ事業に対する反対や懸念の中には、様々な意見や見解等がありますところ、切迫性や合理性のない特異な反対・懸念等のため、徒に説明会の時間や回数が増えるようなことがないよう、適切な基準が必要と考えます。	
142	周知する範囲を明確に定義していただきたい。 具体的には、「地権者・地元地区」に限定するべきと考える。 地権者/地元地区/各種団体等、開発における調整関係先は多岐にわたり、そのすべてに対して申請段階で説明会の開催について周知することは現実的ではないため。	
143	■意見内容 ○説明会の範囲や対象については基準が不明瞭である（地域というのがどの範囲を指すのか。自治会なのか、半径〇kmとするのか様々な考え方があり、自治体へ相談して悩まれるケースもある）ため明確化いただきたい。 ○地域への周知についてはその基準を明確にすべきであり、地域への周知方法は説明会だけでなく、周辺住戸への戸別訪問や回覧板周知等、様々な方法があるとともに、周知内容も様々であるため、住民説明会一択で検討を進めないよう留意いただきたい。 ○予め地域の自治体で説明会について定められた条例等がある場合があり、義務化に際しては地域の条例等を優先するのか検討いただきたい。 ■理由 ○地域というのがどの範囲を指すのか、自治会なのか半径〇kmとするのか様々で、自治体へ相談して悩まれるケースもあるため。 ○発電所の規模ではなく、その発電所が周辺への与える影響と考えているため基準の明確化が必要と考える。 ○地域への周知方法は説明会だけでなく、周辺住戸への戸別訪問や回覧板周知等、様々な方法があるとともに、周知内容も様々であるため。 ○説明会等実施報告書の提出が必要な自治体もあり、仮に定められた基準と異なる場合どのように対応すべきか判断が必要になるため。	
144	説明会の義務化は再エネ特措法の申請（再生可能エネルギー発電事業計画認定申請）ではなく、各自治体の条例で取り決めるべきと考えております。地域とのコミュニケーションを再エネ特措法の申請で義務付けた場合、今後再エネ電源の自立化によって増えていくであろう再エネ特措法の支援を受けない事業者（FIT制度、FIP制度を利用しない事業者）は説明会開催の義務がなくなり、説明会を実施しない逃げ道を用意することと考えています。	
145	住民に対する説明会の開催時期は、当該案件がアセス手続きの対象となる場合であっても、任意とすること。 説明会の開催時期は地域住民の要望を踏まえて調整することから、アセス手続きと連携する場合においても、開催時期は任意とすること（＝方法書の法定説明会前の説明会で良いとすること）。	本提言において、地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けることや、例えば再エネ特措法の申請に当たり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討することがとりまとめられました。その際、環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとの連携も検討することとされています。提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。
146	土地・系統の要件を充足している前提で、アセス方法書届出が完了していれば、並行審査の観点でFIT/FIP認定要件を全て満たしたと判断できるようにすること。 FIT/FIP認定申請から認定取得までの期間で、法定説明会を完了しているため。	
147	<地域の合意形成> ・建設ありきの強引な説得では意味がない。住民の合意が得られない場合や生態系への影響が大きい場合には事業の撤退を可能にする仕組みが必要である。事業者が撤退しても損をしない仕組みを作ることが必要と考える。 ・脱炭素という名目なのに、CO2 吸収に貢献する森林や農地を開発して再エネ施設を建設することに矛盾を感じる人が多い。再エネの設置場所を工場等の既に開発された場所や人工物に限定することによって許容可能になるケースが増えるのではないか。	再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。 地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けるなど、御指摘の点も踏まえながら、アクションの具体化を進めてまいります。 また、適地に限られる中、森林伐採や土地開発を伴わない建物等の屋根上への設置を促進していくことも重要であり、再エネ特措法の入札制度における工夫など、屋根置き太陽光発電設備へのインセンティブ付けも更に検討していくことが必要である旨を提言においても追記いたしました。

148	<p>個々の問題の認識や分析はされていると考えられるが、過去10年間に法改正・運用の見直しを繰り返しながらも、構造的な原因の解消には至っていない。立地場所を考慮せず認定が先行するために著しく環境・景観・住民の安全が脅かされてきたこと、国の重要社会インフラである太陽光発電事業への参入障壁がないに等しいために無知で悪質な事業者を横行していることが制度上の根本的な問題で、その上に違法行為に対するチェック機能が働かないことが事態をさらに悪化させている。</p> <p>P18(2)に「事業に係る者の適格性」がほんのわずか触られているが、これが最重要事項であり、「必要に応じて」ではなく非住宅用の全発電事業について発電事業者の資格を定め登録制とすべきである。一時のブームに終わらず持続的な発電事業を行う者に絞ることで長期安定電源の確保につながる。また現在のように認定ありきではなく、下記のフローに基づき工事完了検査後の認定とすることで、違法行為の発生防止と事業者の適格性が担保される。</p> <p><フロー 1.計画立案2.地域説明会3.必要な許認可取得4.工事計画書（構造計算書含む）の審査5.最終計画の地域説明会6.設置許可取得7.連系接続契約8.工事完了検査9.認定 ※1～6、8は自治体（県）に委任する。</p> <p>上記により資金調達が潤沢でCSRの保たれた優良企業以外の参入が難しくなり、結果として適格性が保たれる。</p> <p>これまで多くのガイドラインで推奨事項が示されたが、これまでの事業者は法令以外は無視するためないも同然であった。P22のガイドラインでは改善できず同じことの繰り返しになる。地域への周知では一方的な通知で済まされてきた。10kW以上の全設備に対し説明会を義務化し、合意形成に向けて最大限の努力義務を課すことが必須である。一定規模以上とあるがメガ並みの低圧分割案件の認定が多数未稼働の現状では、規模で線引きをすることはこの件に限らず問題の解決にならない。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p> <p>地域における合意形成については、再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいて、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることとされていますが、再エネ特措法の認定時には地域の住民の方々が認識しておらず、開発段階になって初めて認識するといった指摘が依然として寄せられています。また、地域や住民の方々への説明会の重要性が高まっている一方、地域の誰に対して、どういった項目を説明する必要があるのか等の整理が必要であるといった指摘もなされています。</p> <p>特に太陽光発電事業については参入障壁が低く、例えば低圧設備については個人が所有しているケースも多いなど、多様な事業者や個人が取り組んでいることから、まずは再エネ発電に係る適正な事業実施を担保するため、開発行為や発電事業に対して関係法令に基づき適切な規律を求めていくことが必要です。なお、規律強化後の状況も踏まえながら、必要に応じて事業に係る者の経理的・技術的な要素等の適格性についての検討を行うことも考えられます。</p> <p>そのため、これまで地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現に向け、関係省庁で様々な取組が行われてきた一方、更なる対応が必要な課題も明らかになってきていることを追記いたしました。</p> <p>また、課題解決に向け、地域との合意形成に向けたステップや説明項目、周知対象・範囲、環境配慮や安全性の確保のための取組その他事業を実施するに当たって留意すべきポイントについて整理を行い、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けることや、例えば再エネ特措法の申請に当たり、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど地域の理解や合意形成に向けた制度的措置について検討することがとりまとめられました。</p> <p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
149	<p>23頁 7行から8行</p> <p>国は責任の明確化だけでなく、責任を守ることを担保させる具体的な方法を示すべきである。</p>	
150	<p>責任の所在をはっきりさせることが必要である。低資本で、いわゆるペーパーカンパニーを作ってそこを事業主体とし、実質的には関連会社、下請け会社、孫請け会社等に事業を展開させることにより、関連会社、下請け（孫請け）会社に問題があったとしても、事業主体ではないとして、いくらでも責任逃れが可能となっている問題がある。事業者が、関連会社、下請け、孫請け会社含めてすべての責任を負うようにしなければならない。または、この事業を一体的なものとして、関連会社や孫請け会社含めてすべての問題発生時の責任は連帯のものとして扱わなければいけらる責任逃れは可能である。</p>	<p>再エネ特措法に基づく認定事業者ではなく、関連する事業者が違反を犯す事例も指摘されており、例えば再エネ特措法の認定事業者が全体として責任を引き受けるなど、認定事業者に対してどこまでの責任を課していくかの整理も重要です。</p> <p>そのため、適切な事業実施を担保するために、例えば、再エネ特措法における認定事業者の責任の明確化など、必要となる措置について検討することとしています。</p>
151	<p>関連する事業者が違反を犯す場合、認定事業者も被害者であることが想定され、認定事業者に全体として責任を引き受けさせるのは筋違いではないかと思慮します。</p> <p>関連事業者との資本関係の有無や両事業者間の契約内容等、認定事業者が責任を引き受ける場合の要件を厳格且つ明確に定めて頂きたいと思慮します。</p>	<p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
152	<p>●事業者は一流会社や巨大資本の会社が母体であっても、必ずといっていいほど特別目的会社をつくって事業を進める(銀行にも責任の一端)。これは事業者は安全な場所に身を置き、前述したようなリスクを地元自治体、住民に押し付ける行為である。リスクを地元で押し付けるのならば、事業者は仮に多大な損害が発生した際には全力で損害を賠償できる体制を義務付けるべきだ。例えば考えられる損害金以上の資本金を義務付けるなど。事業許可は損害を賠償できる体力のある会社に限定するべきだ。</p>	
153	<p>・地域住民への不誠実な対応をする事業者に関しては罰則、事業取り消しも踏まえて検討していただきたい</p>	
154	<p>福島原発事故を機に再生可能エネルギー促進を進めた国の考えは理解できる。しかしながら、その制度は性善説を前提としたものであり、それを悪用した事業者の増加にまでは手が及んでいないことが諸悪の根源である。今回の提言案においては、災害の防止や自然環境、景観の保全、不適切な事例対応のためとの内容は盛り込まれているが、事業者の資質の問題については触れられていない。そもそも、過疎化が進む地方で、利用されていない土地に目を付け、電気事業法の内容を理解せず、FIT制度による金儲けのみを目論んだ悪徳事業者が無数に参入し、乱開発したことが問題である。事業所設置の後の管理をしない事業者や、転売してその一時だけ金儲けをたくらむ事業者に対して、いまだに何ら規制がなされていない。この提言案においては、事業者として参入できる資質を問う規制も盛り込むべきである。例えば、長期間の事業運営が可能な事業者なのかとか、これまでの管理実績、営農型であれば農作物収穫実績などの調査も可能と考える。</p>	<p>特に太陽光発電事業については参入障壁が低く、例えば低圧設備については個人が所有しているケースも多いなど、多様な事業者や個人が取り組んでいることから、まずは再エネ発電に係る適正な事業実施を担保するため、開発行為や発電事業に対して関係法令に基づき適切な規律を求めていくことが必要です。なお、規律強化後の状況も踏まえながら、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
155	<p>譲渡の要件について、事業者の資格・能力について、再度、認定しなすなど、規制を厳しくすべきである。</p>	
156	<p>p19-8行の後半から、以下の内容を加える</p> <p>「加えて、その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとに足りる相当の理由がある者」及び「事業を適正に行うに足りる資力信用を有しない者」は認定を除外する。</p> <p>・理由 全国的に、技術力、資金力が不足しながら事業を遂行している事業者が後を絶たない現状である。例えば太陽光発電は20年間管理能力が具備されているなどの要件が必要である。全国的な視野で、事業者の動態をチェックし、技術力、資金力、信用が具備されることを事業者の条件とすべきである。(本項、静岡県盛土条例14条に適用されている)</p>	
157	<p>外資系事業者（関連会社含む株主）、投資目的、エネルギーの安全が保障されるものではありません。外資含む事業者の参入を阻止し、既に再エネ事業に関わっているなら除外。海外製部品の使用禁止と追記。</p>	
158	<p>・利益を狙った内外投資家による乱開発防くため、再エネ事業の転売や外資の参入を防ぐ制度を。</p> <p>電力供給の安定や持続可能性のためにも重要です。</p>	
159	<p>外資規制も入れるべき。エネルギーの安定供給の観点からも、利益目的の外資がたくさん入っている現状は問題である。FIT・FIP制度は、エネルギー政策という公益のための制度であり、国民の負担により成り立つ制度であり、事業主体に一定の制限をかけても財産権の問題はでないはずである。</p>	<p>特に太陽光発電事業については参入障壁が低く、例えば低圧設備については個人が所有しているケースも多いなど、多様な事業者や個人が取り組んでいることから、まずは再エネ発電に係る適正な事業実施を担保するため、開発行為や発電事業に対して関係法令に基づき適切な規律を求めることが重要です。</p>
160	<p>再生可能エネルギーに置いて、外国人、外国企業、外国人投資企業による日本国土の売買を禁止して下さい。国内の安全に関わる重要なエネルギー政策、エネルギー問題を外国に握られてしまう様な安全性が問われ、危機的政策を早急に法の規制により対応願います。日本エネルギー政策、ライフラインは日本企業に託して下さい。よろしく願い致します。</p>	<p>事業主体の変更が行われやすいため、新たな事業者が現場や事業実態等を把握しておらず、事業譲渡によって適正な事業の引継ぎがなされないといった事例が指摘されており、特に、事業譲渡に伴い事業主体が変更する際に、どういった事業者が事業を引き継ぐのか、地域への十分な説明がなされず、責任の所在等も見えないといったことも指摘されています。</p>
161	<p>転売規制を厳格にするべき。外資規制も入れるべき。</p> <p>開発から撤去まで、責任を持てる主体に事業が行われるべきで、転売をして利益を追求することを認めるべきではない。また、エネルギーの安定供給の観点からも、利益目的の外資がたくさん入っている現状は問題である。FIT・FIP制度は、公益のためにあり、国民の負担により成り立っているため、事業主体に一定の制限をかけても財産権の問題はでないはずである。</p>	<p>そのため、事業譲渡自体を制限することは財産権との関係で慎重であるべきの指摘もありますが、地域との合意形成等に向けて留意すべきポイントについて整理を行い、事業主体の変更時においても参照できるよう、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けたり、事業譲渡の変更認定にあたって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請に当たり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討することとしています。</p>
162	<p>エネルギー政策は公益のための制度であり、適切な事業を行うためには、責任の所在を明確にすることが必要である。責任主体者である事業主には、転売規制、外貨規制を厳格にすべきであり、「財産権との関係で慎重であるべき」とは考えない。</p>	<p>また、事業譲渡の変更認定において、例えば、関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応を検討することとしています。</p>
163	<p>・地域住民の意見を無視した乱開発、地域外の事業者による投資目的の開発が横行している。転売は厳しく取り締まって欲しい。やむなく転売された場合、新たな事業者による説明会開催の義務化要望。</p>	<p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
164	<p>そもそも、事業主体が簡単に転売というかたちで変更認定されることが問題であり、事業主体を変える際のハードルを設けるべきである。新しい事業主体について住民側が意見を述べる機会も全くなく、突然、事業者が変わるのが実態である。</p> <p>国は説明会を義務化するだけでなく、事業譲渡について地域に説明すべき具体的内容を示すべきである。</p>	

165	<p>太陽光を中心とした、再エネ施設の譲渡（売買）に関して、実態からすると、事業譲渡にもかかわらず、手続きの制限をすり抜けているケースが散見しているように思います。M&A形式（特に合同会社の代表者変更）にて手続きを行うことにより、本来であれば、変更認定申請を行わなければならないケース（事業譲渡による変更認定）の制限を潜り抜けているケースがあると感じます。</p> <p>今回の改正では、事業譲渡による地元説明会の開催などが追加されていることから、形式ではなく、実体事業者の責任所在を明確化するために、事業主体の公表が必須と考えます。併せて、事業認定の公表に関して、合同会社等の代表（代表社員）として、会計事務所の公認会計士や税理士、弁護士などが、代表者として登録しているケースが特に大型の太陽光発電所にて散見されます。これも、実体事業者とは異なるように考えます。責任所在が一般に不明確になっており、公開情報として、特にインフラを担う事業に関して、不正確な情報であると感じます。</p>	<p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
166	<p>事業譲渡の変更認定にあたり、説明会等の開催の義務化等を要件とするのは避けていただきたい。</p> <p>事業譲渡に関わる契約規定上、通常履践出来ないケースが一般的です。寧ろ行政対応や認定情報をより明確化・開示化し、地域との適切なコミュニケーションを促す仕組みをご検討頂くのが建設的且つ実際的ではないかと考えます。</p>	<p>事業主体の変更においては、新たな事業者が現場や事業実態等を把握しておらず、事業譲渡によって適正な事業の引継ぎがなされないといった事例や、どういった事業者が事業を引き継ぐのか、地域への十分な説明がなされず、責任の所在等も見えないといった事例も指摘されています。</p>
167	<p>事業譲渡の変更認定にあたり、説明会等の開催の義務化等を要件とするのは避けていただきたい。対案としては、標識設置や自治体への届出等を要件といただきたい。あるいは全面的な義務化ではなく、例えば親会社から子会社への譲渡や、事業者から事業者が設立したSPCへの譲渡など、実質的な管理主体が変わらない場合は、説明会等の開催を不要とする例外規定を設けていただきたい。</p>	<p>そのため、本提言において、事業譲渡自体を制限することは財産権との関係で慎重であるべきですが、地域との合意形成等に向けて留意すべきポイントについて整理を行い、事業主体の変更時においても参照できるよう、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けたり、事業譲渡の変更認定にあたって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請にあたり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討することとしています。また、事業譲渡の変更認定において、例えば、関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応を検討することとしています。</p>
168	<p>事業譲渡の定義を明確にしてSPCへの出資事業者は対象外とすべき。また、「あらかじめの説明」とせず「実施後の報告」で適切と考える。</p> <p>もともと主体的に運営にかかわらない出資のみの事業者は、地域に公表されたとしても、その役割を全うできるものでもないため。売却など株価への影響が伴う事案については、地域へのあらかじめの説明はインサイダーに抵触するなど問題が生じるため。（あらかじめの説明はできない）</p>	<p>そのため、本提言において、事業譲渡自体を制限することは財産権との関係で慎重であるべきですが、地域との合意形成等に向けて留意すべきポイントについて整理を行い、事業主体の変更時においても参照できるよう、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けたり、事業譲渡の変更認定にあたって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請にあたり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討することとしています。また、事業譲渡の変更認定において、例えば、関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応を検討することとしています。</p>
169	<p>事業譲渡の変更認定の際の説明会等の開催の義務付けは、秘密保持など企業活動に影響があり、不適切と考えますので削除頂きたいと思っております。</p> <p>義務付けるとすれば、説明会対象の範囲を「地権者や事業範囲内の自治体」等に限定するようお願いいたします。</p> <p>地元とのコミュニケーションという観点では、アセス法に基づく配慮書、方法書、準備書の説明会、工事前にも説明会で十分コミュニケーションは足りており、アセス対象外の太陽光が多いことが起因していると思われる。</p> <p>譲渡対象事業が、法令違反などして1いるのであれば、別の対応で対策すべきと考えます。</p>	<p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
170	<p>事業譲渡に関して、説明会等の開催を義務付ける場合、SPC案件に関してマイナーな出資者の変更が事業譲渡に該当しないようにすべき。SPCの筆頭出資者等、大きな影響を及ぼす可能性がないマイナーな出資者変更の場合は、説明会等の開催義務の対象外とすべき。</p> <p>筆頭出資者の変更がない場合は、再エネ発電設備の実質的な管理主体が変わらない。マイナーな出資者のみの変更は、住民説明会が必要となるような地域に与える影響が小さいため、説明会の開催を不要とする例外規定を設けるべき。</p>	
171	<p>説明会の開催義務を免除する例外規定を設けるべきである。</p> <p>例えば親会社から子会社への譲渡や、事業者から事業者が設立したSPCへの譲渡など、実質的な管理主体が変わらない場合がある。また、地元住民への負担を配慮して、地元自治体が説明会を不要と判断することも考えられる。</p>	
172	<p>該当箇所： 19頁4～6行目 発電主体の変更が行われる場合には、前事業者の事業実態状態を認識した上で引継ぎを行い、説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど適切な事業実施を実現するための措置について検討を行うことが必要である。</p> <p>意見内容： ・説明会の開催等を義務化することは、左記の内容に対する手当ての検討としては過大であり、必要に応じて説明会を開催するという措置を検討いただきたい。 ・発電所の多くは関係法令等を遵守し適切に事業を遂行しているものと思われ、問題のない発電所まで説明会を義務化することで手間およびコストの負担が大きくなるものと考えられるためである。 ・説明会の開催については、「関係法令等を違反している場合」などの限定的な対応で問題ないものと思われる。</p>	
173	<p>該当箇所： 19頁6～8行目 事業譲渡の変更認定において、例えば関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応の検討も必要である。</p> <p>意見内容： ・上記の内容について、一般的な事業譲渡の場合については賛同するが、事業者のデフォルト時に、レンダーの資金回収が阻害されないような適切な制度設計を求める。 ・以下をはじめとしたリスクが残る場合には、当該リスクを忌避してプロジェクトファイナンス等による資金調達が行いにくくなることも否定できず、再エネ事業の資金調達に悪影響を及ぼす可能性が想定されるため、例外的措置を要望する。</p> <p>(1)プロジェクトファイナンスでレンダーによるステップインが必要となる事態が生じたにも関わらず、関係法令等に違反していたことで、ステップインが実施できないリスク (2)レンダーの資金回収方法のひとつとして事業の第三者への売却があるが、万が一何らかの法令違反があり事業譲渡の変更認定が受けられないと、資金回収が大きく阻害される</p>	
174	<p>該当箇所： 28頁2～4行目 事業譲渡の変更認定にあたって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請にあたり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討する。</p> <p>意見内容： 事業譲渡が行われる際、資金決済後に変更認定申請を行っている事例も散見される。その場合、変更認定申請から申請が認められる期間のタイムラグが長く（1～3か月）、変更認定申請が認められないリスクが懸念される。変更認定申請時にあらかじめ住民向け説明会等の開催を義務付けること自体は望ましい対策と考えられるが、変更認定申請における要件が煩雑になる懸念がある。各種要件を満たしていることを事前に確認できる制度などの検討についても併せて検討いただき、円滑な変更認定申請手続きが可能となる体制の構築を要望する。</p>	
175	<p>事業譲渡の変更認定における、行政側による法令違反の有無の確認・判断時期を明確にいただきたい。</p> <p>法令違反の有無は売り手による説明、また買い手による事前調査などで確認するが、当事者間で違反がないと判断をして売買の合意がなされた後に行政側より法令違反を指摘された場合は、買い手にとってはリスクとなってしまうため。</p>	
176	<p>地域との適切なコミュニケーションが重要であることに異論はないが、事業譲渡の変更申請にあたって、あらかじめの説明会開催を義務化することは過大。</p> <p>事業譲渡の事実周知が重要と考えるため、譲渡実行後の一定期間内に、インターネットや紙面を利用した公表も含めて適切な方法で地域への周知に努めることで十分且つ効果的と考える。</p> <p>事業譲渡時の情報周知として説明会が効果的かは疑問。インターネットや情報誌を活用した公表で広く周知する方が有効な場合もあるため、周知方法を固定化する必要性は低い。</p> <p>予めの説明会開催を事業譲渡の要件にすると、旧事業者の経営破綻時や運営力喪失時など、即座に事業譲渡すべき際に支障が生じる懸念。再エネ発電所の適切な管理や効率的な運営を促進する上で事業譲渡を速やかに実施できる環境整備は重要であり、情報周知のタイミングとしては譲渡実行後で問題無いと考える。</p> <p>また事業譲渡に事前要件が設定されるとプロジェクトファイナンス型の融資組成にも大きな影響。借入条件の悪化/組成不可となるケースも懸念され、再エネ拡大の支障となり得る。</p>	

177	<p>関係法令等に違反している場合であっても、既設再エネ発電設備の有効活用の観点から、譲渡を受ける事業者が、違反を適切に是正する計画を提出した場合には、審査の上、事業譲渡について認定いただきたい。</p> <p>(譲渡を受けた事業者は、計画に基づく違反解消状況につき、各法令等に基づく検査結果等を基に、留保された売電収入の再交付を申請する。)</p> <p>法令違反の設備の譲渡を禁止した場合、経営破綻した事業者や個人等違反状況の解消能力がないオーナーが所有する設備は譲渡不能となり、違反状態のまま放置される事態となり、それまで賦課金を投入した設備が適正に運営されないことになってしまう可能性があると考える。</p>	<p>事業主体の変更においては、新たな事業者が現場や事業実態等を把握しておらず、事業譲渡によって適正な事業の引継ぎがなされないといった事例や、どういった事業者が事業を引き継ぐのか、地域への十分な説明がなされず、責任の所在等も見えないといった事例も指摘されています。</p> <p>そのため、本提言において、事業譲渡自体を制限することは財産権との関係で慎重であるべきですが、地域との合意形成等に向けて留意すべきポイントについて整理を行い、事業主体の変更時においても参照できるよう、再エネ特措法に基づくガイドライン等において位置付けたり、事業譲渡の変更認定にあたって地域との適切なコミュニケーションを促すために、例えば、再エネ特措法の変更申請にあたり、あらかじめ説明会等の開催を義務づける等の対応を検討することとしています。また、事業譲渡の変更認定において、例えば、関係法令等に違反している場合は再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応を検討することとしています。</p> <p>提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
178	<p>説明会等を義務づけることは、セカンダリー市場の流動性を妨げることから実施すべきではない。むしろ、事業譲渡等の情報を国から自治体にタイムリーに伝わる仕組みや、標識等を速やかに付け替えることを義務づけることで対応すべきではないか。</p> <p>再エネ電源をセカンダリー市場等で取得し、需要家が求める再エネの環境価値等を活用しながら事業を営もうとしている事業者の多くは、地域との共生に基づく長期安定稼働を志向する優良な事業者だと認識している。再エネ電源が地域と共生し長期安定稼するめには、こういった優良な事業者への事業集約とその為のセカンダリー市場の活性化が必要不可欠である。事業譲渡の前の説明会の義務化は、優良な事業者への事業集約に欠かせないセカンダリー市場の足かせとなる。一方で、地域の方々に事業譲渡における運営主体や事業管理者の変更や連絡が地域の方に明確に伝わらない懸念を払拭するためは、事業譲渡の際には、変更略定情報が国から地域自治体にタイムリーに伝達され、また、発電所に設置されている標識の情報更新を速やかに実施することを義務化することが効果的と考える。</p>	
179	<p>「電気の地産地消」を「地域新電力との連携等による電気の地産地消」に修正して欲しい。</p> <p>再エネ導入における地域への貢献・裨益として、地元で発電された再エネ電気の地産地消という視点は非常に重要です。(場合によっては、地産地消が大前提と考える地域も多いと思われます。)</p> <p>エネルギーの地産地消を促進するため、現在、地域新電力が設立されている地域もあり、今後、中小企業でもRE100の取組みが必要となることを考えると、地域新電力の役割も更に重要になってきます。</p> <p>また、現在、FITの地域活用要件・地域一体要件で、地域新電力への販売が要件設定されており、地域に裨益する形とするためには、地域新電力の力を引き出しながらエネルギーの地産地消を進める必要があることから、発電事業者と地域貢献を目指す地域新電力とをつなぐ提言が望ましいと考え意見を提出します。</p>	
180	<p>P21の「発電事業者が中心となり」の次に「地域新電力の連携を前提とし、」の一言を加えるのが良いのではないのでしょうか。</p> <p>FITの地域活用要件・地域一体要件で、地域新電力への販売が要件(同一県内50%以上、自治体出資の新電力)が設定されており、地域に裨益する形とするためには、地域新電力の力を引き出す必要があるためです。</p> <p>地域の実情を知る地域新電力の知見を発電事業者が得るといふメリットもあると思います。</p> <p>また、地域裨益型の発電事業者であれば、地域貢献を目指す地域新電力と親和性があると言えると思いますので、両者をつなぐ提言が望ましいと思いました。</p>	<p>地域と共生した再生可能エネルギーの要素としては、地域への貢献・裨益といった側面についても重要です。</p> <p>そのため、地域への貢献・裨益に関するグッドプラクティス及び環境や安全性、合意形成の観点からトラブルとなった事例等の収集・分析を行い、地域と共生するために必要なポイント等について整理を行い、ガイドライン等において発電事業者の推奨事項等として位置付けることとしております。</p>
181	<p>電力の地産地消の観点から、地域が主体となった発電を推進すべき</p> <p>投資家による利益を狙った開発が地域住民との軋轢を生んでいる現状を変えるには地域が主体の取組が必要</p>	<p>また、FIT制度においては、レジリエンスの強化やエネルギーの地産地消に資するよう、電源の立地制約等の特性に応じて、自家消費や地域一体的な活用を促す地域活用要件を設定しているところです。</p> <p>御指摘の点を踏まえながら、取組を進めてまいります。</p>
182	<p>再生可能エネルギー事業の経済的利益を地元還元することを事業要件にすることを検討してはどうか。</p>	
183	<p>エネルギー庁が提言した、地産地消エネルギーに向けて大きく舵を取っていただきたい。</p> <p>日本各地で、山や田畑の保全、食の地産地消、地域活性化、コミュニティ形成などなど、行政と共に、または市民だけで行ったりと、様々な草の根活動が起きています。昔からのその土地の人であったり、または移住した人たちであったり。すべて地域によって様々です。</p>	
184	<p>田舎につくって都会に送電する、現在のやり方は無駄が多すぎる。地域の住民のための地産地消のエネルギーを検討してほしい。</p>	
185	<p>従来の景観法、景観条例で指定された区域、国立公園、国定公園で自然景観を守るべき地域で景観を著しく阻害している例が目立つので、こうした区域では原則として見えないようにすること。特に朝夕の反射光の影響は非常に大きいので「法改正も含め制度的な対応を検討し措置するもの」として対処すべきである。</p>	<p>いただいた御指摘は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
186	<p>風力発電は大型化が進み、10～20 km離れても大きく見え、自然景観を著しく損ねているが、景観の評価方法はかなり古い送電鉄塔の見え方を考察した論文を根拠としている。これは人間が写真を撮るようにぼんやりと視野全体を見、その視野の中の視野角の大小で影響を評価している。しかし、人間は視野の中に特異な物、特に動くものがあるとそれに注目してしまうものである。そのような特性を考慮すると、洋上では海岸から少なくとも20 km、陸上でも自然景観に影響を与えることが好ましくない地域からは20 km以上離すべきである。</p>	<p>景観の評価は、それぞれ地域に固有の特徴があるため一律に捉えることが難しいことや、景観への影響の捉え方が主体によって変化するなどから、一律な基準ではなく、住民等にも分かりやすい評価を実施していくことが重要です。</p>
187	<p>第4回目の検討会で松本委員から風力発電に関する要望がありましたが、検討会の中で風力発電に関する議論がほとんどありませんでした。</p> <p>まだまだ問題があると思います。</p> <p>提言にある地域との共生は名ばかりです。</p> <p>中身のある討議を、国民にもっとオープンな形で、実質的に進めていただきたい。</p>	
188	<p>全体的に風力発電に付いての規制の検討がほとんどない。太陽光発電と同時に進めなければならない。特に山の尾根筋に巨大風車を数十基、所によっては100基以上の設置の計画もあり、自然林等、CO2を吸収し、保水力のある山を破壊しての温暖化対策は論外である。削られた山、埋められた谷、河川、生態系の原状回復は不可能である。</p>	
189	<p>太陽光発電だけでなく、風力発電も立地規制を考え、森林は原則破壊しないという基本姿勢を掲げるべき</p> <p>森林伐採等を伴う場合には、災害リスクだけでなく、水源破壊、貴重な生態系破壊、景観破壊、温暖化防止機能破壊などの問題があり、風力発電も巨大タワーの建設だけでなく、大規模道路の開発のため大規模な森林破壊を伴うことから、森林は原則破壊しないという姿勢で、立地規制・ゾーニングを行うべき。</p>	<p>風力発電については、山間部での風力建設用に整備した道路を地域の森林資源活用のために有効利用する好事例もある一方で、山間部での土地開発や設置等により、森林の開発が行われることや地域との合意形成が図られないまま事業が進捗することに対して地域から懸念の声が寄せられています。そのため、本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えております。その際、電源の特性等に応じて、必要に応じた考慮の検討が考えられます。</p>
190	<p>巨大タワーと大規模な道路建設により森林の大規模破壊を行う風力発電にも規制を。</p>	
191	<p>風力についての規制を太陽光と同様に実施すべき。土地開発の段階での違法事例の取り締まりや FIT 認定、開発許可の取消しも厳格に行うべき。</p> <p>違法行為は開発段階で多数行われており、住民の生命・身体・財産を脅かす悪質事例も多岐みられるため。</p>	
192	<p>検討対象が、すでに開発が進み問題が顕在化している太陽光発電中心になるのはしかたがないことではあるが、これから大規模建設が加速する風力発電については調査・検討が甘いように感じる。風力発電は、現段階ではデータ蓄積が不十分なため事前の影響予測が難しく、今後顕在化する問題がまだ多数潜在している。見切り発車をして太陽光の二の舞にならぬよう、慎重な管理計画を策定してほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ趣旨の明確化のために追記するとともに、本提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
193	<p>(風力発電、その他の電源について)</p> <p>・太陽光以外の再エネ電源についても課題が生じた場合、課題の分析や必要な対応の検討を機動的に行うこととする。【経・農・国・環】</p> <p>について、今まで各地で風力発電は数多計画されてきていて、課題はすでに大部分が明らかになっているはず。</p> <p>「課題の分析や必要な対応の検討を機動的に行う、」よりは、すでにわかっている課題や必要な対応、例えば希少野生動植物に影響がある場所には設置しない、等、取るべき対策がわかっていることに関してはあらかじめ明確化しておけば、毎回検討を行うより機動力が発揮できるのではないか。またいったん地元住民との合意形成が図れずに中止になった場所については、改めて事業実施計画は立てられない等も考えていただきたい。</p>	

194	<p>本検討会は、その設置当初より、太陽光発電事業において「安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念」が顕著であり、様々な施策を講じてもおおかかる「懸念」が払拭されていないという問題意識であるところ、本提言（案）は、再エネ発電事業全般につき網羅的に規制強化をする趣旨ではないことを明記すべきである。とりわけ、風力発電事業者においては既にかかる「地域の懸念」に適切に対応してきた実績に鑑み、本検討会の提言（案）の多くが、風力発電事業には当てはまらないことを明示していただきたい。</p> <p>電源＝発電所（火力、原子力、水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）は、それぞれの種類により、使用燃料、立地条件、環境影響などが異なり、再エネ電源の中でも同様に異なるため、再エネ電源毎に規制のあり方を検討すべきである。</p> <p>確かに、風力発電事業においても、昨今、「幅広い業種から多様な事業規模の事業者等が新規参入」(14行) しつつある。しかし、太陽光発電事業と異なり、事業規模が大きく、資金面、技術面でもその参入障壁が高いことから、風力発電事業への新規参入者は、発電事業や比較的大規模なインフラ事業に実績のある者等が多く、限定的である。また、「安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念」(15-16行) についても、法アセスの対象とされていないプロジェクト案件についても自主アセスを行うことや、許認可等の取得手続きに時間を要することから、プロジェクト候補地の利害関係人との合意形成、近隣住民向け説明会等、「地域と適切なコミュニケーションを図ること」や「都道府県・市町村との連携」については、各風力発電事業者において、その重要性を十分認識し実践してきたところである。したがって、風力発電事業について「依然として地域の懸念は払拭されていない。」として、太陽光発電事業と同等の規制強化を図るのは合理的ではない。</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」宣言後に発表された第6次エネルギー基本計画における2030年度の再エネ導入見込量のうち、風力発電は、陸上風力17.9GW、洋上風力5.7GWである。目下、風力発電導入拡大のために、内閣府再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース等でも規制緩和を推進している最中であり、かかる時代の要請にそぐわない規制強化の動きは看過されるべきではない。</p>	<p>風力発電については、山間部での風力建設用に整備した道路を地域の森林資源活用のために有効利用する好事例もある一方で、山間部での土地開発や設置等により、森林の開発が行われることや地域との合意形成が図られないまま事業が進捗することに対して地域から懸念の声が寄せられています。そのため、本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えております。その際、電源の特性等に応じて、必要に応じた考慮の検討が考えられます。</p> <p>御指摘を踏まえ趣旨の明確化のために追記するとともに、本提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
195	<p>本検討会は、発電までのリードタイムが比較的短い太陽光発電を中心に導入が促進され、「幅広い業種から多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まって」きていることから発足されたもので、そのような懸念を払拭するための規制強化と考えると、本提言（案）は、再エネ事業全般につき網羅的に規制強化をする趣旨ではないことを明記すべきである。</p> <p>特に風力発電事業に関しては、法アセス・条例アセス等の実施や許認可手続きの実施により、「地域と適切なコミュニケーション」や「都道府県・市町村との連携」の機会は十分に有しており、リードタイムも長い事業となることから、風力発電事業に関しては「依然として地域の懸念は払拭されていない」とすることは適切ではない。</p>	
196	<p>地域の懸念の相談内容を見ると、9割以上が太陽光であるにも関わらず、当該提言の課題と取組が再生可能エネルギー全般を対象としているように読めるため、課題が発生している電源に限定した対応策として頂きたい。例えば面的開発である太陽光と点的開発である風力など、電源によって開発方法が異なるのに、再生可能エネルギーと一括りにし課題への対応を適用すると、根拠のない再生可能エネルギーの導入障壁となる恐れがあるため。</p>	
197	<p>風力発電は大型化が進み、騒音が著しく大きくなり、睡眠障害などを訴える住民が増えているので再度行政も事業者も睡眠障害などの詳細な調査を実施するべきである。</p>	
198	<p>●風力発電の騒音、低周波音による健康被害のリスクを日本では過小評価しすぎる。諸外国に倣うべきだ。健康被害は、全員がなるわけではないのは分かるが、逆に言えば誰がなるかわからない。まるで、健康被害のロシアンレットを強制されるようなものだ。我が家の南側と西側の3～10 km 圏内に数十基の風車が建つ計画があるが、それを遮るのは『いくね』(風よけの樹木数十本)しかない。不安でしょうがありません。健康被害が起きたら、引越すしかないのかもしれませんが、補償もなくては引越する資金もありません。健康被害の認定と補償の規定を定め、義務付けるべきだ。</p>	
199	<p>・風力発電について、提言（案）の19頁16行目に「我が国においても今後の早期導入拡大が期待されている」とあるが、現状の立地地域での健康被害について、国はどう考えているのか？環境省の対応は時代遅れである。WHOでは風車から出る低周波音による健康被害を認めている。「A特性騒音レベルによる評価は不適切」「低周波音は低い音圧レベルでも不眠を引き起こす可能性あり」と言っている。</p> <p>・日本では、なぜ低周波音による健康影響を無視するのか？目に見えなくても健康に影響するモノがある。人体に有害な物質はたくさんある。光、そしてウイルス。コロナウイルスは目に見えるか？見えないが今、まさに私たちの命が失われていく。音も同じ。五感で認識できるモノだけが身体に害を与えるという考えは間違い。騒音に関してだけは、耳に聴こえる音だけが有害とする日本の環境省の現在の判断は、理屈に合わないのではないか？</p> <p>・低周波音を認めてこなかった我が国では、健康影響へのデータがないのか？欧米のデータを参考にすれば、我が国に陸上に風車を建設するコトは難しい。となると洋上風力になる。が、これも低周波音の影響を軽くみている現状のような建設をしていけば、健康被害は増える一方。建設への反対運動は無くなるだろう。</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音等については、不快感の原因となることや健康への影響が懸念されていると承知しており、環境省では検討会において、これらについて評価を行ってきました。</p> <p>国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられます。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響の明らかな関連を示す知見は現状確認できていません。今後も最新の知見の収集等を行ってまいります。</p>
200	<p>風力発電が稼働するときの低周波音についてもっと危険性を理解してほしい。資料にも言及がない。一般人に健康に被害を及ぼすものは設置するべきではない。</p>	
201	<p>提言案では、風力発電は小規模であっても、立地場所によっては環境影響が起きる可能性があるとして指摘した上で、「風力特有のアセスについて規制強化をするだけでなく、規制緩和も含めて検討すべき」としていますが、矛盾していませんか？環境影響が起きる可能性があるなら、規制をするべきです。規制緩和する理由がわかりません。再生可能エネルギー発電施設は地方に設置され、地域住民に健康被害や環境破壊の負担が押し付けられています。情報公開や合意形成もないうまま、地方に負担を押し付けるのは間違っています。地域住民が保全してきた自然環境を壊さないでください。エネルギーの地産地消を推進するなら、都心で必要な電気は都内で賄うべきです。</p>	<p>風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要です。そのため、風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進めてまいります。</p> <p>なお、原文の趣旨を明確化するため、提言p20の28～30行目を修正いたします。</p> <p>また、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度においては、再エネ施設の整備と併せて、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものとされており、本制度の推進を通じ、地域の合意形成を図りながら、環境に適正に配慮し、地域の経済的・社会的課題の解決にも貢献する、地域共生型の再エネ事業の導入を促進してまいります。</p>

202	<p>風力発電の開発によって発生する多くの問題に対する考察が欠けている。</p> <p>とくに環境アセスを行う事業規模の規制緩和は洋上、陸上の風力発電の建設に伴う環境破壊の防止に致命的な障害になるので、この問題は再度徹底的に議論を深め、提言案に盛り込むべきである。</p> <p>現在、山林を切り開いて風力発電を建設する多くの計画が、県知事、市長、町長を巻き込んだ大幅な反対運動を引き起こしている。このような状況になってきている要因をしっかりと分析して提言を行ってほしい。</p>	
203	<p>P28</p> <p>10・風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進める。【環・経】</p> <p>について、効果的なのは歓迎するが、効率を重視するあまり環境への影響が軽視されないか心配。令和4年度には結論と、急ぐ内容なのはわかるが、こと環境に関してはもとに戻せないというようなことがないよう十分時間を取って検討していただきたい。</p>	<p>風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要です。そのため、風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進めてまいります。</p> <p>なお、原文の趣旨を明確化するため、提言p20の28～30行目を修正いたします。</p>
204	<p>・該当箇所</p> <p>5.事業実施段階横断的事項について</p> <p>(3) 風力発電その他の電源について</p> <p>風力発電の特性に応じたアセスについて、規制を強化するだけでなく、緩和策も含めて検討を進めていく。</p> <p>・意見内容</p> <p>現行の環境アセスでも環境保護に不十分であるのに、アセスを緩和することは考えられない。</p> <p>・理由</p> <p>風力発電所が建設された地域で、環境破壊が発生している。バードストライクが確認され、発電所が建設される前と後では風力発電所周辺に生息する鳥類の種類生息数が激減したとの報告もある。</p>	
205	<p>大規模風力発電の立地規制、開発許可の慎重な検討は必須で、アセスは緩和すべきでない。</p> <p>現在、森林を大規模に破壊する風力発電計画が次々計画され、各地で問題となっており、大規模風力発電が大規模な森林破壊を伴うことは、太陽光発電と同様であり、規制すべき、風力発電には騒音や低周波被害もあり、環境アセスの緩和は絶対にすべきでない。</p>	
206	<p>「風力特有の環境アセスについて規制強化をするだけでなく緩和策も含めて検討すべき」であり、特に、風力発電事業の導入拡大が「2050年カーボンニュートラル」社会の実現に寄与するものであることから、環境アセスの合理化について具体的に推進することを明示すべきである。</p> <p>本提言（案）では、「2030年度再エネ比率36-38%の実現に向けて、風力発電は、風車の大型化等により経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源であり、我が国においても今後の早期導入拡大が期待される」（17行）としながらも、規制強化の対象から風力発電事業に関するものを除くということが明確ではない。改正温対法に基づく促進区域の指定においては、「適地の確保を進めている」といっても、風力適地についても、森林法等他の法令上の立地制約解消に向けての姿勢が明確ではない。また、環境アセスについても、「環境影響評価法の対象規模以下の規模の案件について、条例に任せておくだけで良いのか、また、規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合がある風力の特性も念頭に、風力特有のアセスについて規制強化」（20～21行）に力点があるように思われる。</p> <p>そこで、風力発電事業の導入拡大は、「2050年カーボンニュートラル」社会の実現、2030年度46%のCO2排出量削減目標（50%の高みに向け挑戦）等の実現、これを受けた第6次エネルギー基本計画における2030年度の再エネ導入量目標（うち、陸上風力17.9GW、洋上風力5.7GW）の達成に不可欠であることを、本提言（案）においても明確にし、風力発電事業について規制強化を提言する趣旨ではないことを明記していただきたい。</p>	<p>風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要です。そのため、風力発電所の特性に鑑みて、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るため検討を進めてまいります。なお、原文の趣旨を明確化するため、提言p20の28～30行目を修正いたします。</p> <p>なお、御指摘の地球温暖化対策法に基づく、地域脱炭素化促進事業制度については、森林法等の規制を緩和するものではないですが、市町村が、地域住民や事業者などが参加する協議会の場を活用しながら、再エネ事業に関する促進地域を定めること等により、地域の合意形成を円滑化しつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業を促進するものです。</p> <p>また、風力発電についても、山間部での土地開発や設置等により、森林の開発が行われることや地域との合意形成が図られないまま事業が進捗することに対して地域から懸念の声が寄せられており、本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えておりますが、その際、電源の特性等に応じて、必要に応じた考慮の検討が考えられます。御指摘を踏まえ趣旨の明確化のために追記するとともに、本提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、関係審議会等で議論を深めてまいります。</p>
207	<p>提言内容は現状の乱立した、かつ住環境や自然環境への影響の実態がある程度は織り込んではいらぬものの、設備容量の多寡に関する課題が議論されていない。</p> <p>全国で稼働しないしは認定設備の9割以上を占めている設備容量 10～50 kWが地域へ与えてきた課題を現場の状況を理解して議論しなければ、単なる紙に書いた書類でしかない。</p> <p>こうした小規模設備の事業者は個人ないしは家族で設立した事業者名であり、事業内容が公開されていない例が殆どで、FIT制度の甘い汁を吸うための事業者でしかないように思われる。</p> <p>それゆえ、全国では既に80万件近くが認定・導入されてはいるものの、約90%以上がこうした10～50 kW設備であり、FIT適用後でのそれら施設が再整備されていくとは実態を見る限り考えにくい。</p> <p>小規模施設の設置現場は耕作放棄地であったり、300坪ほどの遊休地があれば固定資産税を支払うよりはFITの恩恵を受ける方が経済的には有利であり、事業場所は過疎地であれば簡単に入手ないしは借地することができる状況にある。勿論、所有者個人が事業主となりうるし、設置希望の企業に設備設置を要望することは容易である。</p> <p>それゆえ、小規模施設の今後での継続のためには、1) 事業者の実態とその資格審査、2) 転売の繰り返しの際の法的規制、3) 関連地域住民との合意形成方策の厳格化、などを含め、関連自治体にその審査権限を委譲していく必要がある。</p> <p>とはいえ、地方自治体の意思決定者自身が遊休地を抱えていたり、設置に積極的であったりするとの実態も無視できない故、国がより緊密に相互協議を勧め、設置場所の良否を含めて設置可能場所のゾーニングをする必要がある。</p> <p>小規模太陽光施設の導入は既にピークを過ぎており、規制に関する議論は後追いでしかないものの、現事業者に事業の重要性を再考させると共に、事業主体の規制を充実させることが必要である。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p> <p>小規模太陽光発電については、地域でのトラブル発生や、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統接続時の優遇措置の悪用などの指摘があり、地域での信用が揺らぎつつあったことから、2020年度より地域活用要件を設定し、地域社会に意義のあるものに重点化して、その導入拡大を図っております。</p> <p>電気事業法においても、2021年度より50kW未満の出力の太陽電池発電設備に対する報告徴収及び立入検査の範囲を拡大しています。また、先般成立した改正電気事業法において小規模な再エネ発電設備に係る基礎情報の届出や使用前の自己確認を措置を盛り込んでおります。</p> <p>御指摘を踏まえながら引き続き再エネの適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。</p>
208	<p>私は概ね当「提言」に賛同します。但し当提言の対象を一定規模以上と限定するのでは無く、50kw以下の停電圧設備も範囲に含めるべきです。当市は既に数千件の太陽光発電設備が導入され、その9割以上が低電圧設備です。但しその規模は分割案件など含めるとメガソーラー級が散見されます。また、低電圧を対象に含むべき理由として</p> <p>・低電圧の電気事業者は他業種からの参入者が多く、電気事業法の知識や遵守意識に欠ける者が、見られる。又併せて資本力に乏しく、回収を急ぐことも相俟って、地域との協調(充分な説明による住民の合意、日頃の充分なコミュニケーションによる安全対策、など)を蔑ろにする者も見受けられる。</p> <p>・低電圧設備に対する行政の管理監督が行き届かない事を見越し、充分なメンテナンスが維持されない事も見受けられる(連絡先不明、枯れ草の放置、困難な相互コミュニケーション)。</p> <p>・設備設置抑制地域によるゾーニングの設定は真に望まれるが、都市計画区域外の地方都市ではその実現に壁は高い。</p> <p>こうした理由により、先ず住民の住環境を守るべく低電圧発電設備への設置規制の先頭に国が立つ事を願います。</p>	

209	<p>今後の再エネの主力電源化に向けて、省庁横断的な検討会において本提言がまとめられたことは大変有意義である。各種アクションプランについて着実に実施されることを期待する。下記についてコメントする。</p> <p>1.用語「再生可能エネルギー発電設備」「再エネ設備」と「再エネ発電設備」の用語、「太陽光パネル」と「太陽電池発電所」「太陽光発電所」の重複がある。電気事業法の法令上の用語太陽電池発電所は許容してもよいが、太陽光発電設備などに統一したほうがよい。</p> <p>2. P20 非 FIT/非 FIP 案件への規律について</p> <p>例ではあるが再エネ特措法による柵塀の設置と電気事業法の今後の対応が記載がある。同様に、再エネ特措法では事業計画に保守点検・維持管理計画が必要である。電気事業法において、新設する小規模事業用電気工作物では技術基準維持義務が課せられることとの関連性も言及することが適切である。また、標識の掲示、認定情報の公開も同様であり、電気事業法における基礎情報の届出と連携して同様な措置が必要である。</p> <p>3. 実態把握のための情報分析・公開のDX化</p> <p>対応が後手になっている要因の一つに速やかな実態把握ができていないことが考えられる。今後の設置形態などの状況を速やかに把握するため、各種行政が有する情報分析及び公開について行政のDX化として実施することが必要である。例えば、認定申請登録時に設置場所情報があり、屋根設置であれば、事務所・工場など、地上であれば野立て、営農型など分類されている。(定期報告においても同様な情報がある) 非 FIT/非 FIP 案件も同様に電気事業法における基礎情報の届出などで市場動向を常に把握する分析、公開が必要である。また、第三者保有や、PPAなどの状況も行政として把握可能な方策が必要である。</p> <p>事故情報については、電気事業法上で事故報告が拡大されたが、更なる詳細分析と情報公開が求められる。住宅用は消費者安全法による事故収集があるが、建造物の事故に対しては収集機能が不十分であるため、適切な情報収集方法の確立が必要である。再エネ特措法の定期報告の修繕費において機器交換の場所や費用についての報告も間接的に事故につながるような事象を分析可能である。各土地開発規制関連の法令はもちろんのこと、地方自治体の条例、加えて保険会社等の民間企業が有する事故情報との連携も有効と考えられる。</p>	御指摘を踏まえながら表現の統一を図るとともに、再エネの適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。
5. 再生可能エネルギーの導入全体に関する御意見		
210	<p>再エネにおける問題の根本は、導入促進の施策（温対法や促進地域など）だけが次々と強化され、適正な管理がないがしろになっている現状にある。本提言も、導入促進の施策はそのままにして、管理のあり方については課題の羅列と努力目標の提示だけに終わっており、問題の根本的解決になっていないように思われる。</p> <p>再エネ主力電源化を拙速に進めようとする、建設適地の環境変化が連鎖的に発生し、大規模自然破壊につながるという本末転倒な施策になってしまう。地域住民の懸念の根底にはこういった再エネ促進一辺倒の施策への不信感があるわけで、住民との対話を形だけやっても合意形成には至らない。もう一度原点に立ち返って一番有効な方策を模索する多面的な議論を開始すべきである。そしてその議論に住民が直接関与できるような提言にしてほしい。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度46%削減目標の実現に向け、第6次エネルギー基本計画の中で、電源構成に占める再エネ比率を36～38%という野心的な目標を掲げています。今後の再エネの更なる導入に向けては、再エネの導入に適した場所の確保や国民負担を抑制するためのコスト低減など、様々な課題が存在していると認識しています。再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。このため、本検討会では、地域の懸念の解消に向け、再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方について、再エネ設備の導入から廃棄に至る事業実施の段階に応じた課題を整理するとともに、課題の解消に向けて必要となる制度的対応や運用のあり方などについて、関係省庁の取組に横串を通す形で議論を行ってきました。本提言に記載のアクションに着実に取り組むとともに、その進捗状況の確認さらに検討すべき課題などについて、今後、本検討会において適切にフォローアップを実施してまいります。また、今後もパブリックコメント等で御意見を頂戴しながら検討を進めてまいります。</p>
211	今後、国で再エネを進めていくに当たり、場当たり的な戦略ではなく、様々な研究者や専門家などで知恵を出し合い、国土に負荷のかからない、人にとっても安全な再エネを目指してほしいです。	いただいた御指摘は今後の政策立案の参考とさせていただきます。
212	「再生可能エネルギー発電設備の～」とありますが、問題の発生電源は太陽光であることから、「太陽光発電設備の～」にタイトルを変更いただきたい。規制の対象が不明確であることから、小水力など課題がない電源にも規制がかかり、導入を阻害する恐れがあるため。	
213	<p>新たに手続の厳格化を検討されるのであれば、各電源種別ごとに課題を整理した上で、厳格化内容を検討頂きたい。</p> <p>過去の「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」を傍聴する限りは、太陽光発電事業に関する背景から課題整理が行われたものと思料する。また本資料内でもP4 6～7行にて地域の懸念の大部分は太陽光発電に関するものであることが言及されている。その中で、太陽光発電事業者に起因する各種問題の対策が再エネの全電源に及ぶというのは過大な対応ではないか。もし再エネ全電源を対象にするのであれば、個々の発電事業の課題を再確認頂き、各特性に合った対策を頂きたい。</p>	本提言における取組は、太陽光発電に限ったものではなく、基本的に再生可能エネルギーの全電源を対象とするべきものと考えておりますが、その際、電源の特性等による手続の差異を踏まえ、必要に応じた考慮の検討も考えられます。また、太陽光以外の再エネ電源についても課題の分析や必要な対応の検討を機動的に行ってまいります。
214	<p>太陽光発電設備とその他の電源は開発方法が異なるため、全電源を一つのもののみとするのではなく、それぞれの電源の開発特性に沿った開発規制等を行うことが必要だと考えます</p> <p>【理由】</p> <p>1. 風力発電は点と点の開発であり、太陽光の面での開発とは大きく特性が異なります。開発規制を設定する場合は、電源毎の土地開発リスクや利点を考え、電源種別毎に設定頂く必要があると考えます。</p> <p>2. 大半の事業者は目の前の課題に取り組み再エネ導入量目標を達成するために真摯に事業を進めていると思います。具体的な開発成功例や地域に喜ばれた事例等ももっと取り上げていただき、地域において再エネ事業者の信用を上げる工夫と、すべての再エネ事業者がより適正な開発ができるような取り組みをしていただけるとありがたいです。</p>	
215	再生エネルギーの重要性をもっとアピールし社会インフラの整備をすべきである。再生エネルギーは高価だから、従来の炭素由来のエネルギーの方がいいと言う電力会社の考えを改める必要がある。人類が持続可能な社会を作ろうとしているのに目先の利益や勘弁性に囚われて間違った方向に進もうとしている政府はもっと勉強すべきである。	2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度46%削減目標の実現に向け、第6次エネルギー基本計画の中で、電源構成に占める再エネ比率を36～38%という野心的な目標を掲げています。今後の再エネの更なる導入に向けては、再エネの導入に適した場所の確保や国民負担を抑制するためのコスト低減など、様々な課題が存在していると認識しています。このため、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入拡大を目指すことが政府としての方針であり、目標の実現に向け、関係省庁一体となって取り組んでいきます。
216	<p>提言の前提が</p> <p>"我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、2021年 10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、2030年度の温室効果ガス削減目標をふまえた野心的な水準として、電源構成で36-38%程度を目指すことが掲げられている。"</p> <p>となっており、これを実現するための「再エネ固定価格買取制」の見直しには手を付けられないようになってきているように思われる。</p> <p>現状自然破壊などの問題点が多々あることは確かだが、最も大きな問題は、経済原理を無視して再エネ導入が行われていることであろう。</p> <p>エネルギーは最も基本的なインフラであり、国民が使用するものであるから、供給者、需要者、社会全体の3者が納得できるような仕組みで需給がなされるようにすべきである。</p> <p>現在の再エネ固定価格買取制では、電力の「需要者」から再エネ賦課金で徴収した料金を電力の「供給者」に与える形になっており、供給者が不当に大きな利益が得られる形になっている。</p> <p>そのため無理な開発が行われており、自然破壊や災害などが引き起こされることになっている。</p> <p>先ずこの固定価格買取制を経済原理に即するように見直しを行うべきであろう。</p>	今後の再エネの更なる導入に向けては、再エネの導入に適した場所の確保や国民負担を抑制するためのコスト低減など、様々な課題が存在していると認識しています。このため、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入拡大を目指すことが政府としての方針です。これまで調達価格の引き下げや、入札制度の導入などコスト低減に向けた取組を進めてきております。また、本提言においてとりまとめられた、地域とのコミュニケーションの促進や、違反の未然防止や違反状況の早期解消の促進のための新たな仕組みの検討などのアクションの具体化に向けてすることがとりまとめられました。地域と共生しながら事業が進んでいくよう引き続き取組を進めてまいります。

217	<p>再エネ事業を実施するのは、電力を使用する都市で行うようにしてほしい。遠い地方から送電線で電力を送るのはロスが多いし、都市の電力のために地方の山林を破壊することは地域住民の同意が得られるとは考えられません。</p> <p>また、山林での事業は森林伐採、切土、盛土を伴うため、新たな自然破壊や土砂災害を引き起こす要因となり、事業対象地から除外することを求めます。</p>	<p>再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p>
218	<p>自然を破壊する行為はやめて欲しいです。大型ダムも、森や山を壊すメガソーラーや風力も、樹木の再生を伴わないバイオ発電もやめ、小水力発電、公共施設・住宅への太陽光設置、洋上風力、温泉と共存する地熱発電を進め、潮力発電などの実用化に力を入れ、資金も含めた地産地消・住民に決定権がある、エネルギー自治を根幹において欲しいです。</p>	<p>本提言書においても、急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、災害の発生が懸念の声が高まっており、今後の太陽光発電設備の立地に当たっては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてメリハリをつけて対応していくことが必要という方向性が示されています。</p>
219	<p>太陽光発電、風力発電の設置場所について 山の木々を切り、盛土、切土などをしての設置に強く反対します。</p> <p>気候の温暖化など環境を考えると、森林を広い範囲で伐採し作るメガソーラーは、本末転倒だと思います。ましてや切土盛土をして山そのものをめちゃくちゃにしての発電所を作るなど言語道断です。土砂災害の危険性が大きいです。風力も山の尾根を削り作ることは、疑問を感じます。地域の人たちに低周波による被害などが起こる可能性がある場合絶対に造るべきではないと思います。</p> <p>森林は、二酸化炭素の吸収をして、地球温暖化防止に貢献してくれています。</p> <p>山の森林を適切に管理することにより、水害、土砂崩れなどを防止しているはずで。気温の上昇も森林があることである程度抑えているのではないのでしょうか。</p> <p>こんなに大切な自然を壊しての再生エネルギーはおかしいです。</p> <p>我が家の屋根の上の太陽光発電は、1年目、我が家で使う分の電力をまかなっています。町を見渡すと屋根の上に何もつない新しい大きな工場や家々がたくさんあります。この屋根の上にソーラーパネルのせれば、森林を伐採し、山を削り、盛土をする必要ありません。</p> <p>太陽光パネルの管理も山にあるより町にあった方が管理しやすいと思います。我が家のパネルの寿命が来た時に新しいパネルとの交換などが楽に頼める制度など、みなさんが導入しやすい環境づくりが大切だと思います。</p> <p>自然を壊しての発電はやめてください！！</p>	<p>そのため、森林法に基づく林地開発許可において、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ林地開発許可対象となる基準の引下げや、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討するなど抑制すべきエリアへのアクションがとりまとめられました。</p> <p>一方で、適地に限られる中、森林伐採や土地開発を伴わない建物等の屋根上への設置を促進していくことも重要であり、再エネ特措法の入札制度における工夫など、屋根置き太陽光発電設備へのインセンティブ付けも更に検討していくことが必要であり、提言においても追記いたしました。</p> <p>アクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>
220	<p>そもそも、脱炭素をうたい文句に進める再エネ事業であるにも関わらず、山間部(風力の場合は山頂部が多い)の樹木を大量に伐採し、山を削り建設することは矛盾しているし、本末転倒だ。また、山に改変を加えることにより土砂災害などのリスクを高めることになる。大規模な自然破壊の伴う事業は厳しく規制するべきだ。</p>	
221	<p>森林伐採を伴う再生可能エネルギーの推進に疑問を感じています。</p> <p>太陽光発電や風力発電は電気は作れますが、森林は生物の生命維持に必要な酸素や糖を作り出し、CO2も吸収してくれます。</p> <p>そんな森林を伐採することは、私たち人間が自分達の首を絞めていることになると思います。</p> <p>森林伐採を伴う開発に関して、災害の発生に影響する可能性があることは記述されており、その開発を抑制すべきエリアへの対応が重要だと認識されているようですが、この部分は事業者が自分達に都合良い解釈ができないように、明確に厳格に文字にすることが必要だと考えます。</p> <p>特に、利益最優先の事業者は、法や規制の隙間を突いて事業を進めようとする。可能な限り、そういう隙のない形にしてください。</p>	
222	<p>山に再エネを作ることを禁止していただきたい。</p> <p>地球温暖化対策の為に山林を伐るということがおかしいことは明らかです。</p> <p>やむを得ず森林伐採を行っての開発をしなければならぬのであれば、開発面積と同等の植樹、20年以上の植樹地の管理義務を設けるという形でなければ納得することはできません。</p> <p>国として山や森林は温暖化対策という以上に、経済的にも重要な水を産みだす要地と認識してしっかり守っていただきたいです。</p> <p>水が枯渇してはエネルギーを生み出すこともできません。</p> <p>また、再エネ業者の地元住民への説明を努力義務ではなく義務としていただきたいです。再エネ発電機による反射光、低周波被害、土砂災害、水質汚染などの危険にさらされるのは業者ではなく地元住民です。</p>	
223	<p>目標達成に向けて、再生可能エネルギーの導入を進めていくことは重要なことですが、大規模に森林を破壊しての再生エネルギー開発は、地球温暖化対策に逆行しています。</p> <p>各地で開発がどんどん進められていますが、森林を破壊しての開発は、災害や環境への影響が大きく懸念されます。</p> <p>風力発電開発においては、開発するにあたっての規制の検討がほとんどなされていない中で、目先の利益のみが重視されているように思います。杜撰な工事により崩落事故が起こった事例もあります。風力発電設置後は、相当規模の撤去費用が想定されますが、予算等が組まれていないのが現状です。そして、撤去に伴い大量に出る廃棄物の処理やリサイクル技術も確立されていません。騒音や低周波による被害の説明もありません。貴重な生態系も崩れます。</p> <p>持続可能性のない計画は安定的なエネルギー供給に反していると考えます。再生エネルギー導入にあたり今一度考え直していただきたいと思います。</p>	
224	<p>再エネ導入の基本的な姿勢として、森林をはじめとする貴重な自然破壊はせず、住民参加を保障し、地域の生活環境との調和をめざす姿勢を明確に打ち出すべき。</p> <p>森林を破壊しての再エネ開発は温暖化対策として本末転倒であり、日本の気候や島国であるという特性から災害防止、水源涵養、自然生態系の保全の観点からも問題である。</p> <p>また、各地で地域住民を無視した形でメガソーラーや大規模風力発電開発が進められていることから軋轢が大きくなっており、地域住民の参加や生活との調和なくして、持続可能なエネルギー開発はありえないことを基本姿勢としなければ、国民負担を課すことの賛同は得られないはずである。</p>	
225	<p>日本の地理的特徴を踏まえると、メガソーラーや巨大風力発電施設の開発は森林を破壊しての開発になるため、野生鳥獣や希少植物の保全に大きな悪影響を与える。これは事実であるので、森林を開発せずに、消費地でエネルギーの生産ができるためにはどうしていくべきかという具体案が必要。メガソーラーや風力だけが再生可能エネルギーではないし、小水力発電や発電効率がよく対応年数が長いソーラーパネルを大量消費地でも使えるようにすることが必要だと思う。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、適地に限られる中、森林伐採や土地開発を伴わない建物等の屋根上への設置を促進していくことも重要であり、再エネ特措法の入札制度における工夫など、屋根置き太陽光発電設備へのインセンティブ付けも更に検討していくことが必要である旨を提言において追記いたしました。</p>
226	<p>「再エネの導入拡大に伴い、一部の地域では、災害や環境への影響、再エネ設備の廃棄などへの懸念」を解消しようとしていることはいいことです。</p> <p>ただ大前提(2030年度に再生可能エネルギー36～38%という野心的な目標の実現)があるため、環境への悪影響や災害のリスクが多少あっても突っ走ってしまう懸念があります。</p> <p>やはり、大前提を見直して再生可能エネルギーの比率は現状維持程度で十分とすべきです。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度46%削減目標の実現に向け、第6次エネルギー基本計画の中で、電源構成に占める再エネ比率を36～38%という野心的な目標を掲げています。一方で、再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p>
227	<p>再生可能エネルギー発電による負の側面が取り沙汰される昨今、導入には慎重を期する必要があるかと思えます。</p> <p>土地利用の許諾如何だけではなく、十分な環境アセスメント、あるいは経済安保や国防的な観点より、将来的な被害・損失が生じないことを確認できない場合は設置不可とする、といった根本的な対応策が必要と思われず。</p> <p>再生可能エネルギーのために人命や財産が害されるのでは本末転倒ですし、保護するべきであるはずの自然環境を破壊してまで導入するべきものではありません。</p> <p>そうした意味では、むしろ都市部、例えば省庁屋上などのスペースに積極的に取り入れるべきものではないでしょうか。</p> <p>むしろ、新築住宅に強制的に設置させるような強権的な方策は国民負担を増やし、感情的にもかかって事態を悪化させるのみなので、導入補助金程度に抑えておくのがベターかと思えます。</p>	<p>本提言書においても、急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、災害の発生が懸念の声が高まっており、今後の太陽光発電設備の立地に当たっては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてメリハリをつけて対応していくことが必要という方向性が示されています。</p> <p>そのため、森林法に基づく林地開発許可において、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ林地開発許可対象となる基準の引下げや、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討するなど抑制すべきエリアへのアクションがとりまとめられました。</p> <p>また、適地に限られる中、森林伐採や土地開発を伴わない建物等の屋根上への設置を促進していくことも重要であり、再エネ特措法の入札制度における工夫など、屋根置き太陽光発電設備へのインセンティブ付けも更に検討していくことが必要であり、提言においても追記いたしました。</p> <p>アクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>
228	<p>・カーボンニュートラルの実現を目指すも冒頭で宣言しているなか、温室効果ガスの吸収を担っている森林資源に対して十分な影響の検証、森林資源の再現手段の確保などの検討がないままに再生可能エネルギー発電設備の開発を進めることには賛成いたしかねます。</p> <p>・エネルギー安全保障についても提言案にて触れられているが、安定的な発電が見込めない太陽光発電、風力発電などを重要な国産エネルギー源として置くことには合意できません。</p> <p>・また開発後のメンテナンスの観点において、これまで開発が進められてきた太陽光発電において、十分に管理されていない設備が散見されている状況にあり、今後の管理面での対策も見えていない。風力発電設備においても現状においてメンテナンスを担う技術者が十分に確保できていない状況にある中、これ以上設備を増やしていくことの危うさがある。</p>	<p>また、適地に限られる中、森林伐採や土地開発を伴わない建物等の屋根上への設置を促進していくことも重要であり、再エネ特措法の入札制度における工夫など、屋根置き太陽光発電設備へのインセンティブ付けも更に検討していくことが必要であり、提言においても追記いたしました。</p> <p>アクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>

229	<p>カーボンニュートラルとか再生エネルギーとか言われているが、実際に発電などで発生した二酸化炭素が海洋に取り込まれている事などは計算されているのだろうか？</p> <p>そういった事も計算されず二酸化炭素の排出量削減などばかり注目され、太陽光発電や風力発電などの開発のため森林が伐採され土砂崩れや緑地減少の環境破壊が進むことが懸念される。</p> <p>又、太陽光パネル劣化による使用済みのパネルの処分の際にできる環境負荷や風力発電で発生する騒音など、作ってしまったら元に戻すことが出来ない、運転を止めることが出来ない、廃止する場合の廃棄物の処理など問題は多く、グリーンエネルギーだから全てがグリーンという間違った考え方が問題と思われる。</p> <p>実際に東北では雪の重みに耐えきれず破損した太陽光発電施設が数年もそのままになっていたり、又、強風によるブレーキ破損で壊れたままになっている風力発電設備など、結局は設置はするが管理が追いつかない状況が見受けられる。</p> <p>安易に再生エネルギーはグリーンなどという考えで開発するのではなく、今まである水力や火力、既存の再生エネルギー発電などを上手に使い安易な新たな開発を止めるべきと思われる。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度46%削減目標の実現に向け、第6次エネルギー基本計画の中で、電源構成に占める再エネ比率を36～38%という野心的な目標を掲げています。一方で、再エネを更に導入拡大していくためには、災害や環境への影響、設備の不法投棄等への懸念に適切に対応し、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提です。</p> <p>本提言書においても、急傾斜地や森林伐採等を伴う区域に太陽光発電設備を設置する場合など、災害の発生が懸念の声が高まっており、今後の太陽光発電設備の立地に当たっては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてメリハリをつけて対応していくことが必要という方向性が示されています。</p> <p>そのため、森林法に基づく林地開発許可において、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ林地開発許可対象となる基準の引下げや、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討するなど抑制すべきエリアへのアクションがとりまとめられました。</p> <p>また、適地に限られる中、森林伐採や土地開発を伴わない建物等の屋根上への設置を促進していくことも重要であり、再エネ特措法の入札制度における工夫など、屋根置き太陽光発電設備へのインセンティブ付けも更に検討していくことが必要であり、提言においても追記いたしました。</p> <p>アクションの具体化に向け、御指摘の点も踏まえながら検討を進めてまいります。</p>
230	<p>近年の再生可能エネルギー発電と称して行われている大規模太陽光発電所の建設は本当「再生可能」なのでしょうか？熱海での土砂災害の発生など発電所近くでの土砂の流出は目立たなくてもそこら中で起こっています。大規模太陽光発電所は山間地で山を削り造成しているところをよく見っていますが、土砂の流出といった国土保全の観点から見ても、生物多様性や保全の観点から見てもとてもではないが「再生可能」とは言い難いのではないかと思います。また、一昨年ほど前には滋賀県でヤマトサンショウウオといった希少生物が生息していたにもかかわらず、影響がないとして太陽光発電所が造成されていた、または計画が進んでいると記憶していることもあり、そして太陽光発電は未だ面積に対しての発電効率はあまり良くないものだとも聞いております。森林を削り人や生物の生息や暮らしを脅かすくらいであれば、原子力発電や現在の効率の悪い火力発電所を新型に替え効率よく環境に優しいものにするなどを先に考え、技術の発展によりより効率の良くなったものから再生可能エネルギーに変化させていくほうが良いと思います。日本の緑豊かな自然を残すために今の乱立する大規模太陽光発電所の造成に少し立ち止まっていたらと幸いです。</p>	
231	<p>再生可能エネルギーの導入推進に反対する</p> <p>再生可能エネルギーについては、太陽光発電、風力発電等があるところ、平野の少ない日本列島では山間部にその設置が集中している。</p> <p>山を所有する私人や自治体にとって、税金などの維持費用だけ掛かって金を産まない山林はお荷物であり、現状最も金になるのが太陽光発電や風力発電の設置であるから、これらを推進する理由にもなっている。</p> <p>しかし、これらの設備の設置は環境への配慮が満たされているとは言えない。</p> <p>広大な山林を切り開くために保水力が減殺されたため下流の洪水や鉄砲水の原因となる。また、台風等の自然災害のため設置が破壊された場合、カドニウムなどの汚染物質の流失は既に発生していると思われる。</p> <p>また、太陽光発電パネルは光を浴びるだけで発電するため感電の恐れがあり、破壊された設備の復旧は容易ではないし、現在の日本における太陽光発電パネル処分能力は希少であり、現在日本の各地で山林を開発している規模からすると、設備耐用年数が経過し、処分する時期がくると莫大な量となることが予想される。</p> <p>しかも、この広大な山林開発には外国資本も参入している。入札後に外国資本の企業に変わっている場合もあると聞く。</p> <p>日本の広大な土地を危険な発電設備で覆うのは、国土の自然破壊である。</p> <p>また、それが実質上外国資本の企業である場合は、その国が敵対した場合どのように使用されるか不明であり、かつ今の日本にその土地と企業を強制的に調査検証し、設備を撤去し、関係者を逮捕する権限も持たない以上、安全保障上の問題がある</p>	
232	<p>再生可能エネルギー・自然エネルギーは、原発よりは安全な場合が多く良いと思うのですが、実際には多くの問題があると知ったので、どうか慎重に考えて導入していただきたいです。</p> <p>例えば、太陽光発電だと、「メガソーラー」というものは、山や森を壊し、生き物たちのすみかや命を奪います。</p> <p>風力発電は、パネルに鳥たちがぶつかって命を亡くしたり、どちらも電磁波や低周波の影響で人体にも動物たちの健康被害になります。</p> <p>結局、善意や地球環境のための再エネシフトではなく、金儲けなのではないでしょうか？</p> <p>各地域で小さく広く発電し、贅沢しないで電気を使えば、無駄が大きく減りますし誰も困らないし環境破壊も減らせるようです。</p> <p>どうかご検討の上、無駄な開発・税金の無駄使いは止めてください。</p>	
233	<p>再生可能エネルギーの種類別に国・各都道府県で達成すべき導入量を決め、ソーニングでは導入量を達成するため必要な事業用地を確保することを検討してはどうか。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体においても地域の脱炭素化を見据え、中長期的な地球温暖化対策を推進していくことが必要です。地域脱炭素化促進事業制度は、再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県・市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールに則って、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブソーニングの仕組みです。一方で、市町村ごとに自然的・社会的条件は様々であり、目標設定や進捗管理のあり方も異なると考えており、いただいた御指摘は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
234	<p>p.9の「（3）再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応」において、改正温対法における促進区域の設定に関する言及があるが、当該促進区域における導入可能量が我が国において必要とされる再生可能エネルギー量を賄う規模となるかどうかについては、国が監視・指導すべきである。現在でも、都道府県と市町村において温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標が整合しない事例が散見されており、国及び都道府県の基準として域内で確保すべき再生可能エネルギーの総量を算定し、その数値目標を市町村に示すべきである。</p>	
235	<p>カーボンニュートラル達成のため、どれくらいの国土面積を開発地とするかシュミレートして公表する必要があると思います。（科学的な根拠資料が必要ではないか）</p> <p>地主、近隣住民、開発事業者の相互認識がズれている場合は話し合ってもなかなかまとまらないのではないかと思います。</p> <p>地域共生の取り組みについては、方向性としては良いと思いますが、後天的な実施では限界があるかと思っています。開発後に近隣住民を説得するような形が地域共生と呼べるのかと考えると、呼べないと思います。</p> <p>国、都道府県規模での計画的な開発案をたて、それに合わせてメガソーラーなどの大規模発電計画を実施するべきではないかと思っています。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
6. その他の御意見		
236	<p>未熟なテクノロジーを乱暴に使い、自然破壊、騒音公害などが頻出しています。もっとしっかりした技術の開発を先行してください。</p>	<p>御指摘を踏まえ、再生可能エネルギーに伴う土地開発や設備に起因する災害等の可能性を低減し、地域と共生する形での導入を進めていく観点からは、従来設置が困難であった建物の壁面等の新たな設置形態への対応や軽量化、環境負荷の軽減等の技術開発の促進も重要である旨を追記いたしました。</p>
237	<p>本提言において、各観点から、法整備、規制、取組み方針が示されているが、全体の進捗ロードマップ（予定）のようなものがあれば良いのではないか。</p>	<p>「速やかに対応するもの」は順次具体化を行い実施していきます。法改正も含め制度的な対応を検討するものについては、今後、具体化に向けて関係審議会等で議論を進めてまいります。</p>
238	<p>各事業段階ごとに、「(1)速やかに対応」と「(2)法改正も含め～」に対応策が記載されていますが、それぞれの導入スケジュールなどを明確にさせていただきたくお願いいたします。</p> <p>本年度の入札に影響のある項目も含まれ、どのタイミングから考慮したらよいか不明なため。</p>	
239	<p>「はじめに」にある「S+ 3 E」は素人が読んでわかる表記ではない。注釈を追加するか、定義もしくはフルスペルを提示の上、修正願う。</p>	<p>御指摘を踏まえ、注釈を追記いたします。</p>
240	<p>・5ページの8行目「ごと」と、16ページの4行目「毎」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p> <p>・7ページの5行目「当たって」と、同19行目「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「ごと」及び「当たって」に統一いたします。</p>
241	<p>P13 L18-20、P14 L23-25、P25 L24-26</p> <p>当該3行の記述は、運開後の適正な管理ではなく、土地開発前段階の箇所に記載したほうが適切と考える</p>	<p>御指摘のとおり、土地開発段階への記載でも適するものと考えられますが、系統工事や運用における議論とも一体となる内容であるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
242	<p>許認可取得の関係法令に自然公園法も明示すべきである。</p> <p>関係法令の許認可取得を申請要件とする、という事項が設けられたときに、その対象には自然公園法の許可も入れておく必要がある。許認可取得を申請要件とする例示として、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域だけでなく、自然公園法に基づく国立・国定公園の特別地域も示すべきである。</p>	<p>再エネの事業実施においては、提言の3ページ目に記載した法令以外にも多数の関係法令が存在しますが、ここでは、特に事例の多い法令について代表例として取り上げております。</p> <p>本提言において、再エネ特措法において、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続の強化を検討することがとりまとめられましたが、今後具体化に向けては、御指摘の点も踏まえながら、関係審議会等において検討を深めてまいります。</p>
243	<p>該当箇所：I -2.再エネ事業実施の流れと関係する法令(P2, L.15以下)</p> <p>意見：自然公園法も留意が必要な法令に含めるべきである。</p> <p>理由：再エネ発電設備の設置に関する主な関係法令に、立地の際に十分な留意をし、地種区分によって回避や調整が必要となる自然公園法が例示されていないのは理解しがたい。</p>	

244	<p>再生可能エネルギー発電設備の事業を進める上で、関係省庁・自治体の連携強化 は必要と考えます。是非とも積極的な検討をお願いします。</p> <p>ただし、連携にあたっては、再生可能エネルギーの主力電源化をめざせるように、法律、条令等に従って進める種々の手続きの迅速化をお願いします。</p> <p>特に、風力発電所の開発にあたっては、計画をスタートしてから工事開始、完工まで、ウインドファーム認証、電力会社との連携協議、環境アセスメント等々で非常に長い月日を要しています。そのために、事業の資金調達として、長期間かかるがゆえに、銀行等からの融資が得にくくなっています。</p>	御指摘の点も踏まえながら、提言でとりまとめられたアクションの具体化に向けて進めてまいります。
245	<p>【2.4.廃止・廃棄段階】P17（１）速やかに対応するもの の1ポツ3行目～4行目。 （修正案）</p> <p>2022年7月から開始された再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の活用や、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に示されている、火災保険や地震保険等の加入の努力義務化への対応を含め、関連する法律・制度等を適切に運用する。 （理由）</p> <p>太陽光発電設備の廃棄を事業者が自らの責任で対応するためには、廃棄費用の原資が必要。この観点で、再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度が創設されたが、廃棄等の費用積立が完了するのは、FIT認定期間（20年）終了後である。積立前・積立中に、昨今頻発している自然災害が発生し、設備が破損し、廃棄が必要になった場合に廃棄費用を確実に捻出するためには、火災保険など廃棄費用を補償する保険への加入が必要であり、この観点で、2020年4月より、火災保険や地震保険等の加入の努力義務化がスタートした経緯にあると考える。保険の加入率を向上させ積立未了時の確実な廃棄を実現するためにも、事業者が実施すべきアクションとして、本検討会の提言に組み入れるべきである。</p> <p>【2.5.事業実施段階横断的事項】P18 5.（１）の適切な箇所 （追記案）</p> <p>地域住民と事業者間のトラブル解決のためには、万一事故やトラブルが発生した場合に事業者が「賠償資力」を備えておくことが重要であり、本備えが地域住民との合意形成の一因になる可能性がある。2022年4月より、火災保険や地震保険に加え、第三者賠償責任保険の加入が努力義務化されているが、本対応への適切な対応が求められる。 （理由）</p> <p>第三者賠償責任保険の加入により、万一事故やトラブルが発生した際の賠償資力が担保される。これは、地域における合意形成の一因になる可能性があり、有事の際に、地域を守る重要なツールになる。上記観点も踏まえ、2022年4月より、火災保険や地震保険に加え、第三者賠償責任保険の加入が努力義務化され、これが事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に明示されているが、太陽光発電事業者の第三者賠償責任保険の加入率は低く、本検討会の提言に盛り込盛り込むことで、事業者の認知が進むものとする。</p>	御指摘のように、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）において、火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するように努めることとしており、引き続き取組を進めてまいります。
246	<p>昨今、全国的に大雨等による自然災害が発生しており、特に農業用ため池の決壊については周辺の区域にも被害を及ぼすおそれがあることから、水上設置型太陽光発電設備の導入にあたっての管理のあり方等の留意事項についても提言に言及することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等を背景として、農業用ため池の水面に太陽光発電設備を設置する事例がある。 ○ 一方で、農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、ため池の所有者に対し、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、農業用ため池の適正な管理に努めるよう定めており、農業用ため池の決壊による水害その他の災害により周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして都道府県知事が指定する特定農業用ため池については、堤体や岸の形状変更、水底の掘削等の行為を行う場合、都道府県知事の許可を求めている。 ○ 本提言では、従来から想定されている地上面への太陽光発電設備の導入については言及しているものの、新たな取組である水上設置型太陽光発電設備等の導入に関しては言及していないことから、現状に即し、記載を加えるべきと考えるもの。 	水上太陽光については本提言においては特段言及しておりませんが、地上設置と同様に、本提言におけるアクションの対象となります。御指摘も踏まえつつ、さらに検討すべき課題については、今後本検討会において適切にフォローアップを実施していきます。
247	<p>電源三法交付金の電源種別に再エネ電源を追加すべきではないでしょうか。</p> <p>洋上風力も含め、発電事業者の利益から基金を拠出させるのには限界があり、特定地域の資源を活用して得られた果実について、全ての国民から税負担により平準化を図る手法は、交付金が適切です。立地住民の負担として、開発により災害リスクにさらされることや景観が阻害されることなどの不利益が考えられ、地域資源の開発リスクが0にならない中では、再エネ電源を交付金の対象にすることが理にかなっていると思います。</p> <p>このままでは、東北各地の再エネ適地で再エネはデメリットばかりで、要らないとなりがねない状況だと思えます。</p>	
248	<p>再エネ促進（立地）には、地元理解が不可欠である。そのためには発電事業者を含む関連事業者が地元の信頼を得るに足る資質があることに加えて、再エネ設備が地域振興に貢献することが重要である。多くの事業者は、地元との協調や貢献について真剣に考えているが（そうでないと立地不可能）、貢献するためには事業自体が相応の利益を得るとの予見性が不可欠である。</p> <p>FITやFIPは、再エネ事業が成人化するまでの間に、政策目標を実現するべ設けられた政策支援措置であり、事業予見性の確保と国民負担のバランスを考 えてFIT価格やFIPへの移行を適切に判断する必要がある。FIT効果により再エネが一定の普及をみえてきたことは評価できるが、一方で、FIT価格引き下げ、FIPへの移行が性急であるとの意見も少なくない。入札制度もタイミングと方法について批判的な意見が多く、頻繁に見直しが行われる結果となっている。先行して普及した太陽光発電は、近時新規投資が滞っているが、FIT価格引き下げが性急に過ぎたとの意見は多い。</p> <p>2022年度より導入されたFIP制度は、電力取引市場の未整備・混乱、アグリゲーターは育成途上というなかで、日本型制度の複雑さも、事業見直し（予見性）を大きく損なうものとなっている。現に、先行する太陽光のFIPへの応札は不活発な結果となっている。</p> <p>洋上風力は「黎明期」であるにも拘らず、FIP制度の下での基準価格入札、そして最高評価点価格は「市場価格を十分に下回る」によるとの提案が政府より出されている。7/14-8/13でパブコメが実施されているが、この案の通りだと、一足飛びに市場価格変動やインバランスリスクに晒される可能性が高く、洋上風力発電を考えている事業者は、非常に困惑している状況にある。金融機関も融資実現性に懸念を持っていると言われる。</p> <p>このような状況下、発電事業者等の事業性に係る見直しは不透明感が増し、地域貢献提言への歯切れが悪くなるのが十分に予想される。一方で、「最優先導入」の再エネがエネ基目標に沿って普及するためには、地元理解が不可欠である。</p> <p>このような状況下、「電源三法交付金」の電源種別に現在三法交付金の対象となっていない風力、太陽光等の再エネ電源を追加すべきである。再エネは国産でエネルギー安全保障の面でも評価が高まっており、各種電源間のなかでは、最優先の度合いが大きくなっており、追加しない理由はないと考える。</p>	いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。
249	<p>横断的に基準や運用を検討するだけでなく、FIT法の初期の見通しの甘さが現在の多くの問題に繋がっていることを認識すべき。経産省は後追的に様々な措置を行ってきたが、FIT法施行の初期に認定を受けた悪質な事業者をいまだに排除できない現状が続いている。新規の事業ではなく、初期の問題ある認定案件を規制すべき。</p>	御指摘の点も踏まえながら、アクションの具体化に向け、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。
250	<p>速やかに対応するものとして「ガイドライン等において位置付ける」との方針が繰り返し見られます。これまでも各分野で立派なガイドラインが作成されていますが、努力規定に過ぎないため何の実効性もありません。それゆえに、あらゆる問題が解消することなく続いているではありませんか。</p> <p>私個人の経験でも、ガイドラインをプリントして初めて市への相談に訪れた際、市の担当職員に「ガイドラインは守らなくても市の許可要件を満たせば許可は出るんです。」とガイドライン遵守は必要ないと言わんばかりの説明をされたことがあり、それでは何のためのガイドラインか・・・と呆然としたことが忘れられません。</p> <p>守られないガイドラインを作成するのに時間と労力を費やしても関係省庁の自己満足に過ぎません。意味のないガイドラインよりも、真に実効性のある仕組みを作らないことには問題はいつまでも解消されません。〇〇をしなければ認定ができない、〇〇すると売電期間が短縮される、最悪の場合認定が失効する、などの具体的なペナルティーがあることで、どの事業者にも必要なことが、初めてクリアすべき課題として認識されるのではないのでしょうか。もうガイドライン頼みは辞めて、事業者に求めることをシンプルに規定してください。</p>	御指摘の点も踏まえながら、本提言でとりまとめられたアクションの具体化に向け、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。

251	<p>国策として推進した原子力発電の場合、事故が発生して住民等に被害が及んだ場合は、法に基づく原子力損害賠償制度があり、被害者は救済されますが同じく国策として進めている再エネ(大規模太陽光・風力発電)は、森林の破壊により、今後、全国各地の中山間地で熱海市伊豆山の様な被害が発生するおそれがあります。</p> <p>現行法では、地域住民が熱海市伊豆山の様な土砂災害等の被害を負った場合に被害者を救済することが出来ず、被害者自ら事業者等に損害賠償訴訟を起こさなければ泣き寝入り強いられることとなります。</p> <p>被害住民を救う法整備を行い被害者の救済制度を作って頂きますようお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
252	<p>大掛かりな太陽光パネルや風車の建設は、万一の事故を想定して、建築基準法対象とすべき。</p>	<p>太陽光発電設備のうち、当該設備の架台下の空間を屋内的用途に供しているものは建築物とし、建築物の屋上に設けるものは建築設備として、建築基準法の各規定に適合させる必要があります。また、土地に自立して設置する太陽光発電設備等のうち高さが4mを超えるもの（電気事業法の適用を受けるものを除く。）は準用工作物として建築基準法の各規定に適合させる必要があります。そのほか、電気事業法等の関係法令においても、別途基準が定められており、引き続き再エネ発電設備の安全確保に努めてまいります。</p>
253	<p>再エネ施設は建築物として扱い安全性を担保すべき。</p> <p>再エネ施設が建築物に該当しないため、建築基準法の規制がかからないのでかかるようにすべき。</p>	
254	<p>森林伐採により自然破壊や災害の発生が懸念されるエリアへの立地を抑える一方、太陽光発電設備の導入を促進するためには、工場や商業施設等の駐車場へソーラーカーポートの設置を促進する施策が必要と考えます。</p> <p>※駐車場へのソーラーカーポートの設置は、利用者へのサービス向上や災害時の電源供給にも有効です。</p> <p>弊社では、工場への再エネ導入のため工場建屋屋上へのソーラーパネルの設置を検討していますが、工場建屋が築40～50年と古いため、建屋の耐震性への懸念や長期契約となるPPA契約が行えない事などから導入が進まないのが実情です。</p> <p>そのため、従業員駐車場を活用して太陽光発電設備の導入を進めようと計画していますが、駐車場の土地が『第一種住居地域』に指定されているため、建築基準法によりソーラーカーポートの設置に大きな制限がかかっています。</p> <p>現在、都市計画提案制度による『準住居地域』への変更を検討していますが、単位の時間が必要であり、早期の再エネ導入を進めるには、特定の目的（例えば国家目標に有効な再エネの導入など）のための変更に関する、手続きの簡素化や迅速化が必要です。また、ソーラーカーポートの建築基準法上の規制緩和(認証を受けた型式であれば対象外とする等)も駐車場への導入促進に有効と思われる。</p>	<p>都市計画を変更するにあたっては、都市計画の案の縦覧、関係行政機関との協議、都市計画審議会の議を経ることなど、必要な手続きが多種法令で規定されています。これらの手続きには、ある程度の月日を要しますが、都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民に対する影響が極めて大きいばかりでなく、土地利用等に関し住民に義務を課し、権利を制限するものであるため、各種の行政機関と十分な調整を行い、また、住民及び利害関係人の意見を反映させ、利害を調整することなどが必要であり、上記の手続きを確実かつ丁寧に行うことが求められます。</p> <p>また、建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模等を定めています。第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域であるため、太陽光発電設備が設置されているかどうかによらず一定規模以上の自動車車庫には制限がかかります。ただし、同条ただし書き許可により建築することが可能です。</p> <p>いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
255	<p>そもそもカーボンニュートラルの社会を盲目的に目指すことが間違っております。</p> <p>研究者の意見を広く聞いてください。広く意見を求めた上で議論してください。</p> <p>現在はCO2削減を提唱する者達の意見中心で議論が偏向しています。</p> <p>地球温暖化の主原因はCO2ではないとする研究者は多数おられます。</p> <p>たとえCO2を日本の地が排出したとしても、翌日には太平洋（水）に吸収され、全く問題ない。それどころか、生物に必要な不可欠な物質であるので、生物の成長を促進する。という専門家もおられます。</p> <p>始めから目標ありきで、議論するのは即刻中止してください。</p> <p>いくら議論しても、初めから間違っています。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度46%削減目標の実現に向け、第6次エネルギー基本計画の中で、電源構成に占める再エネ比率を36～38%という野心的な目標を掲げています。今後の再エネの更なる導入に向けては、再エネの導入に適した場所の確保や国民負担を抑制するためのコスト低減など、様々な課題が存在していると認識しています。このため、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入拡大を目指すことが政府としての方針であり、目標の実現に向け、関係省庁一体となって取り組んでいきます。</p>
256	<p>2050年カーボンニュートラルという目標自体を改めるべきである。もともと温暖化の影響は二酸化炭素の増加と関係しているという「説」に基づいているが、これは事実なのであろうか。地球の温暖化というよりも寒冷化に向かっているという学者の説もある。また、仮に温暖化していたとしてもその原因は空気中の二酸化炭素の増加とは関係なく、海洋からの水蒸気の増加によるものという説もある。「科学的」な根拠に基づいていることなのか。国際機関がそう言っているから、京都議定書を遵守するためというのが理由だろうか。一番、二酸化炭素を排出している米国、中国は守っていない。また、資源の乏しい日本は欧米、中国とは違った考えを持つべきである。従って、再生可能エネルギーの太陽光発電は必要ない。審査を通った原子力発電所の再稼働が現在のところ最も現実的な発電方法である。また、太陽光パネルの生産に当たっては、石油、石炭などの発電により作成しているし、またその廃棄に当たってはエネルギーを使用する。また、敷地確保のために酸素発生装置である樹木を切り倒すことにより逆にその本来の趣旨を逸脱していることになる。また、そのソーラーパネルはより安価な中国製を用いるのだからそうすることにより日本から海外に富が流れていくことになる。カーボンニュートラルなどという考えは止めるべきである。おそらく、それは実現しないだろうと推察する。</p>	
257	<p>p.5の「4. 地域と共生した事業規律の確保に関するこれまでの取組」について、これまで五月雨式に後付けの規制の追加が進んできたことで、発電事業者側としては事業の予見可能性が常に大きく毀損されてきた。法令許認可を遵守し健全な再生可能エネルギー発電事業を行うことは当然として、後付けの規制強化に対応するコスト等は果たしてFIT制度に適切に織り込まれてきたのか、また現在の再生可能エネルギー電源の発電コストにどの程度影響を与えているのかを精緻に検証し結果を公表すべきである。FIT制度開始時にこうした法令許認可等についての整理が十分に行われてこなかったことに政府の大きな不作為があり、結果として法令遵守を軽視した事業者が大きな利益を得て、遵守を徹底する事業者ほど不利な状況に置かれてしまった点を問題視すべきである。その部分への政策当事者の総括が無くて、発展的な取り組みを考えることはできない。</p>	<p>FIT・FIP制度における調達価格及び基準価格については、再エネ特措法において、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることとされており、調達価格等算定委員会の御意見を尊重し、適切に設定してまいりました。</p> <p>いただいた御指摘は今後の政策立案の参考とさせていただき、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理に向けた取組を進めてまいります。</p>
258	<p>検討会の委員が地方自治体の職員であったり、大学等研究機関の学者が中心で偏りがある。このようなメンバーで公平な議論を進めるのは無理があるのではないか。再エネ開発事業者が全くメンバーに含まれていない。</p> <p>例えば、「太陽光の開発事業者が住民説明を行った場合、このような難しい問題が発生します」という視点は、提言案に記載されているようなトピックを検討するのに不可欠ではないのか。なぜ事業者の声を積極的に取り入れようとしないのか理解ができない。</p>	<p>本検討会においては、自治体や学識有識者、業界団体や廃棄物処理業者等へのヒアリングも実施しながら検討を行ってまいりました。</p>